

成長戦略フォローアップ案

令和3年6月2日

目次

はじめに	1
1. 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備	1
(1) デジタル庁を中心としたデジタル化の推進	1
i) 国民目線のデジタル・ガバメントの推進	1
ii) デジタル社会の共通基盤の整備	2
iii) 包括的データ戦略の推進と準公共分野等における共通基盤の整備	4
iv) デジタル人材の育成	7
(2) 5G の早期全国展開、ポスト 5G の推進、いわゆる 6G (ビヨンド 5G) の推進	8
i) 安心安全な 5G・ローカル 5G やポスト 5G の推進	8
ii) いわゆる 6G (ビヨンド 5G) の推進	9
(3) 携帯電話料金の低廉化	10
(4) デジタルプラットフォーム取引透明化法の着実な執行とデジタル広告市場の 透明化・公正化のためのルール整備	10
(5) デジタル技術を踏まえた規制の再検討	12
(6) ブロックチェーン等の新しいデジタル技術の活用	13
(7) スマート農林水産業	14
i) スマート農業の推進	14
ii) スマート林業の推進	17
iii) スマート水産業の推進	17
(8) 企業等における DX の推進	18
(9) サイバーセキュリティの確保	20
2. グリーン分野の成長	22
(1) 2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略	22
i) 2030 年排出削減目標を踏まえたグリーン成長戦略の枠組み	22
ii) 分野横断的な主要政策ツール	22
iii) 分野別の課題と対応	23
(2) カーボンプライシング	29
(3) カーボンニュートラル市場への内外の民間資金の呼び込み	29
i) 円滑な資金供給に向けた基盤整備	29
ii) グリーンボンド等の取引の環境整備	29
iii) サステナビリティに関する開示の充実	29
iv) 金融機関による融資先支援と官民連携	30
(4) 地域脱炭素ロードマップ	30

(5) 循環経済への移行とビジネス主導の国際展開・国際協力、その他	31
3. グリーン成長戦略に向けた新たな投資の実現	35
(1) カーボンニュートラルに伴う産業構造転換	35
(2) 水素ステーションの整備	35
(3) 電気自動車向けの急速充電設備の整備	35
(4) 石炭火力自家発電のガス転換等	35
(5) 再エネ普及のための送電線網の整備	35
4. 「人」への投資の強化	36
(1) フリーランス保護制度の在り方	36
(2) テレワークの定着に向けた取組	36
(3) 兼業・副業の解禁や短時間正社員の導入促進などの新しい働き方の実現 ...	37
<i>i) 兼業・副業の促進</i>	<i>37</i>
<i>ii) エッセンシャルワーカー等の就業環境の整備</i>	<i>38</i>
<i>iii) 70歳までの就業機会の確保等</i>	<i>38</i>
①70歳までの就業機会確保	38
②働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に伴う年金制度の見直し	38
<i>iv) 生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援</i>	<i>38</i>
①長時間労働の是正をはじめとした働く環境の整備	38
②人的資本情報の「見える化」の推進	39
③賃金	39
(4) 女性・外国人・中途採用者の登用などの多様性の推進	40
<i>i) 女性活躍の更なる拡大</i>	<i>40</i>
<i>ii) 高度外国人材の受入促進</i>	<i>41</i>
<i>iii) 中途採用・経験者採用の促進</i>	<i>43</i>
<i>iv) 企業組織の変革の推進</i>	<i>43</i>
(5) 人事評価制度の見直しなど若い世代の雇用環境の安定化	44
(6) 労働移動の円滑化	44
<i>i) 雇用の維持と労働移動の円滑化</i>	<i>44</i>
<i>ii) リカレント教育の推進</i>	<i>45</i>
<i>iii) 主体的なキャリア形成を支える環境整備</i>	<i>46</i>
(7) ギガスクール構想の推進による個別最適な学びや協働的な学びの充実	46
<i>i) 初等中等教育段階における Society5.0 時代に向けた人材育成</i>	<i>47</i>
<i>ii) 大学等における Society5.0 時代に向けた人材育成</i>	<i>48</i>
<i>iii) 産業界における Society5.0 時代に向けた人材育成・活用</i>	<i>49</i>
(8) 全世代型社会保障改革の方針の実施	50
5. 経済安全保障の方針を踏まえた集中投資	51

(1) 経済安全保障政策の推進	51
i) 経済安全保障の観点からの技術優越性の確保.....	51
ii) 基幹インフラ・サプライチェーンに係る脅威の低減・自律性の向上.....	51
iii) 経済安全保障の強化推進に向けた中長期的な資金拠出等を確保する枠組みの検討.....	51
(2) 先端半導体技術の開発・製造立地推進	51
(3) 次世代データセンターの最適配置の推進	52
(4) 電池の次世代技術開発・製造立地推進	52
(5) レアアース等の重要技術・物資のサプライチェーン	52
(6) ものづくり基盤の強化.....	52
6. ウィズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活～スタートアップを生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備	53
(1) 新規株式公開（IPO）における価格設定プロセスの見直し.....	53
(2) SPAC（特別買収目的会社）制度の検討.....	53
(3) 私募取引の活性化に向けた環境整備	53
(4) スタートアップと大企業の取引適正化のための競争政策の推進.....	53
(5) スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援	53
7. 事業再構築・事業再生の環境整備	55
(1) 大企業・中堅企業の事業再構築・事業再生の環境整備	55
i) 資本性資金の供給強化及び優先株の引受け推進.....	55
ii) 私的整理等の利便性の拡大のための法制面の検討	55
(2) 中小企業の事業再構築・事業再生の環境整備	55
i) 中小企業の私的整理ガイドライン	55
ii) 個人破産への対応	55
iii) 金融機関等の取組	55
8. 新たな成長に向けた競争政策等の在り方.....	56
(1) 規制改革の推進.....	56
i) 国家戦略特区の推進.....	56
①更なる規制改革事項	56
②国家戦略特区における規制の特例措置の全国展開.....	57
ii) サンドボックス制度の活用.....	59
(2) 競争政策のリデザイン	60
i) 公正取引委員会の唱導の強化.....	60
ii) 公正取引委員会の体制及び執行の強化	60
9. 足腰の強い中小企業の構築.....	61

(1) 中小企業の事業継続と事業再構築への支援.....	61
<i>i)</i> 事業継続（事業承継・引継ぎ・再生等）の支援.....	61
<i>ii)</i> 事業再構築への支援.....	62
(2) 中小企業の成長を通じた労働生産性の向上.....	63
<i>i)</i> 中堅・中小企業の海外展開支援.....	63
<i>ii)</i> 規模拡大を通じた労働生産性の向上.....	64
(3) 大企業と中小企業との取引の適正化.....	65
<i>i)</i> 下請取引の適正化.....	65
<i>ii)</i> 大企業と中小企業の連携促進.....	65
<i>iii)</i> 約束手形の利用の廃止.....	66
<i>iv)</i> 系列を超えた取引拡大.....	66
(4) 地域の中小企業・小規模事業者等への支援.....	66
(5) 官民連携による経営支援の高度化.....	66
(6) デジタル化を通じた生産性向上.....	66
10. イノベーションへの投資の強化.....	68
(1) リバースイノベーションの推進.....	68
(2) 文理融合の推進.....	68
(3) 量子技術等の最先端技術の研究開発の加速.....	69
(4) 大学ファンドの創設などを通じた大学改革.....	72
(5) 知的財産戦略の推進.....	73
(6) 未来社会の実験場としての2025年日本国際博覧会.....	75
11. コーポレートガバナンス改革.....	77
12. 重要分野における取組.....	79
(1) ワクチンの国内での開発・生産.....	79
(2) 医薬品産業の成長戦略.....	80
<i>i)</i> ライフサイエンスの強化、国際展開.....	80
<i>ii)</i> データヘルス、健康・医療・介護のDX.....	82
①データヘルス（健康・医療・介護でのデータ利活用）の推進.....	82
②ICT、ロボット、AI等の医療・介護現場での技術活用の促進.....	84
③医療・介護現場の組織改革等.....	87
<i>iii)</i> 疾病・介護の予防.....	88
(3) 海洋.....	91
(4) 宇宙.....	92
(5) PPP/PFIの推進強化.....	93
(6) 国際金融センターの実現.....	95
(7) 対日直接投資の促進.....	95

(8) 個別分野の制度改革	96
<i>i)</i> 自動配送ロボットの制度整備.....	96
<i>ii)</i> 電動キックボードの制度整備.....	96
<i>iii)</i> ドローン等の制度整備	96
<i>iv)</i> キャッシュレスの環境整備	98
(9) フィンテック／金融	99
(10) インフラ、防災・交通・物流・都市の課題解決.....	100
<i>i)</i> インフラの整備・維持管理.....	100
<i>ii)</i> 防災・災害対応.....	101
<i>iii)</i> 交通・物流.....	103
<i>iv)</i> 都市の競争力向上	105
(11) モビリティ.....	105
<i>i)</i> 自動運転の社会実装.....	105
<i>ii)</i> 日本版 <i>MaaS</i> の推進.....	107
<i>iii)</i> モビリティの <i>DX</i> 、次世代技術の社会実装.....	107
(12) ロボット技術の社会実装	108
1 3. 地方創生.....	109
(1) 観光立国の実現.....	109
<i>i)</i> 感染拡大防止の徹底、国内需要の回復、観光産業の再生.....	109
<i>ii)</i> 魅力ある観光地域とコンテンツ造成.....	110
<i>iii)</i> インバウンド等の段階的復活.....	111
(2) 農林水産業の成長産業化による活力ある農山漁村の実現	112
<i>i)</i> 輸出促進等「新たなマーケット」の創出.....	112
①農林水産物・食品の輸出の促進.....	112
②加工・業務用野菜の国産シェアの拡大.....	114
③新事業分野の開拓.....	114
<i>ii)</i> 農業の生産基盤の強化	115
①生産基盤の確保・強化.....	115
②食品産業の生産性向上、家庭と農業との結びつきの強化	117
<i>iii)</i> 林業の成長産業化	118
<i>iv)</i> 水産業の成長産業化.....	119
<i>v)</i> 農山漁村における農林水産業以外の多様な分野との連携を通じた新たなビジネスの創出等.....	120
(3) 地域金融機関の基盤強化	121
(4) 地域企業のための経営人材マッチング促進.....	121
(5) 地方創生に資するテレワークの推進など都会から地方への人の流れの拡大	

.....	121
(6) 地域公共交通の活性化.....	122
(7) スーパーシティ構想等の推進.....	122
(8) 土地政策.....	123
(9) スポーツ産業の未来開拓.....	123
<i>i)</i> ウィズコロナ、ポストコロナにおけるスポーツの成長産業化.....	123
<i>ii)</i> スポーツを核とした地域活性化.....	124
(10) 文化芸術資源を活用した経済活性化.....	126
<i>i)</i> 「文化芸術推進基本計画」及び「文化経済戦略」の推進.....	126
<i>ii)</i> 文化芸術資源を核とした地域活性化.....	127
1 4. 新たな国際競争環境下における活力ある日本経済の実現.....	128
(1) 自由で公正なルールに基づく国際経済体制の主導.....	128
<i>i)</i> 多角的貿易体制の維持・強化.....	128
<i>ii)</i> 経済連携交渉、投資関連協定.....	128
<i>iii)</i> <i>DFFT</i> のための国際ルール作り.....	129
(2) 基本的価値を共有する同志国との協力拡大.....	129
(3) 日本企業の国際展開支援.....	129
<i>i)</i> インフラシステム海外展開.....	129
<i>ii)</i> <i>SDGs</i> の推進や友好国・地域の経済社会開発促進を通じた日本企業のビジネス展開.....	131
(4) クールジャパン等.....	132

はじめに

本成長戦略フォローアップにおいては、以下のとおり、成長戦略実行計画の構成に基づき、これまでの成長戦略の進捗及び新たな取組について記載するものとする。

1. 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備

(1) デジタル庁を中心としたデジタル化の推進

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講じる。

i) 国民目線のデジタル・ガバメントの推進

- ・官民双方が一層安全・安心にクラウドサービスを採用し、継続的に利用していくため、2021年3月にクラウドサービスリストが公開された政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) において、統一的なセキュリティ要求基準に基づき安全性の評価がされたクラウドサービスについて当該リストへの追加登録や更新審査を行い、全政府機関における本制度の利用を促すとともに、運用状況を踏まえ、基準等について見直す。
- ・公共安全 LTE については、2021年度から先行的に基本機能の運用を開始し、安定性・信頼性の確保のための技術的検討を実施した上で、2022年度から本格運用する。
- ・Gビズ ID の普及拡大やJグランツの利便性向上、Gビズコネクトを通じたデータ連携の推進など、法人デジタルプラットフォームの整備を進め、事業者向け行政手続の利便性を向上させる。
- ・世界最高水準の事業環境を実現するために、以下の取組を行う。
 - －法人設立ワンストップサービスについて、起業時に本サービス利用が一般的に利用されるよう広報活動を行う。
 - －商業登記電子証明書について、法人の本人確認をデジタル完結させる手段として一般的に利用されるよう広報活動を行う。2021年度中に、利便性の向上策や無償化の可否を検討する。あわせて、クラウド化に向けた検討を行う。また、費用対効果も踏まえつつ、2025年度までの可能な限り早期に新規システムの運用開始を目指す。
 - －年末調整・所得税の確定申告手続について、マイナポータルを活用した各種申告書の入力自動化等を行う。具体的には、①医療費通知データについては、2022年2月を目途に、②ふるさと納税の寄附金控除証明書データについては、2021年度以降に、自動入力可能とす

る。

- －地方税共通納税システムについて、2021年10月より個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割を対象税目に追加し、金融機関等の特別徴収義務者が行う申告・納税の電子化に取り組む。
- －裁判手続について、司法府の自律的判断を尊重しつつ、①現行家事事件手続法の下でのウェブ会議を活用した非対面での運用について2021年度中に一部の家裁本庁で試行すること、②「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」で令状等の書類発受、捜査・公判での各手続等のオンライン化に係る法制化を早急に検討し、2021年度内を目途に取りまとめること等を期待する。
- －AIを活用したデータベース化の実現のために具体的な課題や方策を2021年度中に検討し、民事判決情報の利活用に向けて取り組む。
- －オンラインでの紛争解決（ODR）の推進に向け、AI技術の活用可能性等の検討を進め、ODRを身近なものとするための基本方針を2021年度中に策定する。下請かけこみ寺でのオンライン相談を2021年度から実施する。
- －固定資産評価額の証明書の取得・提出の慣行をなくす観点から市町村から法務局への評価額通知のオンライン提供の拡大推進を図る。

ii) デジタル社会の共通基盤の整備 (マイナンバー制度)

- ・社会保障・税・災害の3分野以外におけるマイナンバーを利用した情報連携及び、行政事務全般（治安、外交等を除く）における機関別符号のみを利用した情報連携について、2021年度に検討し、国民の理解の得られたものについて、2022年の通常国会に法律案を提出する。
 - ・マイナンバー付き公金受取口座の登録・利用の仕組み等について、可能な限り2022年度中の運用開始を目指す。また、預貯金付番を円滑に進める仕組み（相続・災害時のサービスを含む）については、2024年度中の運用開始を目指す。付番の状況を見つつ、更なる検討を行うこととする。
- なお、関係各所と調整の上、政省令の制定や金融機関におけるガイドラインの策定を進めるとともに、関係機関及び金融機関におけるシステム整備を行い、円滑な施行に向けて準備を整える。
- ・マイナポータルなどのユーザー・インターフェース、ユーザー・エクスペリエンスの最適化として、2021年度までに利用者（国民）の満足度（分かりやすい、操作しやすい、時間がかからない等）、業務で利用する地方公共団体等の満足度（操作しやすい、不備案件が少ない、業

務システムと連携しやすい等)を抜本的に改善・最大化する。その際、更なる民間の知見や技術の活用を含めて検討する。また、2022年度以降も、継続的に改善を行う。

- 優先的な取組が求められる医師、歯科医師、看護師等の約30の社会保障等に係る国家資格等について、マイナンバーを活用した住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等を目指す。あわせて、2021年度に、各種免許・国家資格等の範囲等について調査を実施し、2023年度までに、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築を行い、2024年度にデジタル化を開始する。
- 運転免許証のデジタル化を図り、2024年度末にマイナンバーカードとの一体化を開始する。これに先立ち、警察庁及び都道府県警察の運転免許の管理等を行うシステムを2024年度末までに警察庁の共通基盤上に集約する。
- 在留カードとマイナンバーカードの一体化について、2021年中に結論を得て、所要の法律案を2022年の通常国会に提出する。政省令等の整備・システム改修を経て、2025年度から一体化したカードの交付を開始する。
- マイナンバーカードの2024年度中の国外での継続利用の開始に向け、在外公館でのマイナンバーカードの交付等の検討を進める。また、本開始に伴い、マイナンバーを活用した海外在留邦人に対する円滑な領事業務の在り方の検討を進める。
- 2022年度から旅券(パスポート)のオンラインでの申請を可能とし、その際、マイナポータルを利用し、マイナンバーカードの公的認証機能を活用する。また、マイナポータルを利用し、2024年度までに、法務省が構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を利用した戸籍謄抄本の添付の省略を検討する。
- 養育費の支払確保策として、マイナンバー制度の活用の可能性を検討する。
- デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、2022年度末を目指して、原則、全地方公共団体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルを活用し、マイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。
- 2021年度末までにマイナポイント事業の基盤を活用したモデル事業を複数の地方公共団体で実施し、地方公共団体が多様なポイント給付事業を実施できる基盤を構築する。
- マイナンバーカードの電子証明書のスマートフォンへの搭載の実現

に向けて、2021年度末までに技術検証・システム設計を行い、2022年度中の実現を目指す。その際、暗証番号によらずに生体認証を活用する方策について、その課題を整理・検討を進めるほか、マイナンバーカードの券面情報を正確に入力する機能など、マイナンバーカードの他の機能についても、関係する国際標準規格との相互運用性の確保など様々な課題を整理した上で、スマートフォンへの搭載方法について検討する。あわせて、公的個人認証サービスと紐付けられた民間事業者のIDの利活用に関する課題と対応を整理する。

- ・自動車検査登録手続きについて、業務改革を徹底した上で、マイナンバーカードの利活用を含めたデジタル技術の活用による国民の利便性向上及び業務の効率化を実現するため、2021年度初めから実施している業務フロー改善調査の検討結果も踏まえ、制度整備やシステム改修等を行い、2022年度から新たな業務フローを順次導入する。

(国・地方を通じたデジタル基盤の標準化等の推進)

- ・地方公共団体の主要な17業務を処理するシステム(基幹系システム)について、デジタル・ガバメント実行計画に基づき、関係府省が標準仕様を作成する。国は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、地方公共団体の意見を丁寧に聴きながら、2025年度を目標時期として、地方公共団体がガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ円滑に移行できるよう、先行事業を通じた検証を行うとともに、デジタル基盤改革支援基金等による支援を行う。
- ・「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(2020年12月改定)に基づき、住民情報の流出防止の徹底を維持しつつ、国が認めた特定通信に限りインターネット経由での申請等のデータの電子的移送を可能とする等地方公共団体での適正なセキュリティ対策の徹底を働きかける。また、地方公共団体の業務システムの標準化・共通化を踏まえ、「三層の対策」の抜本的見直しを含め新たなセキュリティ対策の在り方を検討する。さらに、地方公共団体のパブリッククラウドの利用について、ISMAPの運用状況等を踏まえ、必要なセキュリティ対策を検討する。
- ・2020年12月に策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」に基づき、地方公共団体の取組を着実に進めるため、2021年夏を目途に自治体の情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化等の進め方を「(仮称)自治体DX推進手順書」として提示する。

iii) 包括的データ戦略の推進と準公共分野等における共通基盤の整備

(データ戦略)

- ・データ利活用の促進のため、行政分野では、ガバメントクラウドやガバメント NW、ベースレジストリなど官民が DX を進める上で共通基盤となるインフラを 2021 年 9 月に発足予定のデジタル庁において中長期的に整備・運用することとして、2025 年度を目標に、各府省・地方自治体にサービス提供を行うとともに民間事業者のサービスと連携し、プラットフォームとしての行政を実現する。

また、データ流通を阻害する要因を除去するルールをデータ戦略タスクフォースにおいて整理し、今後、データ連携を促進する取組やプラットフォームを構築する取組において具体化を図る。

健康・医療・介護、教育、防災の分野において、デジタル庁及び関係府省が連携してこれらのルールの具体化を図るとともに、2021 年度中に、それぞれの分野の抱える政策課題を特定する。

- ・バイオ分野、マテリアル分野、宇宙分野などデータ連携が進みつつある重要な産業分野において、データの連携や提供の方法と安全管理措置、データ連携に係るコスト負担の考え方等、データ連携に関する基本的な考え方を 2021 年度までに取りまとめる。

ーバイオ分野において、国際的な市場獲得に向けて必要なデータ連携基盤の構築を目指し、2022 年度中に「バイオデータ連携・利活用に関するガイドライン（仮称）」を策定する。このため、SIP 等の研究開発プロジェクトも活用し、データの構造化やクリーニング、連携 API の作成等の要件を実証できるよう、2021 年度半ばまでに当該ガイドラインの中間取りまとめを行う。

ー製造プロセスを効率化・合理化するためのプロセス・インフォマティクスの推進に向けて、2021 年度中にファインセラミックスや機能性化学品等のプロセスデータの整備方針を策定する。また、2022 年度以降、効率的なデータ取得基盤を整備し、取得オープンデータを活用するシミュレーションツールを構築する。さらに、材料開発の現場でのクローズデータの活用等も通じた同ツールの精度の向上により、その普及を図る。

ー必要なデータの創出、蓄積、利活用促進によるマテリアルズ・インフォマティクスの推進に向けて、2021 年度から、先端的な共用設備の提供体制を構築し、AI 解析機能の実装によりデータ中核拠点に集約される良質なデータを基軸にした研究開発を推進する。また、2022 年度までに国費研究データに係る優先領域と保管形式の考え方を整理するとともに、2023 年度までにデータを一元的に利活用するシステムの試験運用を開始する。

- －2021 年度に政府衛星データプラットフォーム「Tellus(テールス)」での衛星データの利用・分析等の更なる拡充を図るとともに、国際標準に基づく API での衛星データの提供と利用を推進する。また、ユーザー向けのハンズオントレーニングやコンテストの実施、地方公共団体等が有する地理空間情報とのデータ連携、ユーザーと連携したニーズベースのアプリ開発実証、欧州コペルニクスとのデータ連携等により、衛星データの利用拡大や新たなビジネス創出を促す。
- －「農業分野におけるオープン API 整備に関するガイドライン」に基づき、2021 年度からトラクター、コンバイン等農業機械から取得される位置や作業記録等のデータの連携・共有を進める。また、農業データ連携基盤においてデータ連携を実現する API の実装等の活用促進と運営体制の強化に向けた検討を進め、生産から販売・消費までのデータ連携を実現するスマートフードチェーンのプラットフォームを 2022 年度までに構築する。
- －都道府県が導入を進める森林クラウドとデータ連携が可能な ICT 生産管理システムの標準仕様を 2021 年度末までに作成し、民間事業者への導入促進を図るとともに、サプライチェーンでの需給や合法性確認等データをシステム共有する取組を加速化する。
- －水産資源の評価・管理の高度化、効率的な操業・経営の支援や水産関連ビジネスの創出を支援するため、水産業データ連携基盤に基づき水産分野のデータ連携・共有を推進するとともに、データ利活用の推進に向けたデータポリシーの確立やデータ標準化の検討を進め、2021 年度にデータ契約ガイドラインを策定する。
- －官民が有する不動産関連データの連携を進めることで、不動産市場の透明性向上、不動産業の生産性や消費者の利便性の向上、低未利用不動産の利活用や所有者不明土地の所有者探索を促進するため、2021 年度中に不動産関連データの連携基盤となる不動産 ID（共通番号）のルール整備に着手する。
- －港湾の電子化（サイバーポート）については、民間事業者間の物流手続の電子化を行う港湾物流分野（2021 年 4 月から運用開始）の利用促進・機能改善を図るとともに、港湾管理分野及び港湾インフラ分野の電子化を進め、2023 年度以降のデータ連携による 3 分野一体の運用を目指す。
- －2021 年度から利用者の意見を踏まえて海のデータに関する API 連携やデータの標準化に関するルールを見直すとともに、関係者間でのデータ活用を促し、2022 年度までに海のデータ連携を着実に進める環境を整備する。これにより、航路設定の最適化や漁場の探索精

度の向上等に向けて、水温、海流、船舶通航量等の海のデータの活用や官民での共有を図ることとし、2021年度は試行版を公開した上で、利用者からの意見・要望等を踏まえて機能改善を行い、2021年度末までに海のデータに関するAPIの正式版を公開する。

- －内閣府においてインフラ分野全体での連携型インフラデータプラットフォーム構築に向けて、官民共同による運営体制などの環境整備を2021年度中に行い、関係機関におけるデータ連携を開始する。
- －2021年度中に製造分野でのデータの単位や表現方法等データ品質の改善活動を開始するとともに、2022年度から企業間でのデータ流通の仕組みを導入し、製造現場の価値あるデータの最大限の活用を目指す。
- －公共交通における混雑状況等のMaaS関連データの提供等、MaaSの社会実装を推進するため、2021年4月に改訂した「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」に基づくMaaS関連データの連携・利活用を推進する。

(準公共分野等における共通基盤の整備)

- ・デジタル庁は、健康・医療・介護、教育、防災等の準公共分野や、契約・決済等の業種を超えたシステム間連携が必要な相互連携分野について、①社会課題の抽出や実現すべきサービスの設定、②必要なデータ標準の策定やデータ取扱いルール・システムの整備、③運用責任者の特定やビジネスモデルの具体化など、デジタル化やデータ連携に向けた取組を一気通貫で支援するためのプログラムの創設について検討する。当該支援プログラムは、府省庁の枠を超えた管理を行うため、デジタル庁が分野ごとに関係府省庁や関係機関等を含め推進体制を整備した上で、各分野におけるデジタル化を推進していく仕組みとなるよう検討を進める。

iv) デジタル人材の育成

- ・DXの推進を支える人材育成のため、デジタル人材育成プラットフォームを整備するとともに、産学官金を巻き込んだ地域包括DX推進拠点を全国でネットワーク化し、DX成功例の創出や人材育成に資するDXプロジェクトを実施する。
- ・高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、民間企業や地方公共団体等と連携したオンラインによる行政手続やサービスの利用方法等に関する助言・相談等の支援を2021年度から全国で本格実施する。
- ・デジタル改革を牽引する人材を確保するため、ITスキルに係る民間の評価基準を活用して採用を円滑に進める等、優秀な人材が民間、自治

体、政府を行き来しながらキャリアを積める環境の整備を進める。デジタル庁を中心に各府省においては、来年度以降、国家公務員採用総合職試験に新たに設けられるデジタル区分及び国家公務員採用一般職試験において試験内容を見直した上で改称されるデジタル・電気・電子区分の合格者について、積極的に採用する。あわせて、国・地方の職員に対する研修の充実・強化、キャリアパスの設定促進など行政機関におけるデジタル人材の育成を図る。さらに、レベルの高いデジタル人材が企業に供給・活用され、企業のデジタルケイパビリティを向上させるべく、デジタル人材の育成・確保を進めていく。

(2) 5G の早期全国展開、ポスト 5G の推進、いわゆる 6G (ビヨンド 5G) の推進

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講じる。

i) 安心安全な 5G・ローカル 5G やポスト 5G の推進

- 低遅延や多数同時接続が可能となる全国 5G・ローカル 5G の整備を、サイバーセキュリティやオープン性を確保しつつ推進するため、5G 法に基づく税制支援措置等を行う。
- 5G について、全国的な整備を推進するため、条件不利地域において実施する携帯電話等エリア整備事業等を引き続き実施するとともに、インフラシェアリングを活用した基地局整備の促進等、官民の役割分担を踏まえた支援を行う。
- 5G を活用したソリューションの普及を促進するため、ローカル 5G 等の開発実証によるソリューション事例の創出に取り組むとともに、当該ソリューション事例や携帯電話事業者による 5G を活用したソリューション事例を多くの企業等において提供・利用しやすい仕組みの構築を目指す。
- 今後の産業用途への拡大のために必要となるポスト 5G (多数同時接続や超低遅延の機能が強化された 5G) などの情報通信インフラに関して、0-RAN、vRAN を始めとする各要素技術の研究開発、社会実装、国際展開を支援する。くわえて、ポスト 5G で必要となる先端半導体を将来的に国内で製造できる技術を確保するため、製造技術の開発に取り組む。
- ポスト 5G ネットワークを利用しつつ、クラウドより利用者に近いエッジで高速・高度な AI 学習・データ処理を行う 5G-MEC (Multi-access Edge Computing) 技術の利活用により、スマート工場や自動運転、ス

マートシティなど多用な産業の高度化・DX を促進するため、2021 年度に 5G と MEC に関するデバイス・システム・アプリケーションの開発を行い、社会実装に向けて導入支援する。

- ・情報通信基盤の早期の全国展開に資する以下の取組を行う。
 - －光ファイバや携帯電話について、従来の目標を 1 年前倒して、いずれも利用できない地域を 2022 年度末までにゼロとすることを目指す。
 - －高度無線環境整備推進事業等により光ファイバ整備を推進するとともに、地方公共団体が保有する光ファイバの高度化の支援やブロードバンド基盤の担い手に関して「公」から「民」への移行の推進に取り組む。
 - －ブロードバンドのユニバーサルサービス化に向けた検討を行い、2021 年夏頃に取りまとめるとともに、その結果を踏まえ、所要の措置を講じる。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うインターネットトラヒックの急増を踏まえ、インターネットの混雑緩和や品質確保を図るため、インターネットトラヒック増の対応に係るガイドラインを 2021 年度中に策定する。また、大規模かつ突発的なトラヒックに関する情報の事前共有の仕組みの実証や東京・大阪に集中する IX の地域分散の推進、インターネットの接続改善に係る利用者への啓発活動に取り組む。
- ・5G について、我が国の 0-RAN や vRAN の取組に対する 5G 法による税制支援等の成果やシステム実用化の状況も踏まえつつ、G7 各国等と連携してオープン化とベンダーの多様化によるセキュリティと強靱性の確保を進めるとともに、我が国企業の 5G に係る製品・システムの海外展開を推進する。
- ・日米首脳での合意を踏まえ、インターネットエコノミーに関する日米政策対話（IED）や日米戦略デジタル・エコノミーパートナーシップ（JUSDEP）を通じてこれまで培われてきた協力体制を基礎とした「グローバル・デジタル連結性パートナーシップ」（GDGP）を立ち上げ、日米による第三国連携や多国間の枠組での連携等を行うことにより、我が国を含む世界的なデジタル経済の一層の促進に向けた協力関係を構築する。

ii) いわゆる 6G（ビヨンド 5G）の推進

- ・ビヨンド 5G について、世界最高水準の研究開発環境を整備し、積極的な先行投資とともにシェア確保に向けた取組を推進する。あわせて、ビヨンド 5G の実現に向けてグローバルな官民連携のもとで戦略に取

り組む体制を整備する。具体的には、

- －国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）に創設された研究開発基金及びテストベッド等の共用施設・設備を活用し、官民の叡智を結集して、テラヘルツ波等高周波の利用技術やマルチコアなどの高速大容量の光ネットワーク技術等の研究開発に取り組む。また、当面5年間の集中的な研究開発投資に向け、ビヨンド5G研究開発への電波利用料の活用についても検討を行う。
- －産学官のビヨンド5G実現に向けた取組の加速化及び国際連携の促進のため、「Beyond 5G 推進コンソーシアム」の活用等により、2021年度中に我が国が今後注力すべき分野等を分析し得られた知見を共有するとともに、国外のビヨンド5G推進団体との情報共有等を含むMOCの締結等することで、国際的な連携体制を構築する。
- －「Beyond 5G 新経営戦略センター」を核として、産学官の主要プレーヤーを結集し、知財の取得や国際標準化に向けた取組を戦略的に推進するとともに、研究開発の初期段階から国際標準化活動ができるよう、信頼でき、かつ、シナジー効果も期待できる戦略的パートナーである国・地域の研究機関との国際共同研究を実施する。また、ビヨンド5Gに関する標準の戦略的な活用に向けた省庁横断的な取組について、統合イノベーション戦略推進会議標準活用推進タスクフォースと連携して推進する。
- ・電波模擬システム（日本版コロッセオ）¹について開発及び整備を2023年度までに行うとともに、2022年度までにユーザー向けの検証環境を一部開放し、新たな電波システムの開発・検証を促進する。
- ・通信ネットワークの更なる高速・大容量化の早期実現に向け、通信トラヒック及び消費電力の急激な増大に対応するための光伝送技術等を実用化する。具体的には、2025年度末までに基幹網及びアクセス網の伝送速度を現状の100倍にする技術の確立を目指す。

（3）携帯電話料金の低廉化

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

（4）デジタルプラットフォーム取引透明化法の着実な執行とデジタル広告市場の透明化・公正化のためのルール整備

¹ 仮想空間において新たな電波システムを大規模かつ高精度に検証可能とするシステム

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

- ・デジタル・プラットフォーム取引透明化法に基づき、相談窓口や各種実態調査を通じた課題把握やデジタル技術を用いた取引モニタリング等を進め、規制対象事業者による取引の透明性・公正性向上に向けた自主的な取組を促す。
- ・デジタル市場における競争促進の観点から、反競争的行為への厳正・的確な対処、実態調査の継続的な実施、海外競争当局との連携などに取り組むとともに、外部人材活用を含めた専門的知見に係る人的基盤の整備など、デジタル・経済分析・審査情報解析分野における公正取引委員会の体制を強化する。
- ・改正個人情報保護法の施行に向けて、個人情報保護委員会において、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体における個人情報の取扱いを一元的に監視・監督する組織体制を構築する。
- ・取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律に基づき、2021年秋頃に官民協議会の円滑な立ち上げのための準備会合を開催するほか、2021年内を目途に取引デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置等に係る指針等の具体案を公表するとともに、施行に向けて必要な体制の整備を図る。
- ・デジタル取引の適正化による公正な市場環境の実現に向けて、アフィリエイト広告に係る景品表示法の適用等に関する考え方や不当表示の未然防止等のための取組を検討し、2021年中を目途に一定の結論を得る。
- ・デジタル社会に不可欠なデータの利活用を促進し、データ流通量の増加を図るため、情報銀行によるデータの加工・仲介・分析機能の強化に向けた環境整備を2021年度に行い、その成果を踏まえて、2022年度中に情報銀行と自治体・地域事業者とのデータ連携による地域活性化や情報銀行をハブとしたデータポータビリティの実現に向けた検討を行い、データ連携に係る要件や仕様を取りまとめるとともに、必要な認定指針の見直しを行う。
- ・個人情報や視聴データの適切な取扱いのために、「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」を2022年4月1日までに改正するとともに、地域の実情を踏まえたネット配信と放送番組の視聴データの活用の仕組みの構築に向け、伝送方式に応じた最適な配信基盤や受信環境の在り方の検討等を行い、2022年度中にガイドラインの解釈に資する事例を取りまとめることで、業界団体における自主ルールの

策定等を促進する。

- ・インターネット上の誹謗中傷やフェイクニュース、偽情報に関し、プラットフォーム事業者による対応状況に係るモニタリングを実施し、2021年9月までに評価結果について中間取りまとめを行う。さらに、プラットフォームサービスに係る通信端末の位置情報、端末ID、クッキー、インターネット上の行動履歴等の利用者情報の適切な取扱いを確保するために、プラットフォーム事業者の利用者情報の取扱いの状況のモニタリングを実施するとともに2021年度中に「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等を見直し、2022年度より適用する。
- ・特定のサービスに依存せずに、個人・法人によるデータのコントロールを強化する仕組み、やり取りするデータや相手方を検証できる仕組みなどの新たな信頼の枠組みをインターネットの上に付加するトラステッド・ウェブ（Trusted Web）の実現に向けて、技術仕様の検討を進める。

(5) デジタル技術を踏まえた規制の再検討

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講じる。

(モビリティ分野)

- ・自動車の完成検査について、実証事業の結果、AI等を活用した検査が可能と考えられる検査項目が整理された。こうした項目について、現在完成検査員が行っている検査をAI等で代替することが可能となるよう、2021年内に制度改正を行う。あわせて、国が自動車メーカーに対して行っている型式指定監査について、2020年度の検討結果を踏まえ、2021年度には検査データのセキュリティ確保等の観点から更なる検討を行い、遠隔からの監査を可能とするシステムを構築することができれば、制度を見直す。

(金融分野)

- ・プロ投資家対応について、実証事業の結果、投資家としての能力と関連性のある項目が特定された。これを踏まえ、プロ投資家の要件の弾力化に向けて2021年度中に制度改正を行う。
- ・金融商品販売における高齢顧客対応について、実証事業の結果、投資家としての能力と関連性のある項目が特定された。これを踏まえ、投資家の能力や状況に応じた柔軟な顧客対応に向けた制度改正について2021年度中に結論を得る。

- ・現状、各金融機関が個別に取り組む、マネー・ロンダリングに関する疑わしい取引の検知や制裁対象者の照合といった業務を効率化していくため、各社が共同で取り組む業務プロセスの構築や AI を活用したシステムの開発に向け実証事業を実施した。今後、実証事業の提言を踏まえ、共同化プラットフォームにおいて、取引情報の活用及び共有を円滑に行えるよう、共同化プラットフォームの運営・ガバナンスや規制・監督上の位置づけの明確化を図る。

(建築分野)

- ・外壁調査を行う赤外線装置を搭載したドローンについて、実証事業の結果、精度の向上が認められた。これを踏まえ、2021 年度に残された課題について検証を行い、一級建築士等による打診調査と同等以上の精度で問題箇所を検出する性能を確認の上、制度改正を行い、2022 年度以降、建築物の定期検査における外壁調査で使用可能とする。

さらに、上記 3 分野における検討の深掘りを行うとともに、スマート保安を始め他分野への展開を図る。

- ・電力、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガスの分野において、テクノロジーを活用しつつ自立的に高度な保安を確保できる事業者については、行政の適切な監査・監督の下に、画一的な個別・事前規制によらず、自己管理型を基本とした事業者の保安力に応じた規制体系へ移行することを許容し、手続き・検査の在り方を見直す。このため、2022 年通常国会での関連法案の提出を念頭に、検討を進める。
- ・労働安全衛生法の規制対象であるボイラーについて、2021 年 3 月に、開放検査周期を最長 12 年に延長したことについて周知を図る。また、検査周期を設備の状態により管理する手法 (CBM) や事業者による自主的な検査の導入に向け、適用可能な技術の把握やその信頼性の担保といった技術的課題、必要となる組織体制や客観性等公正さの担保といった体制的課題について、2021 年度中に対応を検討し結論を得る。
- ・また、労働安全衛生法上の防爆規制について、2021 年 2 月に示した電子機器等を活用する場合における危険エリアの判断基準の周知を図る。また、防爆エリアにおける非防爆ポータブル機器の持ち込み規制の見直しに向けて、検定制度によらない安全確保措置の在り方について、2022 年までを目途に議論が進められている IEC における動向も踏まえつつ、対応を検討し結論を得る。

(6) ブロックチェーン等の新しいデジタル技術の活用

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

(7) スマート農林水産業

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講じる。

i) スマート農業の推進

2022年度までに、生産基盤の強化を技術面から支えるスマート農業の本格的な現場実装を着実に進める環境が整うよう、以下の取組を一体的に進める。

(スマート農業の推進)

- ・2019年度から実施している実証プロジェクトで収集した農業経営データを基に、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）を中心に、農業者が利用しやすい形で経営診断を行うシステムを開発し、経営向上に資するスマート農業の導入を促す。
- ・実証プロジェクトの中で、2021年度から新たに、農業生産段階での省力化のみならず、農産物の付加価値向上や、雇用の拡大、地域活性化にもつなげていけるよう、流通・消費者も含めたスマート商流の取組を行う。
- ・生産から販売・消費までのデータ連携を実現するスマートフードチェーンプラットフォームを2022年度までに構築する。このスマートフードチェーンの社会実装を進めるため、事業者へのインセンティブ付与や消費者への価値訴求を図るフードチェーン情報公表 JAS（仮称）の策定について検討する。
- ・米と比較して開発・導入が遅れている野菜・果樹等について、スマート農業技術の導入を促進するため、地場メーカー、農業者、大学、スタートアップ企業、地域金融機関等による地域コンソーシアムの組成を促し、地域のニーズに応じた改良等の可能性も含め、効果的な社会実装につながる汎用性の高い技術の研究開発等の取組を推進する。
- ・農地の集積等が進んだ地域については、担い手農業者に対するスマート農業機械の導入支援などを通じて、引き続きスマート農業の実装を後押しする。加えて、スマート農業のメリットを感じにくい、農地の集積等が進んでいない小規模農業産地において、農地の集積・集約化を促進しつつ、スマート農業産地の形成・創出に取り組み、スマート農業技術の導入による生産性向上を促す。産地が目指すスマート農業技術を用いた農業の姿を合意形成できた複数の経営体が参画し、スマート農業機械のレンタル・シェアリングも活用し初期投資の課題を乗

り越えながら、農作業の集約化を図る。

- ・スマート農業産地のメリットの明確化を図り、合意形成に資するよう、各産地のビジネスモデルに関するコンサルテーション機能を担う情報発信拠点を形成するとともに、スマート農業実証プロジェクト実施地区の取組事例や多様な農業支援サービス事業者が持つスマート農業技術の情報などを一元的に集積し、優良事例の全国展開に向けた取組を行う民間主体の全国規模の協議会の設立を図る。
- ・スマート農業産地における、減農薬・減化学肥料による環境保全や大幅な省力化などの効果があるスマート農業技術の導入を促進する仕組みについて、今後のスマート農業機械の導入状況を見極めながら、検討し、具体的な措置を講ずる。
- ・スマート農業の実装を促進するため、自動走行農業機械に適した農地の大区画化や ICT 水管理施設等の整備を推進する。
- ・スマート農業の推進に資する農村周辺での通信環境整備のため、現場の状況に応じて、農林水産省の関連事業と総務省の関連事業を効果的に活用する。
- ・農林水産省と総務省の間で、スマート農林水産業を加速化する必要性についての危機感、農林水産業の各分野・地域横断的な課題、各分野における取組の進捗状況などを共有し、民間会社の協力も得ながら解決に向けた対応策を検討するための連絡会議を設置する。
- ・道府県立農業大学校でのスマート農業のカリキュラム化について、現在の 32 校から、2022 年度までに、42 校全校に拡大するとともに、既に就業している農業者を対象としたスマート農業研修も充実させる。
- ・都道府県の農業普及指導員が、農業者や農業支援サービス事業者からの相談に対応する体制を構築する。
- ・農業高校（林業関係学科を含む）に関して、スマート農業・林業に関する学習内容が盛り込まれた新高等学校学習指導要領が実施される 2022 年度に向けて、農林水産省等が作成する教育コンテンツの活用等によりスマート農業に関するアクティブな学習を前倒しして実施する学校の増加を促す。
- ・変化する農林水産業への就業を高校生が常に意識できるよう、授業や現場実習において、スマート農林水産業を実践する卒業生をはじめとする地域の農林水産業関係者や農業支援サービス事業者などの外部人材の活用を図るとともに、高校教員の更なる指導力向上のために、オンライン方式も含めた研修を充実させつつ、参画を促す。
- ・農林水産省と文部科学省の間で、スマート農林水産業を加速化させることの必要性について認識を共有し、スマート農林水産業に精通した

人材の育成を推進するため、連絡会議を設置する。

- スマート農林水産業をより一層促進するため、異なる技術力や発想力を持つ多様な関係者が業種横断的に集まる地域コンソーシアムの組成を促す。その際、特に大きな役割が期待される地方大学と地域金融機関の参画を積極的に促す。また、地域コンソーシアムの取組は、スマート農業の全国取組事例等を一元的に集積し優良事例の全国展開に向けた取組を行う民間主体の協議会に集積し、併せて全国への情報発信を図る。
- 国立大学改革の一環として、地方貢献に資するため、スマート農林水産業等の推進に向けて、地方国立大学における人材供給や研究開発を促進する。
- 地域における資金供給の円滑化を促進するため、スマート技術の活用やそれらに対する目利きに関する研修の実施など、株式会社日本政策金融公庫と地域金融機関の連携体制を一層強化する。

(農業支援サービスの育成・活動環境整備)

- 改正農業法人投資円滑化法に基づく投資スキームや日本政策金融公庫の資金融資等の活用により、資金面で農業支援サービス事業者の活動を支援する。
- 新規就農に向けた情報や求人情報をワンストップで提供しているポータルサイトで、2021年度から、農業支援サービス事業者の求人情報も提供する。また、この求人情報を各都道府県の技術力豊かな高等専門学校にも提供し、エンジニアなど農業以外の分野から人材を確保する。さらに、農業支援サービス事業者のサービス情報が登録され、農業者が手軽に検索・比較できるポータルサイトを2021年度中に立ち上げるとともに、農業支援サービス事業者間の情報交換を行える場を、2021年度中に設置する。
- 地域との繋がりが乏しい農業支援サービス事業者が各地域に円滑に参入し、農業者が必要なサービスを受けられるよう、地方公共団体等が行う農業者とのマッチングを促進する。地方公共団体等による参入支援の取組や農業支援サービス事業者の活動による具体的な成果を、スマート農業新サービス創出プラットフォームの民間企業や研究機関等と共有し、農業支援サービスの市場拡大を図る。さらに、農業支援サービス事業者への農研機構の専門家の活用に向けた情報提供体制について検討する。
- 2025年度までに新しい病虫害発生予察を実現するため、ドローン等を活用した病虫害発生量の情報収集やAI等を活用した病虫害発生予測技術の開発に取り組む。

ii) スマート林業の推進

2024年度までに、スマート林業の本格的な現場実装を着実に進める環境が整うよう、以下の取組を一体的に進める。

- 2021年度に産官学の様々な知見者が参加する「林業イノベーションハブセンター（森ハブ）」を設置し、林業機械の無人化・自動化等の戦略的技術の開発・実証に関し、先端技術の導入促進のための林業分野以外の技術探索等を行い、その成果を活用し、技術開発方針の策定や民間事業者による事業化への支援を推進する。
- 安全で生産性の高い林業を実現して、若者や女性、自伐型林業を含めた様々な林業経営者にとって安全で魅力ある産業への転換を図るため、森ハブの知見も活用し、2024年度までの実用化を目指し、伐採、運搬、造林の作業を遠隔・自動で行う機械と、その基盤となる無線通信技術等に関する開発・実証を行う。また、これらの機械の実用化に合わせて安全性ガイドラインを整備する。
- 市町村や林業経営者が利用可能な森林資源情報をまとめた都道府県森林クラウドを2021年度までに全ての都道府県で導入する。また、精密なレーザ計測を進め、順次、森林クラウドに計測成果を掲載するとともに、国有林の森林資源情報も掲載する。さらに、民有林・国有林の森林資源情報を一体的に国民一般へ公開する仕組みについて検討する。
- 全国でのスマート林業のモデル的な導入に向け、国有林のフィールドも活用しつつ、2022年度までに全国12か所程度での実践事例の分析・提供や、技術モデルの提示を行う。
- 林業大学校でのスマート林業のカリキュラム化について、現在の全国19校から、2024年度までに、21校全校に拡大するとともに、農業高校（林業関係学科を含む）に関して、スマート農業・林業に関する学習内容が盛り込まれた新高等学校学習指導要領が2022年度に実施されることを踏まえ、農林水産省等が作成する教育コンテンツの活用等によりスマート林業に関するアクティブな学習を実施する学校の増加を促す。

iii) スマート水産業の推進

2023年度までに、スマート水産業の本格的な現場実装を着実に進める環境が整うよう、以下の取組を一体的に進める。

- 2023年度までに、水産資源の評価対象の有用魚種全体（200種程度）への拡大と資源評価の精度の向上を目指し、主要な産地市場・漁協の

水揚げ情報を電子データで収集する体制を構築する。2021年度は200市場を目途に体制を構築し、2023年度に全国400市場程度に拡大することを目標とする。また、水揚げ価格情報を船上で確認できるシステムや船上から漁獲情報を産地市場関係者と共有するためのシステムの導入を促進する。

- 2023年度までに、沖合・遠洋漁業を行う漁船1,000隻以上が、漁場予測を含む衛星情報等からの精度の高い漁海況情報を活用できるよう、漁海況予測システムの開発・実証を行う。
- 2021年度中に、沿岸漁業で7日先までの漁海況予測情報の提供により経験が浅い漁業者でも漁場に効率的に到達できるような取組を10都道府県以上で実施する。
- 養殖について、2021年度中に赤潮発生予測情報を活用する取組を10か所以上で実施するとともに、個別の海域での養殖生産力の推定サービス、いかだの最適配置提案サービスなどの漁業支援サービスの活用を促進する。
- スマート技術と親和性の高い養殖に関し、革新的な技術を開発するため、産官学金の異なるアイデアを有する様々な業種からなるプラットフォームを、2022年度までに構築する。
- 海上での通信環境整備の一環として、衛星コンステレーションを用いた低廉な通信サービスが速やかに利用可能となるよう、2021年度中に、必要な制度整備を行う。
- 2024年度までに、水産大学校におけるスマート水産業のカリキュラム化を実施する。また、漁業の既就業者向けの短期スマート研修も充実させる。
- スマート水産業に関する学習内容が盛り込まれた新高等学校学習指導要領が実施される2022年度に向けて、大学や企業等の専門家によるアクティブな出前授業を活用した学習が実施される水産高校の増加を促す。

(8) 企業等におけるDXの推進

- 2021年6月にDX銘柄2021を選定・公表したことと併せて、デジタルガバナンス・コードの基本的事項に対応する企業を国が認定する制度（DX認定制度）の普及促進を引き続き行う。また、2022年度にデジタルガバナンス・コードの見直しを進める。
- 企業や投資家等がDXをより具体的に理解した上で進められるよう、個別企業がDXの取組状況を評価する上で有効な業種別リファレンスシナリオを2021年度中に策定する。また、非上場企業や中堅・中小企

- 業が適切に DX を進められるよう、2021 年度中に DX 推進のためのリファレンスシナリオを策定するとともに優良企業の選定等を行う。
- 企業が DX によりグローバルで競争力のあるデジタル技術の提供主体となるために必要な要素を 2021 年度中に取りまとめる。また、社会全体で DX を加速するため、全国の水道事業者への導入支援を通じて水道情報活用システムの展開を進めつつ、上水道事業等を事例として得られる知見を活用し、介護等の多様な業界で協調領域を形成して共通プラットフォームを構築するための技術的支援を行うとともに、組み込みソフトウェア等の技術を活用した低遅延サービスの基盤構築を開始する。
 - サプライチェーンの寸断リスクなどに対応するための企業変革力（ダイナミック・ケイパビリティ）を強化すべく、2021 年度中に無線通信技術の製造現場での本格活用に資する技術開発支援に着手する。
 - デジタルアーキテクチャ・デザインセンターを中心として、複数の事業者間等でのデータの連携・活用を促進するための基盤となる共通技術仕様（アーキテクチャ）について、デジタル庁をはじめとした各府省等からの依頼に基づき、先導的プロジェクトを進め、2021 年度中に一定の成果を得る。
 - システム等のオーナーが、第三者によるセキュリティ検証を活用することでそのサービスの品質を確保しやすい環境を整備するため、2021 年度中に、システム等を構成するソフトウェアの適切な管理に資するソフトウェアの部品構成表である SBOM(Software Bill of Materials) の日本における活用に向けた実証事業を開始するとともに、セキュリティ検証を担う事業者の信頼性を可視化する制度をはじめ、我が国のセキュリティ検証ビジネスの発展に資する取組の検討を行い、方向性を取りまとめる。
 - シェアリングエコノミーについて、安全性・信頼性向上を果たしつつ社会への浸透・定着を促進するため、シェアワーカー及びシェア事業者の認証制度の普及を図る。また、地域でのシェアリングエコノミーの活用に向けて、防災分野におけるモデル連携協定を基に、地方公共団体の協定締結を促すとともに、2021 年度中に災害発生時等のシェア事業者向けの実施マニュアル等を作成する。さらに、シェアリングシティ推進協議会と連携し、地方公共団体等とともに公共サービスとしてのシェアリングエコノミーの新たな活用モデルを検討し、事業者団体よりその検討結果を提示する。
 - 実空間における 3 次元情報を利用者間で共通利用できるよう、実空間における位置情報を統一的な基準の下、共通仕様で表現する「空間 ID」

の整備に向けて、2021年度から「空間 ID」の技術的な実装方式や管理について検討し、2022年度中に「空間 ID」の運用に関するガイドラインを策定するとともに、2024年度までに「空間 ID」の標準化を進める。

(9) サイバーセキュリティの確保

- 「サイバーセキュリティ戦略」を 2021 年中に策定し、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて進めている取組の活用やサプライチェーンリスクに関する技術検証体制・システム整備を進めるとともに、DX with Cybersecurity の推進に向け、経営層の意識改革や地域・中小企業対策、人材育成・確保といった必要な取組を着実に進める。また、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）に基づき、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）がその体制を強化しつつ、デジタル庁が整備・運用するシステムを含めて国の行政機関等のシステムに対するサイバーセキュリティ対策強化のための監査等を行う。
- サイバーセキュリティに関する技術・情報を海外に過度に依存している状況を脱却するため、我が国独自にサイバーセキュリティ情報を国内で収集・生成・提供するためのシステム基盤を 2021 年度中に構築し、サイバー攻撃情報の分析を開始する。また、これらの情報を活用した製品検証環境や演習環境の試験運用を 2022 年までに開始し、産学への開放を通じて国産製品の開発や人材育成を促進する。
- 2020 年 11 月に設立されたサプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアムと連携し、2021 年度中に、中小企業向けセキュリティサービスの普及や各地域でのセキュリティ・コミュニティ形成、産学官連携等中小企業を含むサプライチェーン全体でのセキュリティ対策の促進に必要な取組を整理し、取りまとめる。
- データの改ざんや送信元のなりすまし等を防止する仕組み（トラストサービス）について、2021 年度に以下の取組を行う。
 - － eIDAS 等の諸外国との十分性認定を見据えた制度比較等の調査検討
 - － タイムスタンプについて、国による認定制度が電子文書の送受信・保存に関する法令において有効な手段となるよう、その利用の拡大に向けた施策を実施
 - － e シールについて、民間の認定制度として実施する場合の在り方について指針を策定これらの取組状況を踏まえ、民間の保存書類の電子化を含めトラスト基盤を検討する。

- ・デジタル空間での安全・安心な民間取引等において必要となる本人確認手法について、公的個人認証サービスの利用促進に加え、2021年中に有識者検討会を立ち上げ、安全性や信頼性等に配慮しつつ具体的な課題と方向性を整理し、その結果も踏まえ簡便な手法の一つであるeKYC等を用いた本人確認手法の普及を促進する。

2. グリーン分野の成長

(1) 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

i) 2030年排出削減目標を踏まえたグリーン成長戦略の枠組み

成長戦略実行計画に記載のとおり。

ii) 分野横断的な主要政策ツール

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

- ・化合物パワー半導体やその基盤、リチウムイオン蓄電池、燃料電池、洋上風力発電設備の主要部品といった脱炭素化効果が高い製品の生産設備や炭素生産性向上につながる設備投資に対して、最大10%の税額控除等を措置する。
- ・2021年4月に開催された日米首脳会談においてとりまとめられた「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」等に基づき、クリーンエネルギーや他の関連分野における両国の技術力を最大限に活用しつつ、第三国の脱炭素移行を促進することにより、気候変動に対処し、グリーンで持続可能な世界成長・復興を促進する。
- ・世界のカーボンニュートラル実現に向けて、アジア等新興国におけるエネルギー資源の安定供給確保と持続的な経済成長を実現しつつ、現実的なトランジションの取組を加速化するため、各国のニーズ等を踏まえたロードマップの策定やファイナンス支援等をパッケージ化した「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ (AETI)」を推進し、新興国の自主的な取組を支援する。
- ・2021年3月にWTOの少数有志国による閣僚級会合（オタワ・グループ閣僚級会合）において日本が提案した気候変動対策に資する製品の関税撤廃や規制面でのルール作り等国際的な枠組みの構築のため、2021年12月開催予定のWTO第12回閣僚会議に向けて、関心国と連携する。
- ・「Japan Innovation Bridge (J-Bridge)」を活用し、洋上風力等カーボンニュートラル分野において強みを持つ欧米等の海外企業と日本企業との協業等を促進する。
- ・2021年秋に「東京ビヨンド・ゼロ・ウィーク」として、エネルギー・環境関連の国際会議を集中的に開催し、カーボンニュートラル実現に向けた日本の戦略の世界に向けた発信や先端的研究機関間の協力促進、イノベーションの実現やトランジションを支える資金の呼び込み

に向けた環境整備を進めるとともに、水素、カーボンリサイクル、化石燃料の脱炭素化に関する国際的な議論や協力をリードする。

iii) 分野別の課題と対応

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

(洋上風力産業)

- ・2030年までに1,000万kW、2040年までに浮体式も含む3,000万～4,500万kWの案件を形成する。あわせて、海底直流送電も含む系統整備のマスタープランを、2022年度を目途に完成を目指すとともに、将来的な我が国の基地港湾に求められる機能を2021年度中に整理するなどインフラ整備に係る取組も推進する。
- ・国内市場を呼び水として競争力がある強靱なサプライチェーンを構築するため、設備投資促進やJ-Bridge等を通じた海外企業と日本企業との協業の促進、規制改革、人材育成等を進める。
- ・サプライチェーンの構築に不可欠な風車や中・長期的に拡大の見込まれる浮体式等について次世代技術開発を進め、将来のアジア市場展開に向けて国際連携や浮体式の安全評価手法の国際標準化に取り組む。

(次世代型太陽光産業)

- ・立地制約を克服する次世代型太陽電池の開発を進め、既存の太陽電池では技術的な制約により設置が困難な住宅・建築物等への太陽電池の設置拡大を図る。
- ・FIP制度の導入等により太陽光発電の経済的自立を進めるとともに、アグリゲーションビジネス等関連産業の創出・育成により多様なプレーヤーの参画を生み出し、太陽光発電の関連産業の拡大に取り組む。
- ・地域と共生しながら安価に事業が実施できる適地を確保するため、様々な分野の規制や制度等の再検討を行い、太陽光発電の導入拡大を図る。

(水素産業)

- ・水素の供給コスト低減や需要拡大を目指し、水電解装置の大型化・モジュール化や水素発電の燃焼安定性に係る技術開発・実証、国内外における水素サプライチェーンの構築、多様な水素社会モデルの構築等に取り組む。
- ・大型車両の脱炭素化の早期実現に向け、2021年度から水素内燃機関の実証を行うとともに、再エネ水素のサプライチェーンの構築を推進す

る。

(燃料アンモニア産業)

- ・2030 年に向けて、火力発電への 20%アンモニア混焼の導入及び普及を目標とし、NEDO 事業による実証を踏まえた既設発電所への実装を目指すとともに、非化石価値の顕在化など燃料アンモニアの政策的位置づけを明確にする。
- ・2030 年に向けて、アンモニア製造プラントの新設を進め、輸出入・貯蔵に対応した港湾等の環境整備を行うとともに、生産国・消費国との有機的な連携を通じた燃料アンモニアサプライチェーンの構築を目指す。

(自動車・蓄電池産業)

- ・電動車の普及に不可欠な希少金属の安定確保のため、蓄電池に含まれる希少金属の効率的な回収技術の開発に着手するとともに、高性能モータに必要な希少金属の使用量を更に削減するための技術開発・実証に 2021 年度から取り組む。
- ・燃料電池自動車の普及拡大に向けて事業者と利用者の負担を軽減するため、道路運送車両法と高圧ガス保安法の関連規制の一元化も視野に規制の在り方を検討し、6 月に一定の方向性をとりまとめ、2021 年内に結論を得る。

(カーボンリサイクルに係る産業)

- ・水素と CO₂ を組み合わせてプラスチック原料を製造する人工光合成技術や CO₂ を原料とする機能性化学品（ポリカーボネイト等含酸素化合物）、バイオマス・廃プラ由来化学品等の製造技術を確立し、既存製品と同価格を目指す。また、熱源のカーボンフリー化等によるナフサ分解炉の高度化に向けた取組を推進する。
- ・CO₂ と水素を原料として製造される合成燃料について、技術開発・実証を今後 10 年で集中的に行うことで、2030 年までに高効率かつ大規模な製造技術を確立するとともに、2030 年代に導入拡大・コスト低減を行い、2040 年までに環境価値を踏まえつつ、自立商用化を目指す。

(マテリアル産業)

- ・製鉄プロセスでの CO₂ の大幅削減を目指し、2021 年度に水素還元製鉄技術の技術開発・実証を開始する。
- ・金属製造プロセスの脱炭素化や省電力化、基礎化学品製造プロセスにおけるケミカルリサイクル技術、セメント製造プロセスの脱炭素化、燃焼プロセスの水素等への転換、リサイクルの高度化等に向け、2021 年度から技術開発・実証に取り組むことで、新たな市場の取り込みを目指す。

(住宅建築物産業)

- ・木造建築物の普及拡大に向け、2021 年中に建築基準の合理化等を検討し、2022 年以降に所要の制度的措置を講じるとともに、CLT 等を活用した先導的な設計・施工技術の導入支援や設計に関する情報ポータルサイトの整備、設計者育成に対する支援を実施する。
- ・住宅の省エネ基準の義務付け等更なる規制強化を検討するとともに、ZEH・ZEB や LCCM 住宅・建築物など省エネ性能の高い住宅・建築物の整備や省エネ改修への支援を行う。また、太陽光発電の導入促進等を通じた住宅・建築物のゼロエネルギー化に取り組む。

(次世代電力マネジメント産業)

- ・FIP 制度による再エネの市場統合や需給調整市場等の要件整備、ローカル系統における混雑緩和のための価格シグナルの活用、蓄電池の価格低減、EV を含めた各エネルギーリソースの最適制御に向けた実証等を通じて、分散型エネルギーリソースを活用したビジネスを推進する。
- ・次世代スマートメーターの導入を進めるとともに、慣性力提供技術の開発、ノンファーム型接続拡大や需要誘導による系統混雑への対応、送変電設備の監視・運用技術の高度化、長距離直流送電の導入等を通じて、送配電関連ビジネスを推進する。
- ・マイクログリッドを活用したモデル事業で得られた知見・経験の共有、配電事業ライセンスの運用やレジリエンス価値の明確化等を通じて、災害時の独立運用等に関する技術的困難性等の課題の克服や関係者間調整の容易化を図るとともに、多様なビジネスモデルの形成を促すことによりマイクログリッドの導入を促進する。

(次世代熱エネルギー産業)

- ・熱需要の脱炭素化の実現に向けて水素と CO₂ の合成(メタネーション)によるメタン等で天然ガスを代替するため、2021 年度から実用化・商用化のためのメタネーションの設備大型化・高効率化に関する技術開発・実証に取り組むとともにサプライチェーン構築等を官民一体で進める。

(原子力産業)

- ・高速実験炉や高温ガス炉等の試験研究炉の活用や核融合技術の開発、さらに小型モジュール炉等の革新的な原子炉開発を進める各国の取組も踏まえ、取り組む。

(船舶産業)

- ・我が国海事産業の国際競争力の強化や脱炭素化の推進のため、ゼロエミッション船の商業運航を 2028 年以前に実現することを目指し、その導入・普及に資する国際基準の整備、ガス燃料船等の生産基盤確立・

普及促進、低・脱炭素化技術の開発・実用化、新船への代替を促す国際制度の 2021 年度中の構築と国内制度化を推進するとともに、内航海運の低・脱炭素化に向けて必要な制度構築を含めた環境整備、洋上風力関連船舶の国産化等に取り組む。

(物流・人流・土木インフラ産業)

- ・「国土交通グリーンチャレンジ」に基づき、民間事業者と連携した技術イノベーションやその実装の加速化を通じ、暮らし、まちづくり、交通、インフラにおける分野横断的な脱炭素化等の取組を戦略的に推進する。
- ・物流の更なる効率化・省エネ化に向け、2021 年度より取り組む実証事業等を通じ、発荷主、物流事業者、着荷主等が連携し、機械化・デジタル化によるサプライチェーン全体の効率化や省エネ化を図るとともに、取組が評価され、更なる動機付けとなるための省エネ法上の評価の在り方等について検討し、2021 年度内を目途に結論を得る。
- ・燃費性能の優れた建設機械の普及および地方自治体の工事を施工している中小建設業への ICT 施工の普及を図ることにより、CO2 の削減を目指す。
- ・下水道での脱炭素化実現を後押しするため、省エネリノベーション、下水熱、下水道バイオマスエネルギー及び下水道由来水素に関する技術開発の加速化と導入促進を 2025 年度まで集中的に取り組む。
- ・最新の気象予測技術の活用により、多目的ダムに貯まった洪水を次の台風等に備えて水位低下させる際に、洪水対応に支障のない範囲で可能な限り発電に活用しながら放流する等のダムの運用改善に関する実現可能性の検証を 2021 年度より行い、未利用水力エネルギーの活用を推進する。
- ・自動車からの CO2 排出低減のため、道路交通流対策、トラック輸送の効率化を図るとともに、2025 年度の通勤目的の自転車分担率 18.2% を目指して自転車の利用環境の整備と活用を促進する。また、走行中給電技術の研究支援により、2020 年代半ばの実証実験の開始を目指すとともに、充電施設の公道設置の社会実験及び案内サインの整備促進等による電動車の普及促進を行う。
- ・電動車に対して高速道路利用時のインセンティブを付与することにより、一般道路から高速道路への交通転換による排出ガスの削減や電動車の普及促進を図る。
- ・道路照明灯の LED 化を進めるとともに、2025 年度までに道路照明施設設置基準等を見直し更なる省エネ化が可能な新たな道路照明の導入を促進する。また、道路管理における太陽光発電等の再エネの活用を

促進するための検討を行い、全国展開を目指す。

- ・鉄道における更なる環境負荷の低減を図るため、燃料電池鉄道車両の開発を推進するとともに、ハイブリッド車両等の省エネ車両の導入や鉄道施設への省エネ設備の導入等を促進する。
- ・水素・燃料アンモニア等の大量かつ安定・安価な輸入を可能とする受入環境の整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を通じて、カーボンニュートラルポート（CNP）を形成するため、2021年度内にCNP形成計画作成マニュアルを策定する等、CNP形成に向けた環境整備を推進する。停泊中船舶への陸上電力供給や自立型水素等電源等の技術導入を早急に実施する。
- ・航空分野の脱炭素化による航空産業の競争力強化に向けて、機材・装備品等への新技術導入や、管制の高度化による運航方式の改善、持続可能な航空燃料（SAF）の導入促進、空港の施設・車両のCO2排出削減等を加速するとともに、2021年度中に空港を再エネ拠点化する方策を検討の上着手し、官民連携を推進する。
- ・都市のエリア単位での脱炭素化の推進のため、2021年度にエリア設定の考え方を検討するとともに民間資金の活用を含めた支援体制を構築し、2022年度から包括的な取組を強力に推進する。
- ・2021年度に国営公園をはじめとする都市公園への再エネの導入可能性を調査し、その導入を推進する。
- ・グリーンインフラの社会実装に向けて、「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」の活用等を通じて官民連携・分野横断による技術開発や地域への導入を推進するとともに、地方公共団体や民間事業者等が取り組むグリーンインフラ事業にグリーンボンド等と呼び込み、民間投資を拡大する。
- ・LRT・BRTや電気自動車等のCO2排出の少ない輸送システムの導入を推進するとともに、地域公共交通活性化再生法の活用やMaaSの社会実装等を通じた利便性向上により公共交通の利用促進を図る。

（食料・農林水産業）

- ・「みどりの食料システム戦略」に基づき、各省横断的な枠組みも活用した持続可能な農林水産業・食品産業技術の創出や研究開発から製品・サービス化に至る取組の展開等を通じて、農林水産・食品分野のグリーン化を推進する。
- ・炭素貯留効果と土壌改良効果を併せ持つ新しいバイオ炭資材等の開発や規格の整備に向けた取組を2021年度から進めるとともに、効率的な施用のために必要なスマート機械の開発等を推進し、農地土壌の吸収量の強化を図る。

- ・再エネによる農山漁村のエネルギー自立技術、次世代有機農業技術の開発を進めるとともに、2021年度から園芸施設等における RE100 を実現した環境制御施設の開発等を推進する。畜産物生産において、輸入飼料から国産飼料への転換、家畜由来堆肥の広域流通による資源循環、飼養の精密化等に取り組む。
- ・食品製造・流通過程におけるエネルギー・熱利用の効率化等や食品ロスの削減等に向け、2021年度から食品工場由来の廃熱の有効活用技術、データ駆動型コールドチェーンシステム等の技術開発を推進する。
- ・人工林の適切な間伐、エリートツリー等を活用した再生林等の森林整備や高層建築物等の木造化に資する建築部材等の開発、利用拡大について 2021年度から集中的に取り組む、森林吸収量の確保・強化を図る。
- ・漁船の省力化・効率化等による排出削減を進めるとともに、ブルーカーボンの活用に向けて、2023年度までに藻場等による CO2 の吸収・貯留量の計測方法を確立し、温室効果ガスインベントリ報告への反映を目指すとともに、藻場・干潟の保全・創造等を行う。

(資源循環関連産業)

- ・2023年までに最初の商用化規模の CCU 技術確立に向け、廃棄物処理施設の排ガス等の回収・利用によるプラスチック原料の製造等の実証を進める。
- ・河道内樹木等のバイオマス発電燃料等への利用促進を図るための実証を行うとともに、既存施設である一般廃棄物処理施設等の有効活用の可能性を検討しバイオマス発電施設、一般廃棄物処理施設の活用拡大のための手引きの作成等に取り組む。

(ライフスタイル関連産業)

- ・エネルギーの真の地産地消や脱炭素とレジリエンスの同時実現を図るため、直流給電による建物間の電力融通、自立分散型のエネルギーシステムの構築等を推進する。
- ・今後数年で電動車市場を活性化させ、移動の脱炭素化を推進するために、生活・ビジネス面において、動く蓄電池として再エネ電力と組み合わせた EV/PHEV/FCV の導入促進や、電動車を使いやすい地域づくりを進める。
- ・J-クレジット制度における申請手続の電子化、モニタリングやクレジット認証手続の簡素化・自動化を図るとともに、ブロックチェーンを活用した取引市場創出を検討し、最速で 2022 年度からの運用開始を目指す。
- ・気象衛星やシミュレーション技術等の高度化により、大気・海洋の観

測・予測を充実し、その成果が企業や公的機関等における気候変動対策のための科学的基盤として利活用が進むよう産学官連携の下に取り組む。

(2) カーボンプライシング

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

(3) カーボンニュートラル市場への内外の民間資金の呼び込み

i) 円滑な資金供給に向けた基盤整備

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

- ・円滑な資金供給に向けた環境整備を図る観点から、グリーンボンドガイドラインについて、発行手続等を検討し、改訂する。また、ソーシャルボンドについてもガイドラインを策定するとともに、社会的課題解決に関する具体的な指標等を幅広く例示する文書の策定を検討する。
- ・アジア等新興国の移行支援を進めるため、国内の基本指針をベースにアジア版トランジション・ファイナンスの考え方の策定・普及を推進する。

ii) グリーンボンド等の取引の環境整備

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

- ・ESG 等に関する外部評価手法が必ずしも明らかでないなどの意見があることを踏まえ、透明性やガバナンス等 ESG 評価機関の在り方を検証する。
- ・投資家保護の観点から、ESG 関連投資信託について、商品特性の明確化や組成・販売時での環境的・社会的効果等の適切な説明を促す。

iii) サステナビリティに関する開示の充実

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具

体的施策を講じる。

- ・国際基準の策定に関して、国際会計基準（IFRS）財団における気候変動を含むサステナビリティについての比較可能で整合性の取れた開示の枠組みの策定の動きに、意見発信を含め日本として積極的に参画する。
- ・2021 年秋ごろまでに TCFD（気候変動関連財務情報開示タスクフォース）ガイダンスの業種追加や事例拡充等を行うとともに、グリーン投資ガイダンスにトランジション・ファイナンスを盛り込み、2021 年開催を予定している次の TCFD サミットや COP26 において世界に発信する。
- ・不動産分野において、2021 年 3 月にとりまとめた「不動産分野 TCFD 対応ガイダンス」を活用して情報開示の促進等を行うとともに、2022 年度以降のガイダンスの改訂に向けて、更なる ESG 投資推進のための情報開示のあり方について検討を進める。
- ・CO2 削減量が多いイノベーションに取り組む企業リスト（ゼロエミ・チャレンジ）を 2021 年度中に改訂し、更なる民間資金の呼び込みを図る。

iv) 金融機関による融資先支援と官民連携

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

- ・地域金融機関への取組支援として、関係省庁は、関係自治体と連携しつつ、各種の情報提供やノウハウ共有を行う。
- ・グリーンイノベーション基金、株式会社日本政策投資銀行（DBJ）のグリーン投資促進ファンド等の公的資金を呼び水に、企業と金融機関の対話等の促進を通じて、民間資金の動員を促す。

(4) 地域脱炭素ロードマップ

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講じる。

2050 年までの CO2 排出実質ゼロを表明（ゼロカーボンシティ宣言）し、主体的に脱炭素への移行に取り組む地方公共団体の動向を踏まえて国・地方脱炭素実現会議において策定された「地域脱炭素ロードマ

ップ」(令和3年●月)に基づき、脱炭素先行地域づくりを進め、少なくとも100か所の脱炭素先行地域において2030年までに民生部門の電力消費における脱炭素の実現を目指す。また、住宅・建築物等への自家消費型太陽光発電の普及、住宅の省エネ性能の向上、再エネ電力を活用した、ゼロカーボン・ドライブによるEV/PHEV/FCVの普及拡大等の重点対策を全国で実施し、脱炭素先行地域を核に全国各地に脱炭素の取組を波及させる脱炭素ドミノを実現する。

この実現のため、「みどりの食料システム戦略」、「国土交通グリーンチャレンジ」等の関係省庁の政策パッケージも活用しつつ、今後5年間で集中して推進する。

(5) 循環経済への移行とビジネス主導の国際展開・国際協力、その他

- ・脱炭素に必要な循環経済への移行を戦略的に進めるため、プラスチック資源循環促進法案に基づく取組等を後押しすべく、環境配慮設計に係る指針の推進や、地域の資源循環体制の構築、リサイクルの高度化や代替素材の研究開発・普及、デジタル技術活用を推進する。また、循環経済に向けた先進的な取組を促すべく、グローバルな産業界・金融界等が規範とする内外共通の循環経済原則の策定を国際的に提唱していく。
- ・大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現に向けた具体的取組である「マリーン・イニシアティブ」に基づき、各国の専門家との議論を深め、2023年を目途に世界的なデータ集約等を活用した国際展開を進めるとともに、地方公共団体における海洋プラスチックごみ対策の推進を図る。
- ・下水道における創エネ・省エネ化や施設管理の高度化・効率化を目指し、2021年度にデータ利活用の基盤となる共通プラットフォーム構築に向けた実証等や、ICT・AIによる広域管理・運転支援技術の実証を行う。
- ・下水道への使用済み紙オムツ受入のための2022年度のガイドライン策定に向けて、2021年度に福祉施設における紙オムツ処理装置の導入効果を評価する実証の実施及び適正使用方策等の検討を進める。
- ・国際民間航空機関(ICA0)におけるタスクグループ(日本が提案し設立)で、CO2排出削減の長期目標について、議長国として2022年までの検討を先導する。
- ・環境インフラの国際展開を推進するため、JCMについて、第9回太平洋・島サミット(PALM9)の共同行動計画に記載する方向で調整中の太平洋島嶼国を対象としたワークショップの開催等を通じ、アジア太平

- 洋を中心に地域的な展開等も視野に官民連携を強化・拡充する。
- ・2022年度以降、CO₂を利用したメタノール合成の実証の本格化や集積する産業間の連携等による苦小牧のCCUS実証拠点化を通じて、2030年までのCCS商用化を目指す。
 - ・CO₂の長距離・大量輸送と低コスト化に繋がる液化CO₂の船舶輸送技術を確立するために、CO₂の排出源と利用・貯留先との間の船舶による液化CO₂輸送の実証試験に2021年度から取り組む。
 - ・2021年度に日本が主導して構築する「アジアCCUSネットワーク」を通じて、CCUS実証で得た知見・技術のアジア展開を目指すとともに、東南アジア初となる大規模CCUS実証事業を2022年度に開始すべく、JCMの活用を見据えた実現可能性調査を進める。
 - ・Cleaner Energy Future Initiative for ASEAN（CEFIA。日本主導の官民イニシアティブ）において、2021年度内を目途に、島しょ国における再エネマイクログリッド構築やIoTによる工場設備最適制御等のプロジェクトの立ち上げを目指す。
 - ・現在見直しに向けた議論が行われているエネルギー基本計画を踏まえ、石油・LNG・レアメタル等に加えて、将来的な水素・アンモニア・CCS適地の確保を見据え、2021年度内に自主開発比率目標の引上げや新たなLNG戦略の策定等を行うとともに、本目標に基づく自主開発比率の引上げに向けて包括的な資源外交の展開、メタンハイドレート・海底熱水鉱床・レアアース泥等の国産海洋資源開発を推進する。
 - ・更なる省エネの推進に向けて、産業・業務部門において、2021年度以降順次省エネ法に基づくベンチマーク制度の目標水準の見直しや対象業種の拡大等を行う。また、家庭部門において、エネルギー小売事業者の一般消費者への省エネ情報提供に関するガイドラインを見直すとともに、エネルギー小売事業者の情報提供の取組を評価する仕組みを検討し、2021年度中に結論を得る。
 - ・原子力については、可能な限り依存度を低減しつつ、原子力規制委員会によって世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、立地自治体等関係者の理解と協力を得つつ、原発の再稼働を進める。また、道路整備等による避難経路の確保等を含めた原子力防災体制の構築の着実な推進や、自主的安全性向上の取組を通じて社会的信頼の回復に努める。さらに、人材・技術・産業基盤の強化に着手し、安全性等に優れた炉の追求、廃炉を含めたバックエンド問題の解決に向けた技術開発など、将来に向けた研究開発も推進する。
 - ・徹底した省エネに加え、非化石エネルギーの導入拡大や供給側の状況を踏まえたエネルギー利用の最適化、レジリエンスの強化のため、

- 3E+S の実現のための需要側のあらゆる取組の強化に向けた制度的枠組みを検討し、2021 年度中を目途に方向性を提示する。
- ・サプライチェーン全体の排出削減に向け、企業によるパリ協定と整合した目標等の達成のための実行計画策定や中小企業の脱炭素化に資するガイドラインを 2021 年度中に改定するとともに、2022 年度から改正温対法に基づく企業の排出量や削減取組等の更なる見える化や普及啓発活動も通じて幅広い事業者へ脱炭素経営の実践を促す。
 - ・気候変動及び気候変動影響に関する最新の知見を踏まえた気候変動影響評価報告書（2020 年 12 月公表）を勘案して、2021 年度に気候変動適応計画を変更し、気候変動適応の取組を推進する。
 - ・「気候変動×防災」の観点で、廃棄物処理施設の地域のエネルギーセンターとしての活用、自然生態系を活用した防災・減災の実装、気候変動に伴う複合リスクも踏まえた災害等への強靱性強化や災害等に係る気候変動リスク情報の整備活用、熱中症対策行動計画（2021 年 3 月策定）に基づく熱中症警戒アラートなどによる情報発信の強化等、地域の「気候変動×レジリエンス」と地域循環共生圏の同時実現等を推進する。
 - ・ポスト 2020 生物多様性枠組を達成し、2030 年までに世界の陸地と海洋の 30%を保護地域やその他の効果的な手段で保全することに貢献するため、自然資源管理がなされている企業所有地等を生物多様性保全に貢献する区域として認定する仕組みを検討し、2021 年度中に認定基準の考え方を取りまとめるとともに、生物多様性保全と経営・投融资に関するガイドラインを 2021 年度内に策定することにより、企業活動や地域活動を支援する。
 - ・生物多様性条約 COP15 を機に、里地・里山・里海の保全を目指す SATOYAMA イニシアティブを推進し、それを踏まえた生物多様性国家戦略が策定されるよう、生物多様性条約 COP16 が開催される 2023 年頃までに、約 120 か国の途上国を支援する。
 - ・2021 年 10 月に開催される生物多様性条約 COP15 において、ポスト 2020 生物多様性枠組に外来種対策における国際連携強化を盛り込む提案等を通じて、ヒアリ等の侵略的外来種の非意図的侵入防止に関する国際連携強化を促す。
 - ・「福島新エネ社会構想」（2021 年 2 月改定）に基づき、風力発電を始めとする再エネの更なる導入拡大や研究開発拠点機能の強化、水素イノベーション拠点の創出や水素社会のモデル構築を推進するとともに、環境省と福島県が締結した連携協力協定（2020 年 8 月）の下、未来志向まちづくりを推進する。

- カーボンニュートラルの実現に向けて、国連が定める国際基準である環境経済勘定体系（SEEA）や国際機関等による研究に則しつつ、環境要因を考慮した統計（グリーン GDP（仮称）など）や指標に係る研究やその整備を関係省庁が連携して行う。

3. グリーン成長戦略に向けた新たな投資の実現

(1) カーボンニュートラルに伴う産業構造転換

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

(2) 水素ステーションの整備

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

(3) 電気自動車向けの急速充電設備の整備

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

(4) 石炭火力自家発電のガス転換等

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

(5) 再エネ普及のための送電線網の整備

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

4. 「人」への投資の強化

(1) フリーランス保護制度の在り方

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

- ・フリーランスについては、多様な働き方の拡大、ギグエコノミーの拡大による高齢者雇用の拡大、健康寿命の延伸、社会保障の支え手・働き手の増加などの観点からも、個人がフリーランスを選択できる環境を整える必要がある。このため、事業者とフリーランスとの取引に関して、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令の適用関係及びこれらに基づく問題行為を明確化した一覧性のあるガイドラインについて、その内容を分かりやすく紹介したリーフレット等によりフリーランス等へ周知するとともに、取引に関するトラブル等について丁寧な相談対応を実施する。その上で、発注事業者とフリーランスとの取引におけるトラブルに迅速に対応できるよう、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法に基づく執行体制を充実する。

また、2021年3月にガイドラインの内容を下請振興法に基づく振興基準に反映したことを踏まえ、業所管省庁が業種別の下請ガイドラインを改定し、これに基づいて執行を強化する。

- ・さらに、2021年4月1日から対象範囲の一部拡大を行った労働者災害補償保険の特別加入制度の更なる活用に向け、引き続き要望等を踏まえて対象範囲の拡大の検討を行う。

(2) テレワークの定着に向けた取組

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

- ・時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方として、テレワークなど新たな働き方の導入・定着を図ることが重要である。政府としては、テレワークの定着に向けて、2021年3月にテレワークガイドラインを改定し、労働時間の把握・管理、健康確保について、
ーテレワーク時における労働者の自己申告による労働時間の把握・管理については、自己申告された労働時間が実際の労働時間と異なることを客観的な事実により使用者が認識している場合を除き、労働基準法との関係で、使用者は責任を問われないことを明確化する。

- －（中抜け時間があったとしても、）労働時間について、少なくとも始業時刻と終業時刻を適正に把握・管理すれば、労働基準法の規制との関係で、問題はないことを確認する。
 - －テレワーク時には原則禁止であるとの理解があるテレワークガイドラインの「時間外、休日、深夜労働」について、テレワーク以外の場合と同様の取扱いとする。
 - －長時間労働者・高ストレス者に対する医師の面接指導については、リモートでの面接指導も企業が柔軟に選択することができる。
- こと等の方向性の下、記述を大幅に刷新したところであり、本ガイドラインの内容を分かりやすく紹介したパンフレット等により丁寧な周知を図っていく。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点からも、テレワーク相談センターの設置・運営やテレワーク導入に係る助成等による導入支援を強力に推進する。
 - ・多くの企業が新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを経験したことを踏まえ、良質なテレワークの定着・加速に向けて、テレワーク導入企業に対する評価の仕組みについて新たに検討を行う。また、全国的な導入支援体制の整備、中小企業に対する専門家による無料相談といった支援策を継続するとともに、コミュニケーションやマネジメントといった課題を解決するためのICTツールの積極的な活用の推進やテレワークを円滑に行うことができる超高速ブロードバンド基盤の整備支援等を行う。

（3）兼業・副業の解禁や短時間正社員の導入促進などの新しい働き方の実現

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

i）兼業・副業の促進

- ・企業も労働者も安心して兼業・副業を行うことができるよう、2020年9月に「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を改定し、労働者の申告等による副業先での労働時間の把握や簡便な労働時間管理の方法を示すなど、ルールを明確化したところであり、本ガイドラインの内容を分かりやすく紹介したパンフレットや労働時間の申告の際に活用できる様式例について丁寧に周知を行う。

また、複数就業者に関するセーフティネットの見直しとして、

- －65歳以上の者の雇用保険の適用について、本人の申出を起点として2つの事業所の労働時間を合算して適用する制度の試行
 - －労災保険給付について、非災害発生事業場の賃金額も合算して算定するとともに、複数就業者の就業先の業務上の負荷を総合的に評価して労災認定すること
- を内容とする2020年の法改正について、事業主や労働者に広く周知を行う。

ii) エssenシャルワーカー等の就業環境の整備

- ・医療・介護関係者、清掃、公共交通、運輸・物流・電力・ガス・水道等、社会を支えるエssenシャルワーカー等が安心して働くことができる就業環境の整備を進める。

iii) 70歳までの就業機会の確保等

①70歳までの就業機会確保

- ・2021年4月から、改正高年齢者雇用安定法が施行され、70歳までの就業機会の確保のための措置（定年廃止、70歳までの定年延長、70歳までの継続雇用制度、創業支援等措置（70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度、70歳まで社会貢献活動に継続的に従事できる制度）の導入のいずれか）を講ずることが企業の努力義務とされたことを踏まえ、事業主や労働者に広くその内容の周知を図る。

②働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に伴う年金制度の見直し

- ・2020年に成立した「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」に基づき、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、自分で選択可能となっている年金受給開始時期についての上限の70歳から75歳への引上げ、在職老齢年金制度についての支給停止とならない範囲の拡大、私的年金（確定拠出年金）の加入可能年齢の引上げ等について、順次、円滑に施行する。

iv) 生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援

①長時間労働の是正をはじめとした働く環境の整備

- ・2019年4月から大企業、2020年4月から中小企業に対して適用された時間外労働の上限規制について、引き続き適切な施行に努める。あわせて、2024年4月からの建設業や医師等への適用に向けて、相談体制の充実や制度の周知徹底、適用猶予期間においても、必要な法整備を含め、時間外労働の削減や労働者の健康確保のための取組を行うよ

- う、働きかけや支援を行うなど、円滑な法の適用に向けた取組を行う。
- ・2020年4月から順次施行された「同一労働同一賃金」(パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法)について、引き続き、着実な履行確保を図るとともに、働き方改革推進支援センターにおいて中小企業・小規模事業者等に対する相談支援を行う。
 - ・改正労働施策総合推進法、改正男女雇用機会均等法等により、事業主に対してパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が設けられたほか、セクシュアルハラスメント等の防止対策が強化された。パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務に関しては、中小事業主については2022年4月より施行されることを踏まえ、中小事業主等が適切に措置を講ずることができるよう周知啓発や専門家による企業の取組支援などを行う。

②人的資本情報の「見える化」の推進

- ・企業へ経営環境の変化に応じた人材戦略の構築を促し、持続的な企業価値を向上させる観点から、経営陣、取締役会、機関投資家等が果たすべき役割を明確化した「人材版伊藤レポート」²や、非財務情報や人的資本の開示に関する国際的な議論なども踏まえ、関係省庁が連携し、企業の人的資本に関する「情報の見える化」の促進や機関投資家等への情報発信を一層推進する。あわせて、多様な人材の活躍、従業員の働きやすい環境整備等に関する企業の取組を見える化する仕組みを省庁横断的に構築し、企業の取組をより一層促す。さらに、2021年6月の「コーポレートガバナンス・コード」の改訂も受け、人的資本への投資も含め、経営資源の配分に対する取締役会の実効的な監督や、分かりやすく具体的な開示を促進する。

③賃金

・【調整中】

- ・賃金の資金移動業者の口座への支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、2021年度できるだけ早期の制度化を図る。あわせて、諸外国の事例も参考にしつつ、マネー・ロンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。

² 持続的な企業価値の向上と人的資本に関する研究会報告書(2020年9月30日)

(4) 女性・外国人・中途採用者の登用などの多様性の推進

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

i) 女性活躍の更なる拡大

- ・改正女性活躍推進法により、2022年4月から、一般事業主行動計画の策定及び情報公表の義務の対象が常時雇用する労働者101人以上の事業主まで拡大されることを踏まえ、その円滑な施行に向けて、中小企業等が着実に女性活躍の取組を行うよう、都道府県労働局と地方公共団体の連携を推進しながら、改正内容の周知徹底や企業向け相談対応・個別訪問等の支援を行う。あわせて、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）等に基づき、地域女性活躍推進交付金により、女性のデジタル技能の学び直し・教育訓練や当該技能を活かした再就職・転職の支援、女性リーダー育成ハンドブックを活用した女性役員候補者の育成等、地方公共団体が行う女性活躍の取組を更に強力的に支援・推進する。
- ・「第5次男女共同参画基本計画」に盛り込まれた女性の登用・採用目標（58項目）の達成に向けた取組を推進する。また、企業の女性活躍の要素を投資判断に考慮するジェンダー投資について、2020年度に取りまとめた「ジェンダー投資に関する調査研究報告書」を企業経営者や機関投資家等に周知することで、女性活躍の取組推進を促す。また、女性役員となる人材の確保に向け、地域や民間における取組の推進や、女性リーダー人材バンクの充実と更なる活用を図る。
- ・人生100年時代において、多様な選択ができる社会を構築するため、新規就業支援を図る「官民連携プラットフォーム」の設置・活用促進や、大学、男女共同参画センター、企業等の連携による女性のキャリアアップを総合的に支援するモデル構築の推進、地方公共団体がNPO等と連携して行う、様々な課題や困難を抱える女性のニーズに寄り添った取組への支援等を通じ、子育て中や子育てが一段落した世代の女性を含む、多様な女性の労働市場への再参入を推進する。
- ・保育の受け皿整備について、できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性の就業率の上昇に対応するため、「新子育て安心プラン」（2020年12月21日公表）に基づき、2021年度から2024年度までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。
- ・仕事と子育ての両立に資するよう、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業により利用料金の一部を支援するとともに、本年夏に本事業

- の申請手続き等のデジタル化を行い利用者の利便性を向上する。
- ・「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの更なる整備を着実に進める。さらに、就業の有無等様々な子育て家庭の多様なニーズに対応する子育てを支援するため、地域子育て支援拠点の設置の更なる促進や多機能化等を進める。
 - ・女性が出産後もキャリアを継続することができるよう、男性の育児・家事への参加を促し、育児・家事の負担が女性に偏っている現状の是正を図る。
 - ・IT分野をはじめとした理工系分野において、女性の身近なロールモデルを創出するとともに、本分野の女性教員の割合を向上する取組を進める。学校推薦型選抜や総合型選抜に女子を対象とする枠の設定やオープンキャンパスの実施、女子学生向けのSTEAM教育拠点の整備等の総合的な支援策を講ずることにより、地方大学を含めた理工系学部における女子学生の割合の向上を促す。

ii) 高度外国人材の受入促進

(留学生等の国内就職促進及び就職後の活躍促進のための政府横断的な取組)

- ・高度外国人材活躍推進プラットフォームにおいて、2021年度中に経済団体の協力による外国人材の採用に意欲のある企業情報の拡充など「高度外国人材活躍推進ポータルサイト」のさらなる充実を図るとともに、関係省庁連携による就職マッチングイベントや企業及び支援者向けウェブセミナーを開催するほか、海外の高度人材に向けた情報発信を一層強化する。
- ・日本人社員と外国籍社員の職場における効果的なコミュニケーションを促すために作成した動画教材・手引き（2021年4月公表）の企業等への周知・活用を関係省庁連携の下、働きかける。
- ・大学とハローワークの留学生就職支援協定の締結を促進し、2021年度中に両者による取組の好事例・ノウハウ等の横展開を通じて、全国の大学・関係機関等とハローワークの留学生支援を強化する。
- ・外国人の在留を支援する関係行政機関等が集約されている「外国人在留支援センター」（2020年7月開所）において、高度外国人材の国内就職促進や活躍促進に係る支援を含めた効果的・効率的な在留支援を行う。
- ・独立行政法人国際協力機構（JICA）において、2021年度中に国内拠点等で多文化共生に係るセミナーを開催するなど、国内企業、地方自治体等による外国人材の受入れ拡大・円滑化を支援する。

(教育プログラム等の充実)

- ・外国人留学生関連施策について、新型コロナウイルス感染拡大による影響及び技術流出防止対策とのバランスに留意しつつ、受入れの質の一層の向上を図るため、留学生就職促進教育プログラム認定制度に基づき、2021年秋頃までに認定を開始し、2026年度末を目途に50以上の教育拠点での認定を目指す。また、受入教育機関における適切な在籍管理の徹底、遠隔・オンラインも活用した教育の提供や情報発信、帰国留学生とのネットワーク強化などを実施・推進する。
- ・日本語教育の推進に関する法律等に基づき、日本語教師の能力等を証明する新たな資格や日本語教育機関の水準の維持・向上を図るための仕組みについて、次期通常国会での法案提出も視野に、2021年度中に検討を進める。
- ・外国人の子供に対する日本語指導等の支援体制の充実を図り高等学校段階において日本語の個別指導を教育課程に位置付ける制度の2023年度からの円滑な導入を目指す。
- ・外国人の子供の就学機会の確保のため、2025年度までに全ての外国人の子供の就学状況を一体的に管理・把握できるようにするとともに、専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（いわゆる「外国人学校」）に通う子供たちの健康管理の在り方に関し、2021年中を目途に検討を行う。
- ・専修学校の留学生に対して、来日前からの入学予定校でのオンライン授業の実施や企業等とより密接に連携した就職支援体制整備などの取組を通じ、留学生の確保から国内企業への就職まで総合的に受け入れるモデルを2023年度までに構築する。
- ・外国人材が来日直後から円滑に生活や就労ができ、受入企業や地域に馴染みやすい環境を整えるため、日本語専門家派遣による研修等を通じた諸外国における日本語教師の育成や、助成事業を通じた日本語教育機関の活動の支援、適切な教材や評価方法の開発・提供により、来日前の日本語学習環境の整備を推進する。また、現地の関係機関とも協力した日本文化発信事業等により、海外における日本文化理解の促進及び外国人材の来日意欲の喚起を図る。

(入国・在留管理制度等の見直し)

- ・外国人起業活動促進事業や在留資格の「特定活動」に本邦の大学等を卒業した外国人による我が国での起業活動を追加した措置について、起業成功事例等を関係機関などで共有し、外国人による起業を促進する。
- ・新型コロナウイルス感染症対応の一環として、引き続き、留学生を含

め帰国が困難となった外国人に関する在留期間の更新や在留資格の変更等を柔軟に認めるとともに、必要に応じて、資格外活動許可を付与する。

- ・外国人の受入状況等を正確かつ継続的に把握するため、2021年4月に一部機能の運用を開始した受入機関データベースシステムについて、2022年3月末までに開発を完了し、受入機関単位での在籍者情報管理等を行う運用を開始する。
- ・在留申請手続において更なる利便性の向上や手続の非対面・非接触化の推進のため、2022年春から外国人本人によるオンライン申請を可能とするほか、「日本人の配偶者等」などの在留資格に係る申請をオンライン申請の対象に追加する。
- ・外国人等の利便性向上や上陸審査手続・在留審査手続の円滑化の観点から、2022年度からの在留資格認定証明書の電磁的方法による交付及び、2023年度からの在留手続や特定登録者カードの交付などに係る手数料の電子納付を検討する。

iii) 中途採用・経験者採用の促進

- ・中途採用・経験者採用の拡大を図るため、企業側においては、採用制度及び評価・報酬制度の見直しに取り組む必要がある。政府としては、2021年4月施行の改正労働施策総合推進法に基づく、常時雇用する労働者数301人以上の大企業に対する正規雇用労働者の採用者数に占める中途採用者数の割合の定期的な公表の義務付けについて、その内容を周知するなど、円滑な施行を図る。あわせて、中途採用を拡大させた企業を助成する中途採用等支援助成金の周知を図る。
- ・学生の学修環境の確保を前提に、採用と大学教育の未来に関する産学協議会の提言及びその進捗等を踏まえ、今後の時代にふさわしい学生と企業の就職・採用活動の在り方について、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」の見直しも含め、対応の方向性について、着実に検討を進める。

iv) 企業組織の変革の推進

- ・日本企業は、成長の基盤として多様性を包摂する組織へと変貌し、迅速で柔軟な意思決定ができるような企業組織に変革することが必要である。このため、2021年夏までに「企業組織の変革に関する研究会」で検討結果を取りまとめ、日本企業が取り組むべき具体的なアクションリストを示し、経営者の理解と参画・協働を得ながら、企業組織の変革のムーブメントをひき起こす。これにより、経営者の生え抜き比

率の低減や専門家の執行役員（Cx0）への登用、各国のクォータ制度の導入例を踏まえた女性・若者等の多様な人材の執行役員・取締役への登用、サバティカル休暇やスタートアップへの出向、復職条件付き退職等を活用した「他流試合」の奨励、役員報酬の開示基準を上位3人とすることによる報酬インセンティブの導入等の企業組織の変革に向けた取組を促進する。

（5）人事評価制度の見直しなど若い世代の雇用環境の安定化

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

（6）労働移動の円滑化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

i) 雇用の維持と労働移動の円滑化

・【調整中】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、大企業への雇用維持支援策の強化の一環として、大企業でシフト制等の勤務形態で働く労働者が休業手当を受け取れない場合に、休業支援金・給付金の対象とする。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、産業雇用安定助成金により出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行う。
- ・労働力の産業間、企業間移動の円滑化に寄与するため、出向・移籍による失業なき労働移動に関する情報提供・相談等を行う産業雇用安定センターによるマッチング体制を強化する。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた労働者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者を試行雇用する事業主の負担を軽減し、異なる分野への円滑な移動を支援する。
- ・職業訓練の訓練期間や訓練内容について、短期間の訓練やオンライン受講を始めとする多様化・柔軟化を行い、利用しやすい制度とするとともに、ハローワークにおいて、離職者、休業者等に職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援などを実施する。
- ・労働移動支援助成金の早期雇入れ支援コースにおいて成長企業へ再就

職する場合に助成額の加算を行う。

- ・労働者協同組合により、多様な就労の機会を創出するとともに、地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進する「労働者協同組合法」について、円滑な施行を図る。
- ・スタートアップの経営人材についてヒアリングやアンケート調査を実施するとともに、2021年度は、スタートアップの成長に寄与する人材を効率的・効果的にマッチングする好連携の創出を支援し、またその中で得られた知見や事例を成果として取りまとめて公表することで、民間市場で広く成果が活用され、スタートアップへの人材流動の大規模化かつ加速化を目指す。

ii) リカレント教育の推進

(大学・専門学校等学校におけるリカレントの推進)

- ・社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充やリカレント教育を支える専門人材の育成、リカレント教育推進のための情報発信等の学習基盤に関する整備に向けた取組を実施することで、産学連携による社会のニーズに即した ICT スキルの習得のためのプログラムなど、大学や専門学校等における実践的なプログラムを充実する。
- ・価値創造人材の育成の取組を行うとともに、ウィズ・ポストコロナ時代を見据えた雇用対策パッケージを踏まえ、非正規雇用労働者・失業者、希望する就職ができていない若者等の支援として、全国の大学等を中心とした連携体制において、即効性があり、かつ質の高いリカレントプログラムの発掘・開発を進める。

(企業や職業訓練機関におけるリカレントの推進)

- ・教育訓練給付における IT 分野の講座充実に向けた関係府省の連携の推進や職業訓練（離職者訓練、在職者訓練）のデジタル関連分野への重点化等により、第四次産業革命などデジタル技術の進展を踏まえたニーズに応じた人材育成を強化する。
- ・労働者の主体的な学び直しをしやすいするため、教育訓練給付制度におけるオンラインや土日・夜間の講座の充実を図るとともに、学び直しに関するポータルサイトとの連携を強化する等により、教育訓練給付の対象講座等に関する情報発信を強化し、制度の利用を促進する。
- ・労働者が主体的に学ぶための時間を確保できるよう、企業における教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務制度、残業免除制度等の普及を促進する。
- ・オンラインや土日・夜間も含めて労働者がジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを利用しやすい環境整備に取り組むとと

- もに、長期にわたるキャリア形成の促進のため、企業内におけるキャリアコンサルティング（セルフ・キャリアドック）の導入支援やマイナポータルとの連携を含むジョブ・カードのデジタル化を推進する。
- ・「生産性向上人材育成支援センター」において、特に AI、データサイエンス等の産業界のニーズの大きい分野で、大学と連携した新規講座の開設などの取組を行う。
 - ・公的職業訓練について、IT 理解・活用力を習得する訓練を実施するとともに、産業界や地域から求められる人材ニーズに即した訓練コースの設定や訓練コースの柔軟化・多様化を推進する。また、訓練内容の高度化や効率的な訓練実施のため、ICT 導入に向けた検討を行い、速やかに結論を得る。

（価値創造性人材の育成）

- ・大企業に勤務している 20 代から 30 代前半の社会人に対して、創造性を磨き直し、ステップアップするためのリカレント教育の機会を提供するため、2021 年度より「大学等における価値創造人材育成拠点の形成事業」及び「大企業等人材による新規事業創造促進事業」を実施し、個人の内面や顧客ニーズに基づく創造的な発想をビジネスにつなぐ教育プログラムを開発するとともに、実践する大学等の拠点を早急に構築するため、集中的かつ中長期にわたる支援を行う。
- ・これらの教育プログラムの在校生や卒業生をはじめ、個々の創造性をビジネスの現場で発揮するための環境整備についても検討する。

iii) 主体的なキャリア形成を支える環境整備

- ・職業興味検査・価値観検査による適職検索機能などを追加し、2021 年 2 月にリニューアルした職業情報提供サイト「日本版 O-NET」や、「職業能力診断ツール」について、求職者の就職活動や企業の採用活動等を支援する観点から、両者の連携に加え、ハローワークインターネットサービスなど、既存のシステムとも連携を図ること等により、円滑に職業情報の把握や求人情報の検索等を行える有機的なシステム構築を目指す。
- ・解雇無効時の金銭救済制度について、2021 年度中を目途に、法技術的な論点についての専門的な検討のとりまとめを行い、その結果も踏まえて、労働政策審議会の最終的な結論を得て、所要の制度的措置を講ずる。

（7）ギガスクール構想の推進による個別最適な学びや協働的な学びの充実

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

i) 初等中等教育段階における Society5.0 時代に向けた人材育成

- ・小学校 35 人学級の計画的な整備やその効果検証等を踏まえ、学校の望ましい指導体制の在り方の検討を進めるとともに、小学校高学年における教科担任制の推進や教師の養成・採用・研修等の在り方の検討、ICT による校務改善や多様な支援スタッフの充実等働き方改革の推進を図る。
- ・初等中等教育において、義務教育段階の全学年の児童生徒 1 人 1 台端末や高速大容量の校内通信ネットワークをはじめとした学校 ICT 環境について、2022 年度までに端末の家庭への持ち帰りを含めて十分に活用できる環境の整備を図る。あわせて、教員の質の向上、ICT 活用のための人的体制の整備等必要な支援を講ずる。
- ・さらに、学校施設についても、新しい学びに対応した質的整備と安全で安心な教育環境の確保を一体的に推進し、学校規模の適正化・適正配置や地域活性化にもつながる複合化・共用化を推進する観点から、各自治体における部局横断的な実行計画の策定を推進するとともに、長寿命化改修等を通じ、必要な支援を講ずる。加えて、2021 年度中に令和の時代にふさわしい学校施設のビジョン・モデルを示し、優良事例の更なる横展開等の支援を講ずる。
- ・初等中等教育における大学等の教育資源や教育・学術研究における活用等も含め、将来的に希望する全ての自治体や学校が「SINET」を利用できるよう準備を進め、2021 年度に試験的な実施を行う。また、2020 年 2 月に策定した「未来の学び」構築パッケージに基づき、時間・距離の制約のない個別最適で効果的な学び・指導を実現するため、5G 活用モデルの普及を行う。
- ・教育データの利活用に関する有識者会議の提言等を踏まえ、データの標準化等、教育データの継続的な利活用を見据えた取組を加速する。
- ・児童生徒 1 人 1 台環境が整備されることを踏まえ、デジタル教科書については全国規模で実証的な研究を行いつつ、普及促進を図る。また、今後の教科書制度の在り方やデジタル教材との連携等について、実証研究の成果を踏まえ、小学校用教科書の改訂年度である 2024 年度と中学校用教科書の改訂年度である 2025 年度を見据え、検討を行う。
- ・授業目的公衆送信補償金制度について、2021 年度からの本格実施を受けて、補償金負担の軽減のために必要な支援を実施し、オンデマンド

形式など ICT を活用した教育での著作物利用の円滑化を図る。

- ・「情報活用能力」の育成に向けて、教員の指導力向上に資する調査研究や情報活用能力の定量的測定のための調査等を行う。また、教師の養成・研修・免許の在り方等の検討状況を踏まえつつ、高等学校で 2024 年度までに社会の多様な人材も含め ICT に精通した人材の 1 校 1 名以上の登用を目指す。さらに、Society5.0 に対応した高い指導力を有する教員の養成を先導するフラッグシップ大学について 2021 年度中に公募を行い、2022 年度より取組を開始する。
- ・先端的教育ソフトウェア導入実証事業（EdTech 導入補助金）等の取組を踏まえた AI による効果的な学習等を実現する EdTech の開発や、学習ログ等の教育データが児童生徒の学びや教員の指導等に効果的に活用されるよう好事例を創出・収集し、全国への展開を図る。
- ・2020 年度に構築した STEAM ライブラリーの教育コンテンツについて充実を図る。あわせて、Society5.0 時代に必要な課題解決力や探究力育成のため、STEAM ライブラリーの活用を含めモデルプランの提示や全国への周知を進める。また、デジタル社会に特に重要となる非認知能力向上に資する体験活動を推進する。
- ・2021 年 6 月に策定した「在外教育施設未来戦略 2030」を踏まえ、ポストコロナにおける日本企業のグローバル展開の基盤としての在外教育施設の指導体制の充実や ICT 利活用促進に向けた環境整備を図るとともに、グローバル人材・教師育成のための機能強化に向けた教育改革の支援を充実する。

ii) 大学等における Society5.0 時代に向けた人材育成

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中でも大学等での学びを継続するため、学生等へ必要な支援を行うとともに、「新たな日常」における質の保障を前提とした高等教育システムにおいて、教育再生実行会議の提言³等を踏まえ、学修管理システム（LMS）や遠隔・オンライン教育の活用等教育のデジタル化を進めるとともにデータ駆動型の教育への転換を図り、個別最適な学修を実現していくなど Well-being を踏まえた新たな大学教育の構築に向けた必要な検討と環境整備を進める。
- ・大きな影響を受けている高校生段階からの留学生交流や大学等の国際化の取組再開・継続を支援するとともに、教育再生実行会議の議論も踏まえ、国際的な動向を見据えながら、「新たな日常」における高等教

³ 「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」（令和 3 年 6 月 9 日教育再生実行会議）

育のグローバル戦略の再構築に向けた検討を行い、2021 年度中を目途に一定の結論を得る。

- デジタル人材の育成のため、数理・データサイエンス・AI のモデルカリキュラムを踏まえた教材等を全国の大学及び高等専門学校に展開し、リテラシーレベルに加え、文理を問わず自らの専門分野へ応用する基礎力の習得を進めるとともに、教えられるトップ人材層育成に向けた国際競争力のある分野横断型の博士課程教育プログラムの創設、人文社会系大学院教育におけるダブルメジャーを促進する。さらに、データサイエンス教育や統計学に関する専門教員の早期育成体制等を整備し、着実に実施していく。加えて、カリキュラムへの数理・データサイエンス・AI 教育の導入など取組状況を考慮し、大学・高専に対する運営費交付金や私学助成金等の重点化を通じた積極的な支援を行う。
- 大学及び高等専門学校における産業界のニーズを踏まえた数理・データサイエンス・AI の優れた教育プログラムを認定する制度を構築し、応用基礎レベルについて 2021 年度中に運用を開始するとともに、大学・専修学校等において数理・データサイエンス・AI 分野等を中心とした産学連携プログラムの開発等を進める。
- Society5.0 時代を支える幅広い教養と深い専門性を持った人材育成を実現するための教育プログラムの構築や、世界をけん引する博士人材を育成するための最高水準の教育力・研究力を結集した学位プログラムの構築について、2021 年度から実施する中間評価の評価結果等も踏まえ、産業界等からのニーズを踏まえた人材育成の取り組みを一層加速する。
- Society5.0 時代に必要な学力を評価するため、思考力・判断力・表現力等を発揮して解くことなどを重視する大学入学共通テストを着実に実施していく。また、当該テストにおいて「情報」を 2024 年度から出題することについて検討を行い、2021 年度中に結論を得るとともに、将来的な CBT 活用のあり方について検討を進める。

iii) 産業界における Society5.0 時代に向けた人材育成・活用

- 「未踏事業」において、今後実用化が見込まれる次世代の情報処理技術を活用しイノベーションを創出する人材を育成するための新たな取組について 2023 年度からの開始を目指し検討を進める。
- サイバーセキュリティ人材について、企業と人材のマッチングの促進のため、求められる職務・役割と必要となる技能・資格等の明確化・普及促進に取り組むとともに、情報系・制御系に精通した重要インフ

ラ・産業基盤等の中核人材の育成・地方展開を図る。また、地域におけるセキュリティ人材やサイバー攻撃解析を行う高度人材の育成、教育機関等が活用可能なサイバー演習実施基盤の構築、行政機関等の情報システム担当者を対象とする「実践的サイバー防御演習」の実施に取り組む。

- ICT 分野における地球規模での産業創出に向け、異能（INNO）vation ネットワーク等を通じ、破壊的イノベーションに挑戦する人材を発掘するとともに、世界への展開を視野に入れ、野心的な技術課題への挑戦を支援する。
- 地域で子供たちがプログラミング等の ICT スキルを学ぶ機会を提供する「地域 ICT クラブ」について、好事例の共有や全国的なネットワークの構築などにより更なる普及促進を図る。
- 技能五輪国際大会において、幅広い産業分野の中核技能人材が、世界レベルの技能競技に参加するにあたって、海外訓練及び国内合同訓練等を通じた技能の強化を支援するとともに、大会の広報・周知を通じて技能尊重の機運の醸成を図る。
- Society5.0 において、全ての国民が必要とする ICT スキルを大人になっても生涯にわたり継続的に学べるよう、引き続き環境整備を行う。

（8）全世代型社会保障改革の方針の実施

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

5. 経済安全保障の方針を踏まえた集中投資

(1) 経済安全保障政策の推進

i) 経済安全保障の観点からの技術優越性の確保

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

ii) 基幹インフラ・サプライチェーンに係る脅威の低減・自律性の向上

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

- ・新型コロナウイルスの感染拡大の中で我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、生産拠点の集中度が高い製品・部素材や、国民が健康な生活を営む上で必要な物資について、日本企業の海外での生産設備の導入支援を引き続き実施するとともに、これまでに実施した設備の導入支援等に係る事業のフォローアップを行う。また、日豪印 ASEAN の産官学による「サプライチェーン強靱化フォーラム」や日豪印の経済大臣間の協力枠組みである「サプライチェーン強靱化イニシアティブ」(SCRI) 等を活用しながら、デジタル技術を用いたサプライチェーンの可視化を促進することなどにより、域内のサプライチェーン強靱化と産業競争力強化をとともに図り、地域大の経済成長に繋げる。

iii) 経済安全保障の強化推進に向けた中長期的な資金拠出等を確保する枠組みの検討

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

(2) 先端半導体技術の開発・製造立地推進

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

- ・デジタル化の進展、世界的な半導体需給のひっ迫、経済安全保障など、デジタル産業・インフラ・半導体を取り巻く環境は変化している。Society5.0 実現には、時代の変化を捉え、社会・経済活動の基盤である半導体・デジタル産業の競争力を高めることが必要である。日本が

抱える多くの課題の解決を図り、持続的に成長していく社会を作るため、「半導体・デジタル産業戦略」を実行する。

- ・デジタル化・電化社会を実現するために、5G、ポスト 5G、データセンター等の情報通信インフラや、自動運転、ロボティクスなどに使用される先端ロジック半導体及び省エネ性能の高い高性能半導体の設計・技術開発を支援する。また、我が国の強みである半導体製造装置・素材技術を磨き上げ、海外の先端半導体ファウンドリとの国内共同開発に取り組む。同時に、メモリ、センサ、パワー等の半導体の国内製造基盤強化やサプライチェーンの強靱化に取り組む。

(3) 次世代データセンターの最適配置の推進

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

(4) 電池の次世代技術開発・製造立地推進

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

(5) レアアース等の重要技術・物資のサプライチェーン

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

(6) ものづくり基盤の強化

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

6. ウィズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活～スタートアップを生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備

(1) 新規株式公開（IPO）における価格設定プロセスの見直し

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

(2) SPAC（特別買収目的会社）制度の検討

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

(3) 私募取引の活性化に向けた環境整備

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

(4) スタートアップと大企業の取引適正化のための競争政策の推進

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

(5) スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

- ・スタートアップ企業の創出を通じた社会課題解決のため、「イノベーション・エコシステム形成パッケージ」を2021年度中に取りまとめ、これに基づき、スタートアップ支援機関連携協定（通称 Plus）の枠組みも活用しつつ、スタートアップ・エコシステム拠点都市におけるスタートアップ企業の海外展開や起業家育成、新たな日本版 SBIR 制度による研究開発や成果の社会実装等の自治体、大学、民間等による取組を一気通貫で推進する。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、スタートアップ企業と事業会社によるオープン・イノベーションが弱まることのないよう、イノベーションの担い手となるスタートアップ企業への多様な資金の供給を、環境整備等を通じて促進し、成長につなげていく。
- ・2021年度中に、VCや人材紹介会社等によるコンソーシアムを設置し、経営人材に求められる要件の整理をするとともに、スタートアップ企

業への経営人材の円滑な移動を実現する効率的・効果的な方策を検討する。また、大企業等の社員が辞職せずに所属企業から資本が独立したスタートアップ企業を起業し、その企業への出向等を通じて行う新規事業開発（出向起業）等を支援する。

- J-Startupプログラムについて、2021年度中にスタートアップ企業を30から50社追加するとともに、各地域への展開を通じ、地方公共団体と連携して地域の有望スタートアップ企業を重点的に支援する。
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構において、2021年度半ばから資金調達の円滑化や有望資産の再活用によるスタートアップ企業の再挑戦支援ができるようにし、コロナ禍の影響等によって事業継続が困難になったスタートアップ企業等を支援する。
- 我が国の有望なスタートアップ企業を海外に宣伝し、海外からの投資呼び込み等につなげるため、世界最大級のテクノロジーカンファレンス「Web Summit」を2022年から東京で開催する。
- アントレプレナーシップを有する人材の育成のため、スタートアップ・エコシステム拠点都市のコンソーシアムに参画する機関において、2025年度までにアントレプレナーシップ教育プログラムを実施し、その事例を集約して全国に展開する。また、地方大学を含むスタートアップ・エコシステムの形成支援を通じて、アントレプレナーシップ人材育成とスタートアップ企業創出を一体的に推進する体制の強化を進める。

7. 事業再構築・事業再生の環境整備

(1) 大企業・中堅企業の事業再構築・事業再生の環境整備

i) 資本性資金の供給強化及び優先株の引受け推進

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

ii) 私的整理等の利便性の拡大のための法制面の検討

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

(2) 中小企業の事業再構築・事業再生の環境整備

i) 中小企業の私的整理ガイドライン

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

ii) 個人破産への対応

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

- ・ベンチャー企業等不動産等の有形資産を持たない事業者であっても経営者保証に依存せずに資金調達ができるとともに、金融機関が企業の事業継続や発展を支えながら、経営改善支援等に注力できる環境を整備するため、海外の制度・実務等も参考に、のれんや知的財産等の無形資産を含む事業全体を対象とする新たな担保制度について、利便性確保の方法や他の債権者の保護等に留意しつつ、検討する。

iii) 金融機関等の取組

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

8. 新たな成長に向けた競争政策等の在り方

(1) 規制改革の推進

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講じる。

i) 国家戦略特区の推進

国家戦略特区制度については、引き続き、岩盤規制改革に集中的に取り組む。また、規制の特例措置の活用から一定期間が経過し、特段の弊害のない特区の成果については全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、特区の規制の特例措置の全国展開を加速化させる。

①更なる規制改革事項

(企業の農地取得特例)

- ・養父市において活用されている「法人農地取得事業」については、政府として、当該事業に関する特例制度のニーズと問題点の調査を特区区域以外においても 2021 年度中に実施し、その結果に基づき全国への適用拡大について調整し、早期に必要な法案の提出を行う。

(農地の適切な利用を促進するための施策)

- ・本格化する人口減少を踏まえ、各地域において農業経営を行う者を確保するとともに、農地の適切な利用を促進するための施策の在り方について、農業法人が円滑に資金調達を行い農業経営を発展させていくための方策を含め、幅広く検討し、2021 年度中に結論を得て、必要に応じて所要の措置を講ずる。

(「農泊」推進のための簡易宿泊施設の設置促進等)【調整中】

- ・農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農泊」を推進することを含め、農山漁村発イノベーションに必要な施設の整備を行う場合には、農業上の土地利用との調和を図りつつ、迅速な手続きを進めることを可能とするため、2021 年度内に結論を得て、所要の措置を講ずる。

(高速 PLC を活用したインフラ点検の実証手続きの簡素化)

- ・屋外において独立電源を利用し、配管内（地表・地中にあるものに限る。）又は水中のロボットと制御装置間の電力線で高速 PLC（広帯域電力線搬送通信）を活用する実証実験の電波法上の許可申請に当たり、混信発生時の迅速な対処等の措置が適切に講じられる場合、予備実験の不要化等、実験用設備の迅速な設置許可への対応について、2021 年度中に結論を得る。

(外国人エンジニアの就労円滑化によるイノベーションの促進)

- ・外国人エンジニアの雇用促進による産業の国際競争力の強化を目的として、自治体が認定した企業に就労する外国人エンジニアが一定の要件を満たす場合に在留資格認定証明書交付申請の審査期間を短縮することについて、2021年度中に結論を得る。

(看護系人材の活用による待機児童解消の促進)

- ・0歳児が4人以上在籍する保育所及び認定こども園においては看護師等を1人に限って保育士とみなせるところ、保育現場における看護師等の更なる活用による待機児童解消の促進を目的に、0歳児の在籍人数にかかわらず、看護師が1人で保育しないことを要件に看護師等を1人に限って保育士とみなせることとすることについて、保育の質の確保に留意しつつ、2021年度内に検討し、結論を得る。

②国家戦略特区における規制の特例措置の全国展開

国家戦略特区における規制の特例措置は、国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定 令和2年10月30日一部変更）において、「活用から一定期間が経過し、特段の弊害のない特区の成果については、全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、全国展開を加速化させる」こととされている。これを踏まえ、まずは下記の項目について、2021年度中に全国展開の実施又は検討を行うとともに、それ以外の項目についても可能なものから順次進めていく。

(保安林の指定の解除手続き期間の短縮)

- ・一定の要件を備えている場合に、保安林の指定の解除手続き期間を短縮できる特例について、2021年内を目途に全国展開を実施する。

(特定実験試験局制度の特例)

- ・本特例措置の全国展開として、本特例創設後に、実証実験における周波数利用に係る免許手続きを簡略化するため整備された全国制度ではカバーされていない周波数の今後の利用ニーズに全国的に対応するため、規制所管省庁において、一般の免許申請制度等に係る事前調整を円滑かつ迅速に進めるための運用体制を2021年度中に整備する。

(日本語教育機関卒業後の就職活動期間の延長)

- ・優秀な外国人の日本企業就職の促進を図るため、海外の大学等を卒業し、関係地方公共団体から認定された本邦の適正な日本語教育機関に入学した外国人留学生が、卒業後も就職活動の継続を希望する場合、一定の要件の下で、継続就職活動のための在留資格を最大1年間認める特例の全国展開について、2021年度できるだけ早期に実現する

(高度人材ポイント制に係る特別加算の項目新設)

- ・高度外国人材の受入れを積極的に推進するため、出入国管理上の優遇

措置を講ずる「高度人材ポイント制」において、地方公共団体が創業を支援する企業等に就労する外国人に対して、特別加算を実施する特例の全国展開について、2021年度中に結論を得る。

(道の駅の設置者の民間拡大)

- ・「道の駅」の設置主体を、市町村との協定の締結等を前提に、市町村又はそれに代わり得る公的主体に限らず、民間事業者に拡大することを可能とする特例措置の全国展開について、2021年度中に結論を得る。

(農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解除)

- ・観光庁長官が実施する研修を終了した者について、地域のニーズに応じて国内旅行業務取扱管理者試験の試験科目を一部免除することを可能とする特例について、地域限定旅行業者の実態調査や関係業界からのヒアリングを行いつつ、地域限定旅行業務取扱管理者試験の運用を見直すことについて、2021年中に結論を得る。

(空港アクセスの改善に向けたバス関連規制の緩和)

- ・ニーズに迅速かつ柔軟に対応した空港アクセスの充実を図る観点から、国家戦略特区内の空港を発着する空港アクセスバスについては、運賃設定の際の上限認可を届出とし、運行計画設定の際の届出期間を短縮する(30日前→7日前)ことを可能とする特例について、2021年度内に全国展開を実施する。

(エリアマネジメントの民間開放(道路の占用基準の緩和))

- ・国際的な活動拠点の形成に資する多言語看板、ベンチ、上屋、オープンカフェ等の占用許可に係る余地要件(道路の敷地外に余地が無い場合やむを得ない場合のみ許可)の適用を除外することを可能とする特例について、歩行者利便増進道路制度の運用状況も検証した上で、本特例措置の全国展開について2021年中に結論を得る。

(航空法の高さ制限に係る特例)

- ・建物ごとの個別審査となっている航空法に基づく高さ制限について、一定の高さをエリア一体の目安として提示した上で、具体的に検討された地区計画と並行して迅速な承認に向けた手続を取ることにについて、2021年の夏までに全国展開を実施する。

(障害者雇用に係る雇用率算定の特例)

- ・障害者雇用率の通算が可能となる組合について、有限責任事業組合(LLP)を対象に追加する特例の全国展開について、労働政策審議会障害者雇用分科会において検討を行い、2021年度中に結論を得る。

(病床規制の特例による病床の新設・増床の容認)

- ・世界最高水準の高度の医療を提供する事業を実施する医療機関から病院の開設・増床の許可申請があった場合、都道府県は、当該事業に必

要な病床数を既存の基準病床数に加えて得た数を、基準病床数とみなして許可できる特例の全国展開について、2021年度中に検討し、結論を得る。

（「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施）

- ・保育士不足解消のため、登録日から3年間は事業実施区域内でのみ有効となる地域限定保育士の資格を付与する特例措置及び株式会社を含む多様な法人を地域限定保育士試験の指定試験機関として活用可能とする特例措置の全国展開について、法制上の整理を含め2021年度中に検討し、結論を得る。

ii) サンドボックス制度の活用

（制度の恒久化）

新技術等実証制度（規制のサンドボックス制度）は、AI、IoT、ビッグデータ、ブロックチェーン、デジタル化、自動化・自律化、遠隔化、デジタルプラットフォームの提供など革新的な技術やビジネスモデルの実証について、期間や参加者を限定し、参加者の同意を得ること等により、既存の規制の適用を受けなく、「まずやってみる」ことを許容し、実証で得られた情報を活用して、規制改革や新技術等の迅速な社会実装を実現するものである。生産性向上特別措置法に基づき、2018年6月から2021年4月までに、Fintech、ヘルスケア、モビリティ、IoT、不動産等の分野で、20件139者が認定を受け、その後の法令の見直し、特例措置の整備、解釈の明確化、円滑な事業化等につながっている。

こうした実績を踏まえ、新技術等実証制度の恒久化に向けた所要の措置を講じつつ、引き続き、当該制度の積極的な活用を図る。

（今後、規制の在り方を検討する主な実証）

主務大臣は、実証を踏まえて、規制の在り方を検討し、その結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずる。また、法に定める評価委員会において、フォローアップを行う。

- ・実証の結果等を踏まえ、構造や外観に関する一定の要件を満たすペダル付「原動機付自転車」が、原動機の力を使うことなく自転車と同様にペダルを用いて人の力により運転する状態に切り替えたときは、道路交通法上の「自転車」として取り扱うこととされた。製品の製造・販売の状況を踏まえつつ、当該解釈を、通知の発出により明らかにする。

- ・販売機を用いて非対面で一般用医薬品を販売する実証の結果を踏まえて、規制の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講ずる。

(2) 競争政策のリデザイン

i) 公正取引委員会の唱導の強化

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

ii) 公正取引委員会の体制及び執行の強化

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

9. 足腰の強い中小企業の構築

(1) 中小企業の事業継続と事業再構築への支援

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講じる。

i) 事業継続（事業承継・引継ぎ・再生等）の支援

- ・事業承継・引継ぎ支援センターによる事業承継・引継ぎのワンストップ支援が 2021 年 4 月から開始されたことを契機に、本センターの人材強化や域内外の民間事業者等との連携強化を行うとともに、2021 年度及び 2022 年度に事業承継診断を抜本的に見直し、これを通じたプッシュ型事業承継支援や後継者不在の中小企業と他者とのマッチング等による事業承継・引継ぎの一体的な支援を強化する。
- ・法人版・個人版事業承継税制や中小企業の経営資源の集約化に資する税制の活用促進も含め、新型コロナウイルス感染症の影響下においても円滑な事業承継・引継ぎが進むよう、M&A を含む事業承継について集中的な広報を実施する。
- ・2021 年度から、定期的な情報交換や研修、優良事例の横展開等を通じて、事業承継・引継ぎ支援センターと中小企業再生支援協議会を連携させ、スポンサー型再生を円滑に実施する体制を各地域に整備する。
- ・事業承継や事業引継ぎに伴う転廃業に必要な費用の支援に加え、M&A を追求してもなお転廃業を選択せざるを得ない場合に早期に専門的な相談や支援が受けられるよう、専門機関等と連携しつつ、経営資源の引継ぎへの事業承継・引継ぎ支援センターによる切れ目のない支援を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰り支援のため、中小企業再生支援協議会において、窓口相談、既往債務に係る最長 1 年間の元金返済猶予要請、並びに既往債務に新規融資を含めた関係金融機関調整の上での資金繰り計画の策定支援（新型コロナ特例リスケジュール支援）を行う。
- ・中小企業再生支援協議会において、事業者の希望に応じて事業再生支援専門家を紹介する取組を 2021 年度中に開始する。また、事業再生支援体制の強化に向け、事業再生支援の専門家育成等を検討する。
- ・経営者保証に依存しない融資の促進を図るため、中小事業者や金融機関等に対する「経営者保証に関するガイドライン」や「事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策」等の周知を引き続き行う。また、金融機関の経営者保証徴求に関するデータ等の活用や事業者の経営者保証に関するニーズに対する円滑な支援が実施できるように、事

業承継・引継ぎ支援センター内の業務フローの見直し等を行い、事業承継・引継ぎ支援センターと外部機関等との連携を一層強化する。

ii) 事業再構築への支援

- ・新型コロナウイルスの影響を踏まえ中小企業の設備投資・IT導入・販路開拓等を支援する中小企業生産性革命推進事業について、生産性の向上に加え、感染拡大の抑制を図るビジネスについて重点的に支援を行う。このうち、ものづくり補助金においては付加価値額年率 3.0%増、IT導入補助金においては、労働生産性年率 3.0%増を達成する事業計画の策定を引き続き求める。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、金融機関が継続的に伴走支援を実施すること等を条件に信用保証料を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」等により、中小企業者の経営支援等を進める。
- ・日本政策金融公庫等が、新分野展開、業態転換等に向けた設備投資の適用利率を引き下げ、事業再構築等に必要な資金繰りを支援する。
- ・地域金融機関と政府系金融機関、官民連携ファンド等において、資本性劣後ローンの積極的な活用を含め資本性資金の供給を推進する。
- ・引き続き、DBJ の特定投資業務等を活用して、地域金融機関等との共同ファンド等を通じたノウハウの共有や人材育成等を行うとともに、事業承継ファンドへの LP 出資等を行うことで、地域の中堅・中小企業の事業転換・事業承継等による成長を促進する。
- ・株式会社地域経済活性化支援機構 (REVIC) が新型コロナウイルス感染症の影響で財務基盤が悪化した地域の主たる中堅・中小企業等の経営改善等のため、事業再生の枠組みを活用した支援や地域金融機関と連携したファンドを通じた資本性資金の供給等を進める。
- ・地方の中堅企業等による都市部の若者人材の採用を促進するため、採用戦略の策定からデジタル求人ツールの活用、リモート面接の実施までの一連の採用プロセスにおける最適な手法を 2021 年に実証した上で、得られる結果も踏まえて、都市から地方への人材マッチング市場の拡大に向けた普及策を講じる。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、地域の中小企業・小規模事業者の成長・生産性向上と地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築の両立に向け、「先導的人材マッチング事業」を継続するほか、2020 年度にトライアル実施している「事業者支援ノウハウ共有サイト」の本格稼働や、「Re:ing/SUM (Regional Banking Summit)」における地域金融機関の特徴的な事例の発掘等を通じて、事業者支援体制

を強化する。

- ・買い物弱者対策や高齢者見守りなど、地域住民にとって必要不可欠なサービスを持続的に提供するため、2021年度中に地域内外の組織が連携する体制構築の検討を深めた上で、全国で新たに10程度の連携体制を構築するとともに、複数の地域に共通する地域・社会課題を抽出し、ビジネスの手法を活用してその解決を図る取組を促進する。
- ・事業者支援を全国でかつ同時に進めるため、関係省庁においてAIやICTを活用した能率的で効果的な支援の方法や業種等ごとの共通的で典型的な事業再生の手法等の研究を行う。
- ・地域の核となる企業・産業の育成を推進するため、地域金融機関による地域の創業・事業展開・事業承継の支援を促す。

(2) 中小企業の成長を通じた労働生産性の向上

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講じる。

i) 中堅・中小企業の海外展開支援

(販路開拓支援・人材・金融面の支援)

- ・新型コロナウイルス感染症拡大のため海外との販売チャネル作り等が難しくなっていることを踏まえ、新輸出大国コンソーシアムや中小企業海外展開現地支援プラットフォームを通じて海外現地での支援を拡充する。
- ・デジタルマーケティング情報を踏まえた商品改良やECサイト上でのPR手法の改善、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)の海外ECサイトに設置する「ジャパンモール」への出展やEC事業者のニーズに沿った商品提案の支援などを通じてECやオンライン商談などを活用する支援を強化する。
- ・中小企業の海外展開の成功率や取引の継続率の大幅な向上を図るため、JAPANブランド育成支援等事業により、現地の市場開拓に精通し支援ノウハウ・実績のある民間支援事業者との連携を前提とした中小企業の海外展開支援を行う。
- ・中堅・中小企業の海外展開が自律的に拡大する仕組みの構築を目的として、民間事業者による越境EC事業やSDGs分野での新事業創出といった新たなビジネスモデルの実証を支援する。

(海外進出支援)

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により海外現地での契約関係や労働関係でのトラブルが増加する中、国際的な人の往来が制限されている

ことから、在外公館における弁護士を活用した企業支援やインフラアドバイザーを活用した支援を推進する。また、進出先国の人権状況・水準の向上のための取組を含め、日本企業の現地での一層の人権尊重に資する取組を行う。

- 中堅・中小企業が海外進出を検討する際に取引先候補の情報収集に役立つよう、株式会社日本貿易保険（NEXI）が2021年1月に開始した特定国・特定セクターの海外商社（バイヤー）情報一覧を無料で提供するサービスを周知する。
- 国際仲裁の活性化に向け、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の最新の国際仲裁モデル法に対応するため、仲裁廷が発令する暫定保全措置に執行力を付与し得るものとするなど仲裁法改正に向けた検討について2021年度中に結論を出すとともに、最先端のICTを備えた仲裁専用施設を活用しながら、人材育成、広報・意識啓発等を進める。

ii) 規模拡大を通じた労働生産性の向上

- 連携の在り方の見直しも含め、M&A支援機関との連携を強化するとともに、業務の標準化や人材育成を進めることで、「事業承継・引継ぎ支援センター」の機能強化を図る。
- 事業承継・引継ぎ後の設備投資・販路開拓等の新たな取組や事業引継ぎ時の専門家の活用費用や表明保証保険の保険料等を支援する事業承継・引継ぎ補助金等について、中小企業の更なる利便性向上を図る。
- 後継者不在の中小企業の経営資源等を活用しつつ、リスクやコストを抑えた創業を促すため、事業承継・引継ぎ補助金も活用しながら、他者の経営資源を引き継いで行う創業（経営資源引継ぎ型創業）を支援する。
- M&Aを経営戦略の一部として捉え、M&A後の経営統合も含めた一体的な取組が促されるよう、M&A後の経営統合（PMI）の在り方に関する指針を2021年度中に策定する。
- サーチファンド等の新たな投資分野への取組の促進等、中小企業経営力強化支援ファンドの活用を含め、中小企業向けファンドのすそ野の拡大に向けた取組を進める。
- 中小企業を当事者とするM&Aの譲渡価格や手数料等の相場観を形成するとともに、M&Aに関する知識や経験が十分でない中小企業においてもM&A支援機関からの提案等の妥当性を判断できるよう、2021年度に企業価値評価ツールの提供に向けた試行的取組を進めるとともに、他のM&A支援機関から意見を求めるセカンドオピニオンの取組を支援する。

- ・2021年度中に事業承継・引継ぎ補助金と連携したM&A支援機関の登録制度の創設をすることにより、民間仲介業者等による自主規制団体の創設と併せて、中小企業がM&Aに関する適切な支援を受けられる環境を整備する。
- ・国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）と都道府県の公設試験研究機関（公設試）が適切な連携・役割分担の下で、中小・中堅企業等における生産性向上や企業間連携につながるデジタル化等を支援すべく、2020年度に開始した産総研と公設試等の連携による中小・中堅企業等へのIoT活用に係る普及啓発・人材育成等の取組を一層推進する。

（3）大企業と中小企業との取引の適正化

i）下請取引の適正化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

- ・独占禁止法及び下請代金法の執行について、公正取引委員会の執行体制強化を検討する。中小企業庁でも、2022年度における下請検査官や下請取引Gメンの体制強化による中小企業の取引の実態に関する情報収集の強化を検討する。あわせて、中小企業庁と公正取引委員会の連携を強化し、収集した中小企業の声を法執行につなげる体制を強化する。
- ・改正下請振興法に基づく下請Gメンによる調査等を活用し、「振興基準」に基づく業所管大臣による指導・助言等により、取引慣行や商慣行の是正に、関係省庁が連携して取り組む。また、課題を抱える業界による新たな下請ガイドラインや自主行動計画の策定につなげる。
- ・改正下請中小企業振興法に基づき、デジタル技術の活用等による中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者を認定する制度を創設するとともに、金融支援等を行うことにより、下請中小企業における従来の取引関係に依存しない新たな取引機会の創出や適正な価格転嫁等による取引の透明化等を図る。

ii）大企業と中小企業の連携促進

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

iii) 約束手形の利用の廃止

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

iv) 系列を超えた取引拡大

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

(4) 地域の中小企業・小規模事業者等への支援

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

- ・GoTo 商店街事業は、感染拡大防止策を徹底した上で、今後の感染状況等を踏まえて、実施の取扱いを判断する。
- ・地域の持続的発展を促進するため、2021 年度に地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業により、中小事業者等が地方公共団体と連携しながら新たな需要の創出につながる魅力的な機能を導入するための実証支援を行う。

(5) 官民連携による経営支援の高度化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

- ・各都道府県の「よろず支援拠点」において、中堅企業への成長を促すため、新たに民間も取り込んだ支援機関のネットワークを構築する。そのため、2021 年度に意欲のある中小企業に対する積極的な支援を行うモデル実証拠点を選定し、2022 年度以降、全国へ展開する。

(6) デジタル化を通じた生産性向上

- ・2021 年度中に AI の実装スキルを持つ人材 600 人の育成や中小企業との協働の仕方の検証をし、AI の実装スキルを持つ人材を介した企業の生産性向上の仕組みを確立するとともに地方大学等を通じて普及させる。
- ・「AI 導入ガイドブック」(外観検査・需要予測版) の普及を図るとともに

に、2021年度中に「AI 導入ガイドブック」の新規テーマを検討し公表する。

- 新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、中小企業でのテレワーク導入を促進するため、テレワークに資するソフトウェア・通信機器等の導入支援等を行う。
- 地域未来牽引企業等の地域企業のデジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革を促進するために、各地に産学官金の関係者が一体となって地域企業を支援する枠組みの整備や活動等の支援、デジタル人材の育成等を促進する。
- 中小企業庁の全ての行政手続きを 2023 年度までに電子化し、中小企業施策の活用状況や施策活用結果など国が保有するデータを民間ビジネスに開放し、中小企業を支援する民間サービス市場の創出と活性化を目指す。
- 国が保有する補助金等のデータを民間に開放し中小企業を支援する民間サービスの創出を促すとともに、中小企業向けの経営支援の専門家や支援ビジネス事業者などを巻き込んだコミュニティ形成のため、中小企業の経営相談や新しいビジネスパートナーをオンライン上で見つけられる仕組みを 2022 年度までに構築する。

10. イノベーションへの投資の強化

上記記載のとおり、デジタルやグリーン分野のイノベーションに我が国として集中投資を行う。これに加え、下記の取組を実施する。

(1) リバースイノベーションの推進

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

(2) 文理融合の推進

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

(競争的研究費改革等による研究力の強化)

- ・人文・社会科学の知と自然科学の知の融合による人間や社会の総合的理解と課題解決に貢献する「総合知」に関して、基本的な考え方やその創出・活用を戦略的に推進する方策を2021年度中に取りまとめる。
- ・基礎研究力の強化に向けて科研費や戦略的創造研究推進事業等の競争的研究費について、研究フェーズと研究者のキャリアステージを踏まえた切れ目ないものにするるとともに、優秀な若手の柔軟なステップアップを含む若手支援充実や、実力ある中堅以上の研究者が安定的かつ十分に研究費を確保できるような制度見直し（配分や審査の見直し等）等を2021年度から加速する。
- ・我が国の科学技術・イノベーションにおける国際競争力の維持・強化のため、2021年度中に科学技術の国際展開に関する戦略を策定し、科研費による国際共同研究や国際プロジェクトへの参画支援、研究者交流の促進などによる国際研究ネットワークの構築を強力に推進する。
- ・高等教育と連動する若手研究者育成等を加えた新ミッションの下、世界トップレベル研究拠点プログラムに基づき2021年度中に整備する新規拠点を含め、国際頭脳循環のハブ拠点形成を計画的・継続的に推進する。
- ・効果的な科学技術・イノベーション政策の立案のため、政策分析データベース（e-CSTI）の公的研究資金や論文、大学の財務等の連結データを活用し、研究生産性に大きな影響を与える要素をAIにより抽出・分析することにより、研究資金と研究成果の関係性分析を高度化する。

(研究のDXの実現)

- ・研究のDXの実現に向け、AI・データ駆動型研究を推進するため、全国

の先端共用設備や大型研究施設も効果的・効率的に活用し、2022年度からマテリアル、ライフサイエンス、地球環境等多様な分野の研究データを戦略的に収集・共有・活用する取組を強化する。また、実験の自動化やリモートアクセスが可能な研究施設・設備の整備を引き続き推進する。

- ・スーパーコンピュータ「富岳」を活用して、2021年度に新型コロナウイルス感染症等の対策に資する研究や次世代コンピューティング分野の研究を重点的に行う。また、次世代の計算資源について、2021年度中に、これまでのスーパーコンピュータに係る評価や次世代の計算資源の方向性について検討を行い、それを踏まえた調査研究など必要な取組を速やかに実施する。
- ・次世代学術研究プラットフォームとして最先端の研究・教育環境を提供するため、超高速・大容量のネットワーク基盤（SINET）と研究データ基盤の一体的運用を2022年4月より開始するとともに、その高度化や必要な技術の研究開発を引き続き推進する。
- ・2023年度の次世代放射光施設の稼働に向けて、官民地域パートナーシップに基づき着実に整備を進める。

（3）量子技術等の最先端技術の研究開発の加速

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

- ・安全・安心の実現のために解決すべき重要な諸課題に対応するため、科学技術の多義性も踏まえ、総合的な安全保障の基盤となる科学技術力を強化する。以下の緊急を要する課題については、順次対応方針を固め、既存事業との整理等を行いつつ、必要な取組を進める。

研究活動の国際化やオープン化に伴う新たなリスクが懸念される中で必要な国際共同研究を進めていくため、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえ、2021年度の早期に競争的研究費の関係指針等を改定する。

我が国の技術的優越を確保・維持するため、重要技術の明確化や重要技術分野への資源配分、適切な技術流出対策等を実施する。特に多様な技術流出の実態に応じて段階的かつ適切な技術流出対策を講ずるため、必要な情報収集を行い、制度面も含めた枠組み・体制構築の

検討を進める。

我が国及び国民の安全・安心の実現に向けて、戦略的に育成すべき重要技術等に関する政策について提言を行うシンクタンク機能を2021年度中に立ち上げ、その状況を踏まえ、本シンクタンク機能を担う組織の2023年度目途での設立に向けた検討を進める。あわせて、経済安全保障の強化のため、本シンクタンク機能も活用しつつ、我が国として確保すべき先端的な重要技術について、実用化に向けた強力な支援を行う新たなプロジェクトを創出する。

- ・新型コロナウイルス感染症による社会経済情勢の変化に対応するため、2021年秋頃に若手研究者等の発案を活かして新たなムーンショット目標を設定し、2022年春頃を目途にその達成に向けた研究開発プロジェクトに着手する。また、これを含め、環境、農業、AI、ロボット、量子、健康医療などムーンショット目標の分野において、諸外国との連携強化やターゲットの柔軟な変更等を通じて研究開発プロジェクトを抜本的に強化する。
- ・次期戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）について、「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）に基づき中期的に取り組むべき社会課題を見極め、その解決に向けて総合知を活用しながら府省横断的に取り組む技術開発テーマの調査・検討を進め、2021年末までに候補を選定する。
- ・「革新的環境イノベーション戦略」（令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき過去のストックベースでのCO2削減（ビヨンド・ゼロ）を可能とする革新的技術の確立を目指し、最先端のバイオ技術等を活用した資源利用、農地・森林・海洋によるCO2吸収・固定技術、セルロースナノファイバー等の高機能素材を活用した製品等の開発を行う。また、産総研等による国際共同研究及び国際連携強化に取り組む。
- ・「AI戦略2021」（令和3年6月●日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき以下の取組を推進するとともに、2021年内を目途に新しいAI戦略を策定する。
 - －深層学習の理論体系や知識融合型AI技術、2025年日本国際博覧会での利用を目指す多言語同時通訳等の研究開発を行う。
 - －AIのブラックボックス問題解決に向け、説明可能なAI等の研究開発を、AI関連中核センター群の連携を検討の上、2021年度中に開始する。
 - －AIの信頼性・公平性等の確保に資する政府機関等の取組を2021年度中に取りまとめ、政府職員へのAI関連教育を2021年度中に試行

的に開始する。

- 「バイオ戦略フォローアップ」（令和3年6月●日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、以下の取組を強力に推進する。
 - － 地域バイオコミュニティの公募・認定状況も踏まえ、2021年度末までに東京圏と関西圏のグローバルバイオコミュニティを公募・認定するとともに、バイオデータの連携や利活用を促進し、市場領域の拡大を加速させる。
 - － 東北メディカル・メガバンク（TMM）計画、バイオバンク・ジャパン（BBJ）及びナショナルセンター・バイオバンクネットワーク（NCBN）の成果を連携・発展させ、大規模ゲノム・データ基盤の構築を推進する。
- 「量子技術イノベーション戦略」（令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、以下の取組を強力に推進する。
 - － 量子技術による新産業創出を目指す協議会を2021年度上期中に設置し、量子コンピューターや量子通信・暗号等の実用化について検討を進める。
 - － 拠点間連携の深化も含め、量子技術イノベーション拠点の活動を本格化するとともに、量子コンピューティング、量子計測・センシング、グローバルな量子暗号通信網の構築に向けた量子通信・暗号等の重要な技術領域の研究開発を強力に推進する。
 - － 2021年4月の日米首脳共同声明に基づき、2021年度下期に開催予定の国際シンポジウム（日米欧）等により、量子技術に関する共同研究や研究者交流を通じた国際連携を戦略的に強化する。
- マテリアル革新力を強化するため、「マテリアル革新力強化戦略」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、以下の取組を強力に推進する。
 - － マテリアル分野のデータ駆動型研究の推進に向け、良質なデータを取得可能な共用施設・設備の整備やAI解析機能の実装等を進める。
 - － 脱炭素や資源制約克服等の観点から重点的に取り組む技術課題を具体化し、2022年度から研究開発を加速する。
 - － マテリアル分野の競争力の源泉である製造プロセスのデータベース構築に2022年度から取り組むとともに、6G向け電子機器や高性能半導体に必要となる超高性能セラミックスやレジスト等の性能向上に資する基盤技術開発を進める。
- 「産業技術ビジョン2020」（2020年5月29日経済産業省）に基づき、2021年度中を目途にSociety5.0の基盤となる次世代コンピューティング技術について、産総研を中核に研究開発拠点を整備し、技術戦略

を策定の上、研究開発を行う。

- ・ポストコロナの社会課題解決につながるオープン・イノベーション推進に向けて、地方大学・地方公共団体・企業でビジョンを共有しながらバックキャスト型研究開発や成果の社会実装を行う拠点を形成し、2021年度から地域での持続的な活動の仕組みを構築する。

(4) 大学ファンドの創設などを通じた大学改革

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

- ・大学ファンド創設に伴い必要となる制度改革に大学や産業界の意見を適切に反映するため、2021年夏頃までに大学支援フォーラムPEAKSで提言を取りまとめる。
- ・国立大学法人の会計基準について、第4期中期目標期間へ向けた大学支援フォーラムPEAKSの提言や国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議の最終取りまとめ等を踏まえて、2021年度中に見直しを行う。
- ・国立大学法人の第4期中期目標期間の運営費交付金の配分ルールについて、世界トップレベルの研究や地方創生のハブ機能等の大学ごとのミッションも踏まえつつ、共通の成果指標について e-CSTI 等も活用し更に客観的・定量的なものとなるよう厳選して見直すなど、よりメリハリある配分を行うべく 2021年夏頃に見直しの方向性を整理し、2021年度末までに対応する。
- ・国立大学法人が自ら獲得した多様な財源の戦略的な積立ての仕組みや目的積立金の次期中期目標期間への繰越しについて検討し、2021年度中に結論を得る。
- ・地域の特性やニーズを踏まえた人材育成や研究成果の社会実装、特定分野における世界レベルの研究を行う魅力ある地方大学づくりのため、大学改革と人材育成・研究力向上等のための支援を一体として行う施策について、既存事業の見直しも含め 2021年度中を目途に検討する。
- ・ポストコロナを見据えた教育研究に柔軟に対応できるキャンパスの実現に向け、「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画」（令和3年3月31日文科科学大臣決定）に基づき大学等の環境整備に取り組む。

(博士課程学生・若手研究者等への支援)

- ・優秀な博士課程学生の処遇向上とキャリアパスの拡大、若手研究者の

活躍できる環境整備や研究時間の確保等のため、2020年度に強化した博士課程学生支援を着実に進めていく。

- ・ 創発的研究に係る研究資金を最長 10 年間継続して支援する創発的研究支援事業による支援を着実に実施するとともに、事業に導入した新たな仕組みの効果等の検証を進め、若手を中心とした研究者が自由に挑戦的な研究に専念できる環境の確保に向けた取組の深化を図る。
- ・ 若手研究者と企業とのマッチング機能を民間のノウハウの活用等により 2021 年度から強化するとともに、若手研究者が社会実装の経験を積むためのインターンシップやクロスアポイントメントへの支援等により産業界のニーズの高い人材を育成する。

(5) 知的財産戦略の推進

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

- ・ 企業の競争力や収益力を決定づける要素である人的資本、技術・ノウハウといった知的財産等無形資産の投資・活用の拡大に向けて、2021年6月に改訂予定のコーポレートガバナンス・コードや価値協創ガイドランスの改訂を踏まえ、2021年中に策定予定の無形資産の開示に関するガイドラインにより、企業による無形資産の投資・活用戦略の開示を促すとともに投資家や金融機関等との対話を通じて、企業の無形資産の投資・活用パフォーマンスを見える化し、投融資の判断に反映されるようなメカニズムを構築する。あわせて、専門的な評価・分析を行う専門人材の育成を図る。
- ・ 「価値デザイン経営の普及に向けた基本指針」に基づき、経営デザインシートの普及や活用の推進を図る。加えて、企業の知的財産等無形資産の投資・活用戦略の開示補助ツールとしての活用を更に広げる。
- ・ 統合イノベーション戦略推進会議標準活用推進タスクフォースを中心に 2021 年度からスマートシティ、ビヨンド 5G、グリーン成長及びスマート農業等省庁横断で重点的に取り組む分野をはじめ標準の戦略的な活用を推進するとともに、標準の開発の加速化支援や調査分析、国際標準の形成に必要な活動への支援等を行う。
- ・ 標準の戦略的な活用について、官民で国家戦略・経営戦略上の課題認識を共有するとともに対応策の具体化を図るため、2021 年度に官民連携を推進する会議を開催し、経営戦略として標準活用が進むよう、成功事例・失敗事例を共有するとともに、企業の意識改革や人材育成を

促す。

- 2021年度から、民間の標準戦略活動を支援するため、標準活用支援サービスプラットフォームによる、実証用のテストベッドの提供、専門人材の派遣等を開始する。
- 2021年度から、政府の研究開発プロジェクトにおいて、初期段階から経営等におけるオープン&クローズ戦略を検討し、標準の戦略的活用状況の事後点検を行うことなどにより、標準の戦略的な取組を担保する。
- IoT化の進展を背景に今後も増加が見込まれる標準必須特許（標準規格の実施に必須の特許）の異業者間ライセンスを巡る紛争について、誠実な交渉態度の明確化等に関する各国裁判例や各国政府の動向等を踏まえ、「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」の充実化について検討を行い、2021年度内に結論を得る。また、当事者間で当該紛争の解決を図りやすい取引環境を整備するため、当事者間での情報提供のルール等ライセンス交渉過程の透明性・予見可能性を高める仕組みについて検討を行い、2021年度内を目途に結論を得る。
- 知財創造教育の普及・実践をより推進するため、地域主導型のコンソーシアムにおいて、2021年度から推進拠点となる学校や普及実践の中核を担う教員を選定する。
- 2021年4月に更新した「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」に基づき、二国間協議等を通じた海賊版対策の国際連携・国際執行の強化、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能の導入促進などの総合的な対策を実施する。
- 中堅・中小企業の知財活用を図るため、「第2次地域知財活性化行動計画」（2020年7月策定）に基づき、知財活用のための知財戦略構築をハンズオンで支援するとともに、必要に応じて独立行政法人工業所有権情報・研修館と連携して弁理士等専門家派遣を実施する。
- 文化庁は、デジタル技術の進展・普及に伴うコンテンツ市場をめぐる構造変化を踏まえ、著作物の利用円滑化と権利者への適切な対価還元との両立を図るため、過去コンテンツ、UGC、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現を図る。その際、内閣府（知的財産戦略推進事務局）、経済産業省、総務省の協力を得ながら、文化審議会において、クリエイター等の権利者や利用者、事業者等から合意を得つつ2021年中に検討の上、結論を得るとともに、2022年度に所要の措置を講ずる。

- ・コンテンツ制作従事者等が適正な利益を得られるよう、2021年度中に、製作取引適正化及び就業環境の改善のためのガイドラインの周知や遵守状況調査に取り組むとともに、映画産業については、取引の適正化等に向けた認定制度等の仕組みを構築する。

（6）未来社会の実験場としての2025年日本国際博覧会

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講じる。

- ・「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、大阪・関西万博を新型コロナウイルス感染症克服後の社会の在り方を提示する場とするとともに、新たな技術やシステムを実証し、Society5.0を体感できる「People's Living Lab（未来社会の実験場）」とする。具体的には、大阪・関西万博の内容を充実させるべく、以下の取組を進める。あわせて、こうした取組を進める上で阻害要因となる規制があれば、規制の見直しを積極的に進めていく。
 - －2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、ネガティブエミッション技術、次世代型太陽電池、カーボンリサイクル、水素・アンモニア発電、農林水産業のCO2ゼロエミッション化などイノベーションによる持続可能な食料システム構築といった革新的技術の利活用モデルを世界に発信するとともに、会場において、エネルギーについては再生可能エネルギーや水素・アンモニアのほか、分散型エネルギーや省エネルギー・環境関連技術を活用していく。
 - －空飛ぶクルマの移動体験を含めた陸海空におけるモビリティ技術や宇宙開発及びそれを支える食料生産システム、海洋科学技術、AIによる実用レベルの「多言語同時通訳」、Beyond 5G（いわゆる6G）、超省力的なスマート農業技術体系、次世代ロボット等、日本の最先端技術を世界に発信するための取組を進める。
 - －日本の伝統的な文化や最先端技術等を用いた各種アート・デザインやポップカルチャー、和食・食文化・日本産食材・酒造り等について、日本の魅力を世界に発信し、訪日プロモーションを推進する。
- ・外国人来訪者の受入れに向けて税関・出入国管理・検疫体制の強化に取り組むとともに、来場者や運営関係者の安全・円滑な輸送に加え、開催後の大阪・関西の成長基盤になるような交通インフラの機能強化、会場周辺のインフラ整備等を実施し、広域でのアクセス向上、地域の安全性や魅力の向上等を進める。
- ・在外公館はじめオールジャパンで参加招請活動を実施し世界各国から

の参加・出展を確保するとともに、「世界一安全な日本」の実現に向けた取組やセキュリティ確保のための対策を進める。

11. コーポレートガバナンス改革

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

- ・ハイブリッド型バーチャル株主総会の更なる浸透及び改正産業競争力強化法に基づくバーチャルオンリー型株主総会の利用の促進を図るなど、株主総会プロセスにおける電子的手段の活用を促し、企業と投資家の対話環境の整備に取り組む。
- ・自社株を対価とする M&A の普及を図るため、改正会社法により創設された株式交付、2021 年度税制改正において措置された株式交付に関する株式の譲渡損益の課税繰延、改正産業競争力強化法に基づく株式買取請求の適用除外といった一連の制度改革について周知し、制度の活用を促進する。
- ・東京証券取引所の市場構造改革に関し、2021 年 6 月の「コーポレートガバナンス・コード」等の改訂を踏まえた上場会社による市場選択手続等の所要の制度整備を進め、併せて現在、東証一部上場の全銘柄と一致している東証株価指数 (TOPIX) を市場区分から切り離し、2022 年 4 月に新たな区分・指数に移行する。
- ・家計の安定的な資産形成に向け、年齢層別のデジタルコンテンツ作成など、ICT も活用して金融経済教育を推進するほか、つみたて NISA の普及や新しい NISA 制度の 2024 年の導入に向けた周知・広報、金融機関における電子手続の導入推進に向けた取組を行い、長期積立分散投資の定着や金融リテラシー向上を図る。特に、2022 年 4 月からの成年年齢引下げを見据え、若年層の金融リテラシー向上を図る。
- ・DBJ が特定投資業務等を活用し、地域金融機関との共同投資や民間ファンドへの出資等を行い、責任ある投資家としてコーポレート・ガバナンス強化に引き続き貢献していく。また、VC やサーチファンドへの LP 出資等を通じて、民間リスクマネー供給や民間投資人材の育成を強化し、成長資金市場のエコシステム構築を促進する。このほか、官民ファンドについて、新経済・財政再生計画改革工程表 2020 に基づき策定された改善目標・計画等による具体的な取組を着実に進める。
- ・金融審議会において、上場企業と投資家との建設的な対話等に資する開示制度の在り方について、サステナビリティやガバナンスに関する開示を含め幅広く関係者の意見を聞きながら総合的に検討する。
- ・我が国において使用される会計基準の品質向上を図るため、日本基準の高品質化に取り組むとともに、IFRS に関する今後のプロジェクトの

協議等において我が国の考え方を IFRS に反映する努力を強化することを含め、我が国企業の IFRS への移行を容易にするための更なる取組を進めることにより IFRS の任意適用企業の拡大を促進する。さらに、国際会計人材を育成し、国際的な基準策定等に参画する。

- 会計監査の信頼性確保の観点から、監査法人等における品質管理に係る基準の見直し、非監査業務の在り方、IT 活用の一層の推進について、検討を行い、2021 年度中に一定の結論を得る。
- 消費者志向経営について、市場での資金調達の円滑化に向け ESG 投資等の考え方を踏まえた客観的な評価基準や制度の在り方について検討し、2021 年度内を目途に結論を得る。

1.2. 重要分野における取組

(1) ワクチンの国内での開発・生産

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講じる。

- ・ワクチン開発・生産体制強化戦略（令和3年6月1日閣議決定）に基づき、政府が一体となって必要な体制を再構築し、長期継続的に取り組む国家戦略として以下の取組を行う。
 - －ワクチンに関する研究強化の観点から、臨床及び産業界と連携し、分野横断的な研究や新規モダリティの活用を行うこれまでにない世界トップレベルの研究開発フラッグシップ拠点を形成し、BSL4施設などシナジー効果が期待できる特徴的な拠点及び当該フラッグシップ拠点の研究基盤を活用・強化・維持する。また、戦略性を持った研究費のファンディング機能の強化を行うため、産業界の研究開発状況、国内外の新規モダリティの動向を踏まえ、ワクチン実用化に向け政府と一体となって戦略的な研究費配分を行う体制を国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）に新設する。
 - －ワクチンに関する開発強化の観点から、治験環境の整備・拡充のため、生物統計家等の雇用促進等による臨床研究中核病院等の体制整備、臨床研究中核病院の緊急時治験協力の要件化と治験病床等の平時からの確保や、アジア国際共同治験環境の充実を行う。また、薬事承認プロセスの迅速化のための体制・基準整備として、新たな感染症に備えて、あらかじめ臨床試験の枠組みに関する手順を作成するとともに、緊急事態に特別に使用を認めるための制度の在り方を検討し、今後、新型コロナウイルスの感染拡大の収拾に目途が立ち、政府全体における緊急事態の対処にかかる議論が行われる中で、2021年中に方向性について結論を得る。
 - －ワクチンに関する生産体制強化、産業育成の観点から、ワクチン製造拠点の整備のため、ワクチンとバイオ医薬品の両用性（デュアルユース）とする施設整備等を行うとともに、創薬ベンチャーの育成のため優良ベンチャーの発掘・育成等による創薬ベンチャーエコシステム全体の底上げを行う。また、ワクチン開発・製造産業の育成・振興については、新たな感染症発生時の国によるワクチン買上げなど国内でのワクチン供給が円滑に進むよう検討することや、開発に成功したワクチンについて、国際的枠組みを通じた世界的供給や途上国の支援ニーズ等に応じたODAの活用等を検討するとともに、ワクチン開発企業支援、原材料の国産化、備蓄等を担う体制を厚生労

働省に構築する。

- 一喫緊の新型コロナウイルス感染症への対応として、薬事承認はICMRA（薬事規制当局国際連携組織）の議論を踏まえ、コンセンサスを先取りし、検証試験を開始・速やかに完了できるよう支援することや、国産ワクチンの検証試験の推進のため、治験実施医療機関の参加促進等を行う。

（２）医薬品産業の成長戦略

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

i) ライフサイエンスの強化、国際展開 (ライフサイエンスの強化)

- ・「健康・医療戦略」（令和3年4月9日閣議決定）等に基づく、多様な疾患に柔軟かつ機動的に対応できる、モダリティ等を軸とした「統合プロジェクト」の下、基礎から実用化まで一貫した研究開発を推進する。
- ・新型コロナウイルス感染症への対応として、検査体制・治療体制の強化を進めるとともに、治療薬・ワクチンの開発を抜本的に強化するため、国立感染症研究所と国立国際医療研究センターの連携によるデータバンクの整備等を推進する。
- ・2021年度末までに東京圏と関西圏のグローバルバイオコミュニティを形成し、アカデミア・製薬企業・ベンチャー・ベンチャーキャピタル等における連携を促進する。
- ・プログラム医療機器の実用化を促進するため、医薬品医療機器等法に基づく承認審査の迅速化を図る。具体的には、プログラム医療機器の萌芽的シーズを早期に把握しその特性を踏まえた審査の考え方を2021年度中を目途に整理・公表するとともに、革新的なプログラム医療機器を指定し優先審査の対象とする制度等、プログラム医療機器の特性を踏まえた新たな承認審査制度の導入に向けて検討を進め、2021年度中を目途に結論を得る。
- ・2020年度に創設した医工連携イノベーション推進事業等に基づき、学会との連携、若手研究支援者への支援、ベンチャー支援等を強化し、医療機器・ヘルスケアサービス等への新規参入を促進する。また、医療系ベンチャー・トータルサポート事業（MEDISO）により、医療系ベンチャーの薬事申請や事業計画の相談対応等の支援を実施するとと

- もに、Healthcare Innovation Hub (InnoHub) により、ライフサイエンス分野における産学官の国内外ネットワークを強化する。
- ・我が国で先進的に研究開発を行う重粒子線がん治療装置について、2021年度から着手する画期的な小型化・高度化のための基本設計を踏まえ、普及展開に向けた取組を推進する。
 - ・DBJの特定投資業務の一環として2021年3月に設置した「DBJイノベーション・ライフサイエンスファンド」を活用し、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて更に重要性を増している、ライフサイエンス（特に創薬・バイオ）産業の競争力強化・イノベーション促進に資する取組に対する資本性資金の供給を、より一層強化する。
 - ・輸送・連結が可能で、診療等の医療施設として活用できる医療コンテナに関し、大規模自然災害発生時等の緊急時における機動的な医療提供や平時における過疎地域・離島などでの巡回診療及び各種イベント等に活用できるよう検討を進める。

(国際展開)

- ・「アジア健康構想」及び「アフリカ健康構想」の下、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 達成への貢献を視野に、我が国のヘルスケア関連産業の国際展開を推進する。特に、我が国企業が関わる形でのICTを活用した「スマート・ヘルスケア」の実現のため、感染症対策を含むソフトインフラの整備に取り組む。また、医薬品・医療機器産業の振興とともに、国産ワクチンの実用化にも資するため、ワクチン開発・生産体制強化戦略とも連携し、『「アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン」実行戦略』（令和2年7月14日健康・医療戦略推進本部決定）に基づくアジアにおける医薬品・医療機器等の規制調和と臨床開発体制の充実に向けた国内外の国際治験体制整備をより一層推進する。
- ・引き続き新型コロナウイルス感染症関連施策との整合を図りつつ、メディカル・エクセレンス・ジャパン (MEJ) やJETRO等を中核とした医療の国際展開、ジャパン・インターナショナル・ホスピタルズ (JIH) 等による医療インバウンドの着実な実施に努め、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」も踏まえつつ、我が国の医療の国際的対応能力を向上させる。
- ・国際的に脅威となる感染症対策について、国際的な枠組みであるCOVAXファシリティを含むACT アクセラレータへの貢献をはじめとする治療・診断・ワクチンの開発・普及や戦略的な国際共同研究等を早急かつ強力に推進するとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた発生動向調査・検査体制・医療体制の強化等を推進する。

- ・ポストコロナを見据え、今後、各国で需要が高まる医療・ヘルスケア製品・サービスの国際展開を推進する。また、予防・健康づくり等の取組を含む健康経営の普及、日本の医療・介護の取組を参考にした制度の導入促進等に取り組む。
- ・国際会議等を通じ、UHC の推進や国際的な感染症危機対応における日本の国際的地位を高めるとともに、二国間支援、世界保健機関 (WHO)、グローバル・ファンド、Unitaid (ユニットエイド)、グローバルヘルス技術振興基金 (GHIT Fund)、Gavi ワクチンアライアンス、感染症流行対策イノベーション連合 (CEPI)、世界銀行グループ、アジア開発銀行、国連児童基金 (UNICEF) 等への支援を通じ、他国との連携強化を行う。あわせて、人獣共通の感染症も含めた感染症対策の観点から、産学官が連携し世界の人材資金技術を惹きつけるためのグローバルハブの検討や、将来の緊急事態にも対応できる体制について検討する。また、薬剤耐性 (AMR) 対策を推進する。加えて、国際感染症等対応人材の育成や国際機関等への派遣を強化する。
- ・新型コロナウイルス感染症の世界的対応を踏まえ、政府としての司令塔機能を強化してグローバルヘルスに関する戦略を 2022 年 6 月までに策定し、UHC 達成に向けた支援に取り組むとともに、官民合わせた関係資金の拡充を目指す。

ii) データヘルス、健康・医療・介護の DX

今回の新型コロナウイルス感染症拡大により、必要な人が広く検査や治療を受けられること及び迅速にデータを収集・解析することの重要性が改めて認識された。技術革新を活かして、費用対効果の高い形で、医療・福祉分野における個々の政策を、国民の健康増進や、医療・介護の質・生産性の向上、現場の働き方改革につながるよう、一層スピード感をもって「全体最適」な形で推進する。

① データヘルス（健康・医療・介護でのデータ利活用）の推進 （オンライン資格確認）

- ・医療機関及び薬局が、患者の直近の資格情報等を直ちに確認できる「オンライン資格確認」の本格運用を 2021 年 10 月までに開始する。あわせて、医療機関及び薬局のシステム整備を着実に進め、2023 年 3 月末までに概ね全ての医療機関及び薬局へのシステムの導入を目指す。

（医療機関等における健康・医療情報の連携・活用）

- ・レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報といった患者の保健医療情報を全国の医療機関等が確認できる仕組みについては、特定健診情報

は遅くとも 2021 年 10 月までに、また、薬剤情報についても同月から確認できるようにする。さらに、手術の情報など対象となる情報を拡大し、2022 年夏を目途に確認できるようにする。

- ・電子カルテ情報及び交換方式の標準化については、2020 年 12 月に医療現場の有用性を考慮し、技術の発展に対応できるような国際的なデータ連携仕様等に基づいた、HL7FHIR の規格を用いることを検討することとされたことを踏まえ、医療情報化支援基金の活用等により、実務的な調整・設計を踏まえた標準化や中小規模の医療機関を含めた電子カルテの導入を促進するため、具体的な方策について結論を得る。
- ・オンライン資格確認等システムを基盤とした電子処方箋の仕組みについて、実施時における検証も含め、安全かつ正確な運用に向けた環境整備を行い、2022 年度から運用開始する。

(医療・介護情報の連携・活用)

- ・ICT を活用した医療・介護連携を進めるため、医療機関と介護事業所間において、入退院時に患者の医療・介護情報を共有する標準仕様の作成を進めるとともに、その他の医療・介護連携の必要性や ICT 活用の可能性等の検討を踏まえ、必要に応じた標準仕様の作成・普及等を推進する。

(PHR の推進)

- ・個人の健診や服薬履歴等を本人や家族が一元的に把握し、日常生活改善や必要に応じた受診、医療現場での正確なコミュニケーションに役立てるため、PHR (Personal Health Record) を引き続き推進する。
- ・マイナポータル等を通じた個人へのデータ提供について、予防接種歴、乳幼児健診等情報に加え、特定健診情報は遅くとも 2021 年 10 月までに、薬剤情報についても同月から開始することを目指す。その他の健診・検診情報については、2020 年夏に策定した「データヘルス集中改革プラン」に基づき、地方公共団体等への支援など、実現に向けた環境整備を行い、2022 年を目途に電子化・標準化された形での提供の開始を目指す。
- ・PHR サービスの利活用の促進に向けて、2021 年 4 月に取りまとめた「民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を普及し、その遵守を求めるとともに、官民連携して、より高いサービス水準を目指すガイドラインを、2022 年末を目標に策定する。また、当該ガイドラインの遵守状況を認定する仕組みなどが整備されるよう、必要な支援を行う。

(健康・医療・介護情報のビッグデータとしての活用)

- ・国民の健康寿命の延伸や世界最高水準の医療の提供のため、AMED にお

いて、AMED が支援した研究開発から得られたデータの利活用プラットフォームとして、産学の研究開発において品質管理されたデータを安全・安心かつ効率的に利活用するための仕組みについて検討し、早期の運用開始を目指す。

- レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）や介護保険総合データベース（介護 DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、オンライン資格確認等システムを基盤として、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴情報を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供できるようにするための仕組みについて、2022 年 3 月からの運用開始を目指す。
- エビデンスに基づく医療政策を立案するため、国民の保険診療情報等を蓄積している NDB の有効活用を推進することが重要であることから、NDB を用いて研究を行う研究者が、患者の個人の特定はされないことを前提として、地域、所得階層、医療機関、薬局の属性に関する分析をできるようにする。具体的には、患者の郵便番号及び所得階層情報（高額療養費の自己負担限度額に係る適用区分）をレセプト情報へ付記するとともに、医療機関・薬局の属性が分かるコードの提供を認めるようにする。
- NDB を用いて研究を行う研究者の利便性を考慮し、提供の申出から提供までに要する時間を極力短くするよう NDB の改修を行うとともに、新型コロナウイルス感染症や医療扶助、難病などの実態についても研究・分析をできるようにするため、公費レコードも提供できるようにする。あわせて、研究者がより迅速に NDB データを研究・分析できる環境を実現するため、パブリッククラウドで操作できる医療介護連結解析基盤を政府で構築する。
- 医療分野の研究開発における医療情報の利活用を推進するため、次世代医療基盤法について、認定事業者の事業運営のための環境の整備に取り組むとともに、2023 年度中に施行状況を踏まえ、認定事業者による仮名化情報の取扱い等の在り方を検討する。

②ICT、ロボット、AI 等の医療・介護現場での技術活用の促進 (オンライン医療の推進)

- 関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実態把握を進めるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての時限的措置において明らかとなった課題や患者の利便性等を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。初診の取扱い等も含めた

時限的措置の恒久的な枠組みについては、2021年夏を目途に時限的措置の実績も踏まえて、その骨格を取りまとめた上で、同年秋を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する。

- ・次期診療報酬改定に向けて、オンライン診療の普及状況を調査・検証し、安全性・有効性が確認された疾患については、オンライン診療料の対象に追加することを検討する。また、2021年夏を目途に行われるオンライン診療の時限的措置の実績も踏まえた恒久化に向けた検討結果等に基づき、オンライン診療の実施方法や実施体制等の要件の見直しを含むオンライン診療料の必要な見直し等の検討を行い、オンライン診療の適切な普及・促進を図る。
- ・医師対医師の遠隔医療（DttoD）について、ICTを活用して取り組む際の参考となる情報として「遠隔医療モデル参考書」を作成し、安全かつ効果的な遠隔医療の普及展開を図る。遠隔医療を支えるシステムとして、個人の健康状態等を経時的に非対面・遠隔でも確認できるシステムの開発・普及を促進する。また、遠隔にいる医師でないと実施が困難な手術等への対応を進めるため、高性能・高精度の機器開発と、そうした機器利用の前提となる大容量かつ超低遅延な通信環境整備を促進する。
- ・オンライン服薬指導については、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての時限的措置の実績を踏まえ、2021年夏を目途に医薬品医療機器等法に基づくルールの見直しの検討を行うとともに、オンライン服薬指導に係る診療報酬の評価の検証を行い、必要な見直しの検討を行う。

(AI等の技術活用)

- ・医療従事者の負担軽減及び医療の質の向上等を図るため、AIの開発・利活用を促進するためのプラットフォームを構築する。また、2021年度から、医工連携してのAIを活用した早期発見・診断技術の開発を強化する。さらに、AI開発において特定された課題の解消に向け、2020年6月に作成した「ロードブロック解消に向けた工程表」及び「俯瞰図に基づくAI開発促進のための工程表」に基づき取り組むとともに、アジア等、海外の医療機関と提携し、本邦で開発されたAI技術等の海外展開や国内外のAI技術等の集積を目指す。

(ゲノム医療の推進)

- ・全ゲノム情報等を活用し、引き続きがん・難病等のゲノム医療を推進する。一人一人の治療精度を格段に向上させ、これまで治療法がなかった患者に新たな治療を提供する観点から、「全ゲノム解析等実行計画」（2019年12月策定）に基づき、解析を進める。解析においては、

まず、2023年度までに主要なバイオバンクの検体や今後提供される新たな検体を活用し、がん・難病を合わせて最大約10万症例近くを解析対象として、研究利用が可能なものを精査した上で実施する。がんについては罹患数の多いがん・難治性がん、希少がん、遺伝性がんを対象に、難病については、単一遺伝子性疾患、多因子性疾患、診断困難な疾患を対象とする。

- 解析の進捗状況を踏まえて、2021年度中に中間的な論点整理を行い、人材育成、体制整備・費用負担の考え方、倫理的・法的・社会的な課題への対応等の課題について洗い出しを行い、2024年度以降も見据えたスムーズな解析や患者還元を実施できる体制を整えるとともに、全ゲノム解析等により得られたゲノム情報と臨床情報とを集積し、産学の関係者が幅広く創薬や治療法の開発等に活用できる体制を整備する。

(医療機器におけるサイバーセキュリティの確保)

- 国境を超えて行われる医療機器に対するサイバー攻撃への対策を一層強化するため、国際医療機器規制当局者フォーラム(IMDRF)等の国際的な枠組みでの活動を踏まえて、サイバー攻撃に対する国際的な耐性基準等の技術要件、医療機関における医療機器導入時のサイバーセキュリティ対策に関する手引き等を整備し、集団的な防衛対策を講じる。また、国際基準を本邦の医療機器に関する承認審査や市販後の調査等の基準に導入することで国内メーカーの国際競争力の向上を図る。
- 医療機関等のシステム体系に応じた医療機器のサイバーセキュリティに係る開発目標及び評価基準を策定し、2022年度中にガイドラインを取りまとめて医療機器の製造販売においてサイバーセキュリティの水準を一層高めるとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)等における許認可等において、医療機器のサイバーセキュリティを確認することができる体制を構築する。
- 医療機器へのサイバー攻撃により生じた国内外のインシデント、アクシデント事例を速やかに収集・評価できる体制を構築し、サイバー対策を講じた医療機器の開発や医療機器を用いる際の医療機関等における体制整備の強化等の促進のため、サイバーセキュリティ対策の向上に資する情報発信やガイドライン等の作成を行う。

(科学的介護の実現)

- 自立支援等の効果が科学的に裏付けられた介護を実現するため、2020年度から運用を開始した高齢者の状態、ケアの内容等の情報などのデータを収集・分析するデータベース(LIFE)の情報等を用いた本格的な分析を実施し、次期からの介護報酬改定の議論に活用するとともに、

その検証結果に基づき評価及び適正化を行う。また、取得したデータについては、介護事業所に提供するほか、介護サービスのベストプラクティスの策定などのケアの質の向上等につながるような取組を進める。さらに、高齢者の自立支援や重度化防止等の取組を促すようなインセンティブが働くようアウトカム評価に係る検討を行う。

(ロボット・センサー等の開発・導入)

- ・2040年までに、主要な疾患を予防・克服し100歳まで健康不安なく人生を楽しむためのサステナブルな医療・介護システムを実現するため、挑戦的な研究開発を推進し、先端技術の速やかな社会実装を加速する。また、国民が自分の健康状態を自ら把握できるよう、評価手法の開発等を推進する。
- ・介護分野における業務効率化に効果的なテクノロジーの普及に向けて、2020年8月に構築した介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームにおいて、試行実証施設でのケアの提供モデルを構築し、介護現場での実証を行うとともに、効果の確認が得られたモデルを全国に普及・促進する。
- ・地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボットやICTの導入支援を進めるとともに、介護現場での大規模実証や介護ロボットの導入の効果実証等から得られたエビデンスデータを蓄積・分析し、次期からの介護報酬改定等での評価につなげる。あわせて、障害福祉分野における介護ロボットやICTの導入についても、介護分野での状況を踏まえて取組を進める。

③医療・介護現場の組織改革等

- ・医師等の働き方改革を進めるため、労務管理の徹底やタスクシフティング等の推進、医師の労働時間短縮等の業務効率化に資するICT等の活用方策の横展開等により、医療機関のマネジメント改革を推進する。また、医療機関を検索できる医療情報ネットの抜本的な見直し、緊急時の相談ダイヤルの周知・啓発、先進・優良事例の横展開等個人の行動変容につながる取組を強化する。
- ・コロナ禍で顕在化した感染症等の社会的ニーズに対応可能な医療人材不足の解消のため、大学医学部における医師養成課程の見直しとともに、教育プログラムの見直しを推進する。
- ・介護職員の負担軽減を図り、質の高い介護サービスを提供するため、介護ロボットの普及・ICT化について、地域医療介護総合確保基金を活用した支援を行う。その際、介護現場の業務の効率化・生産性向上の取組と一体として推進すべく、「生産性向上ガイドライン」を活用し、

介護現場への実効的な普及を図る。

- 一介護サービスの質の維持・向上の観点から、都道府県版「介護現場革新会議」の開催や 2019・2020 年度に実施したパイロット事業の横展開を進め、地域に応じた介護現場の業務効率化の取組を支援する。
- 一介護現場の働き方改革の観点から、多様な働き方を可能にする効率的な勤務管理機能の実装のため、介護施設における Wi-Fi 環境の整備や、介護現場へのタブレットの導入を強力に推進するとともに、2021 年 3 月に取りまとめた効率的な勤務管理機能に係る項目の統合化・標準化の結論を踏まえて、勤務管理機能の統合化・標準化を推進する。
- ・文書量の削減に向けた取組について、介護分野では、社会保障審議会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会の中間取りまとめ（2019 年 12 月）を踏まえた文書等の簡素化・標準的な様式例の整備及び ICT 等の活用の見直しの方向性の結論を踏まえ、順次必要な対応を行う。医療分野や福祉分野でも、各分野の特性を踏まえ、文書量削減、標準化などの取組を順次進める。
- ・地域医療介護総合確保基金を活用し、「介護助手」などの多様な人材の活用や兼業・副業等の多様な働き方の実践を支援するなど、介護人材確保に総合的に取り組む。

iii) 疾病・介護の予防

人生 100 年時代の安心の基盤である「健康」は、国民にその重要性が一層深く認識されるようになっており、全世代型社会保障の構築に向けた改革を進めていくためにも、エビデンスに基づく予防・健康づくりの取組を引き続き促進する。

(予防・健康づくりのインセンティブ強化等)

- ・全国健康保険協会における予防・健康事業の取組状況に応じた都道府県支部毎の保険料率のインセンティブ措置について、成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化等を検討し、2021 年度中に一定の結論を得る。
- ・各医療保険における保険者に対するインセンティブ措置の各評価指標や配点の見直しにおいては、各医療保険における被保険者の性質を考慮しつつ、予防・健康づくりの取組がより一層強化されるよう、徹底した PDCA サイクルを通じ、配点のメリハリを強化するなどの適切な指標の見直しを行う。
- ・自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会をはじめとする産学官やこれらの共同体などの様々な主体と連携した

検討体制の下で、効果的な減塩アプローチ等に関するエビデンスの収集・分析を含む総合的な施策について、「栄養サミット」のコミットメントとすることやアジア諸国等への国際展開も視野に入れた検討を引き続き進める。

(疾病の早期発見に向けた取組の強化)

- ・エビデンスが確立された各種健診・検診の受診率の向上に向けて、ライフスタイルとニーズに合わせた受診環境の整備等の好事例の横展開を進めるとともに、保険者等に対する適切な予防健康事業の実施を促進するための大規模実証の結果を踏まえ、効果的な受診勧奨の方策を検討する。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による健診・検診の受診控えの原因調査の結果を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に対応した健診・検診実施に向けた対応策を検討する。
- ・がんの早期発見・早期治療の仕組みを確立し、5年生存率の劇的な改善を達成するため、難治性がん等について、リキッドバイオプシー等、血液や唾液等による簡便で低侵襲な検査方法や治療法の開発を推進する。また、ナッジ理論等を活用した検診受診率向上に向けた取組の影響分析を行い、その結果を踏まえた検診受診率向上の取組を検討する。リスクに応じた検診については、実現に資する科学的根拠の集積・分析を推進する。
- ・がんの早期発見の観点から、乳がん、食道がん、大腸がんなど罹患数の多いがんについて、簡便で高精度かつ短時間で検査可能ながん検出技術を早急に確立するため、実証実験を実施し、その結果を踏まえ、がん検出技術の実用化を推進する。また、AIを活用した画像解析等を通じ、診断精度の改善・向上を推進する。
- ・全身の健康にもつながる歯周病などの歯科疾患対策を強化するため、現在10歳刻みで行われている歯科健診（検診）の機会の拡大等について、歯科健康診査推進等事業などによる検証の結果を踏まえて検討し、2021年度までに歯科健診（検診）の実施方法等の見直しの方向性について結論を得る。あわせて、歯科健診（検診）の受診率向上を図りつつ、健診（検診）結果に基づき必要な受診を促す実効的な取組や、口腔の健康と全身の健康の関連に係るエビデンスを収集・分析するとともに、医科歯科連携を推進する。

(保険者・企業の連携、健康経営・健康投資・健康サービスの促進)

- ・企業・保険者連携での予防・健康づくり（「コラボヘルス」）の取組を一層深化させるため、健康スコアリングレポートについて、2021年度から、現行の保険者単位のレポートに加え、健保組合、国家公務員共済組合について事業主単位でも実施するなど、健保組合や事業主へ

の働きかけを強化する。

- ・健康経営に取り組む企業が、資本市場や労働市場等において評価される仕組みを構築するために、健康経営の評価結果の開示等に係る環境整備を進め、2022 年前半から、500 社以上の取組について、評価結果の概要を経済産業省ホームページで公表する。
- ・コロナ禍におけるメンタルヘルス不調の増加等に対応するため、2021 年度から、職域でのメンタルヘルスの向上のための取組に関する実証事業を開始し、エビデンスの収集・分析に取り組む。
- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした「beyond2020 マイベストプログラム」（平成 30 年 12 月 21 日 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議決定）について、レガシーを創出するべく、大会終了後 2021 年度末までに成果を公表して、国民の健康増進を推進する。
- ・保険者や地方公共団体等の予防健康事業における活用につなげるため、データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等に関するエビデンスを確認・蓄積するための実証事業を引き続き実施する。その結果を踏まえ、保険者等による適切な予防・健康づくりのための取組を促進する。
- ・一定の品質が確保されたヘルスケアサービスの流通構造の構築に向けた環境整備を進めるため、業界や業界横断の自主的なガイドライン等の整備を支援し、2025 年度までに 1,000 企業・団体等が使用することを実現する。

（介護予防のインセンティブ強化）

- ・介護保険の保険者や都道府県に対する保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の 2022 年度評価指標について、アウトカム指標の強化や、地域差の縮減を見据えた自立支援・重度化防止・介護費用の適正化に関する市町村の取組につながる指標を評価する方向に制度を重点化・簡素化することも含め、必要な見直しを行う。
- ・75 歳以上の高齢者に対する保健事業について、後期高齢者医療の保険者インセンティブ措置を活用し、フレイル対策を含めきめ細かな支援を充実させる。

（認知症の総合的な施策の強化）

- ・「共生」と「予防」を柱とした総合的な認知症施策を、「認知症施策推進大綱」（令和元年 6 月 18 日認知症施策推進関係閣僚会議決定）に基づき、推進するとともに、日本認知症官民協議会と連携し、認知症バリアフリーの取組を進める。認知症の予防法の確立に向け、薬剤治験

に即応できる体制を 2021 年度までに構築するなど、研究開発を強化する。また、認知症分野における官民連携での予防の評価指標・手法の確立を 2022 年度までに目指す。さらに、認知症との共生社会の実現に向け、2022 年度までに当事者が主体的に関与し製品開発を行う仕組みの運用を目指す。

(3) 海洋

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

- ・海洋情報の収集能力及び集約・共有体制の強化を図るとともに国際連携・協力を推進し、海洋状況把握の能力強化を図る。
- ・我が国の EEZ の利活用や安全安心確保に不可欠な海洋観測技術の高度化・効率化のため、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）を踏まえ、自律型無人探査機（AUV）や海底光ファイバケーブル等を活用した無人海洋観測システムの開発を推進する。
- ・海運業・造船業、洋上風力産業等我が国海洋産業の国際競争力強化のため、造船所における DX、船用工業を含めたサプライチェーン横断的な企業間連携・協業等の事業再編等による造船業の生産性向上等を図る。
- ・「自由で開かれたインド太平洋」をはじめ開かれ安定した海洋秩序を維持し、資源の安定的な確保、グローバル・サプライチェーンの維持等に資するよう、シーレーン沿岸国等に対して、官公庁船を含む船舶や港湾整備・運営等インフラの輸出とともに海上保安能力向上支援の強化等を行う。
- ・新たな内航海運への変革のため、荷主等との取引環境改善や経営・運航の効率化、船員の働き方改革等に向けて、必要な法令整備と 2021 年度中の取引適正化に向けたガイドラインの整備等を行う。
- ・海洋状況表示システム（海しる）の利便性向上と国や地方公共団体、海運・水産・資源開発等海洋関係事業者間での海のデータの共有・活用のため、2022 年度までに海のデータ連携を着実に進める環境整備に向けて、以下の取組を一体的に進める。
 - －海のデータ利用者のデータ要望受付機能を活用し、「海しる」の海水温や海流等のリアルタイム情報等を充実させる。
 - －API 連携やデータ標準化に関するルールを利用者の意見を踏まえ見

直す。

一海のデータやニーズを有する民間団体・地方公共団体とのネットワーク構築、官民関係者が参加するフォーラム開催、「海しる」へのデータ登録の働きかけを行う。

- ・気候変動などの地球規模課題への対応や北極域の利活用に貢献するため、2026年頃までに北極域研究船の建造を確実に行うとともに、第3回北極科学大臣会合⁴で採択された共同声明を踏まえ、北極域の観測・研究や研究人材の育成を引き続き実施し、各国との国際連携・協力等に取り組む。
- ・沿岸・離島地域における海域利活用の課題解決のため、小型無人ボート（ASV）や、いわゆる海のドローンとして活用が期待されるAUV、遠隔操作型無人潜水機（ROV）といった海の次世代モビリティの活用を促進する。2021年度には、現地での実証を行うほか、具体的な利活用や事業化につながる環境整備等を進める。

（4）宇宙

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

「宇宙基本計画」（令和2年6月30日閣議決定）に基づき、以下の施策を通じて、宇宙開発や利用の拡大を図る。

- ・各省連携による衛星開発・実証プラットフォームの下、将来のニーズを踏まえ、出口戦略を明確化しつつ、衛星のデジタル化や小型衛星コンステレーション関連の要素技術、量子暗号通信等の基盤技術開発・高頻度の実証を行うとともに、気象衛星、地球観測衛星等の衛星開発を推進する。
- ・準天頂衛星システムについて、持続的な測位が可能となる7機体制の2023年度目途の構築に向けた5～7号機及び地上設備の開発・整備を着実にを行うとともに、持続測位能力を維持・向上するために必要な後継機の開発に着手する。また、電子基準点網の機能向上と安定した運用による高品質なデータ提供等を着実に実現する。あわせて、これらの基盤を活用し、農業、交通・物流、建設等多様な分野で実証事業を進め、社会実装を加速する。

⁴ 北極科学大臣会合（ASM）は、北極域研究に取り組む国々や先住民団体等との連携を強化するため、米国の呼びかけにより第1回を2016年に開催。第3回会合は2021年5月に、アジア初となる我が国において、日本とアイスランドの共催により開催した。

- ・情報収集衛星について、10機体制の確立により即時性・即応性の向上を図るとともに、機能を拡充・強化し、情報の質の向上を図る。
- ・防災・減災、国土強靱化、農業のスマート化等に向けて地理空間情報を高度に活用するG空間社会を実現するため、次期地理空間情報活用推進基本計画を2021年度末までに策定する。
- ・宇宙安全保障や宇宙科学・探査のための先端技術開発を強化するとともに、AI等の最先端の知見を取り込みながら、新産業創出等を牽引する専門人材の育成を進めつつ、開発成果の産業分野への転用を図る。
- ・宇宙旅行や小型衛星の空中発射等への活用が期待されるサブオービタル飛行⁵について、2020年代前半に事業化を目指す民間企業の動向を踏まえ、新たな宇宙ビジネスを展開するための制度環境整備を進める。また、民間事業者等による月面を含めた宇宙空間の資源探査・開発等についての必要な制度整備を検討する。
- ・スペースデブリ対策について、民間企業と連携し、デブリ除去技術の実証に向けた研究開発に取り組むとともに、軌道利用の国際的なルール作りに向け、2021年度中を目途に我が国の中長期的な取組方針の策定を目指す。

(5) PPP/PFI の推進強化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和3年改定版）」（令和3年●月●日民間資金等活用事業推進会議決定）の公共施設等運営事業（コンセッション）重点分野（空港、上下水道、道路、文教施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE施設、公営水力発電及び工業用水道）の数値目標達成に向けた取組を推進する。また、樹木採取権制度の活用を推進する。さらに、行政の財政コストを抑えながら、民間のノウハウ等を活用し、社会的課題の解決や行政の効率化等を実現する仕組みであるPFS（Pay For Success、成果連動型民間委託契約方式）の活用と普及を促進する。

また、利用料金の生じないインフラにおける指標連動方式について、

⁵ 宇宙活動法では、高度100km以上への人工衛星の打ち上げしか規制対象としておらず、サブオービタル飛行（100km程度の飛行）については、同法の適用対象外とされている。他方、航空法もサブオービタル飛行のように高度100km程度を飛行する機体を想定した規制となっていないため、適用対象外であり、サブオービタル飛行についての新しい制度整備が必要。

先進的な国内の事例や海外の制度を調査・整理し、これらの結果に基づき、活用方法を記載した実用的なガイドラインを 2021 年度中を目途に策定する。また、当該方式の活用を検討する国の機関及び地方自治体を募り、2022 年度までに 10 件以上の可能性調査を実施し、案件形成を進める。

(公共施設等運営事業重点分野及び樹木採取権制度の取組推進等)

- ・新型コロナウイルス感染症により公共施設等運営事業への多大な影響が発生していること等への対応の検討を行う。その結果も踏まえつつ、PFI 法について、事業者がより効率的な運営ができるよう公共施設等運営事業者が施設の「維持管理」に限らず、当該事業に密接に関連する「建設」、「製造」、「改修」を実施することを可能とする等のため、2022 年の通常国会に改正法案の提出を図る。
- ・空港の公共施設等運営事業について、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、その目的や仕組みの検証を 2021 年度中に実施する。
- ・上下水道事業の案件各々の経営状況やサービスレベル、持続可能性を横並びで比較するベンチマーキングの仕組みについて、諸外国における制度についての調査結果も踏まえ、我が国における導入の可否を検討する。
- ・樹木採取権制度について、2022 年度からの具体的な樹木採取区の指定等の実施に向け、大型製材工場が必要とする原木消費量である 10 万 m³を地域で安定供給するために必要な国有林野からの供給量及び樹木採取権の存続期間を、マーケットサウンディングを踏まえて検討する。

(成果連動型民間委託契約方式の普及促進)

- ・PFS 事業を実施する地方公共団体を対象に、より高い成果創出時に必要となる委託費の成果連動部分等について複数年にわたる補助を行うとともに、評価の専門機関が当該 PFS 事業に必要な成果評価を支援する事業を、2021 年度から実施する。また、本事業を通じて、地方公共団体が実施する PFS 事業に対する国の支援の在り方を検証し、その充実に取り組む。
- ・地方公共団体、サービス提供者、中間支援組織、大学等の評価機関、資金提供者等、PFS 事業の関係者間の連携、情報共有を促すため、2021 年に「PFS 官民連携プラットフォーム」を創設する。
- ・PFS 事業の案件形成を円滑に進めるため、PFS 事業実施効果としての社会的コスト（公的費用）の削減額の算出方法について、国内外の先行事例等の調査研究を行い、その算出に必要なデータの整備・提供を行う。

(6) 国際金融センターの実現

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

- ・非上場株式等の発行・流通市場の活性化等に関する見直しや、取引所及び取引所を介さず売買する私設取引システム(PTS)での顧客の注文を金融機関が執行する方針に関する規制の見直しを図る。加えて、投資家保護や公正な取引の確保を前提にしつつ、オークション方式に関してPTSから取引所への移行基準を緩和する等の制度の見直しを検討する。
- ・国際金融センターの確立に向けた税制措置の周知・普及に努めるとともに、期限のある措置については、対象期間の中途において、当該措置の効果等の検証を行い、必要に応じて見直しを検討する。
- ・海外の資産運用会社に加え、主として顧客対応を英語で行う証券業・銀行業の新規外国事業者に対しても、事前相談、登録・免許審査及び監督等を英語で行う。
- ・縦割りを打破した官民一体での金融創業支援ネットワークを構築し、関連施策や拠点開設・生活に役立つ情報を発信する。在外公館等とも連携し、プロモーションを行う。

(7) 対日直接投資の促進

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

- ・日本企業とアジア等外国企業・スタートアップの協業・M&Aを促進するビジネスプラットフォーム「Japan Innovation Bridge(略称J-Bridge)」において、特にグリーン、デジタル分野でのインバウンド及びアウトバウンドのマッチングを強化するため、海外拠点を拡充する。これにより、国内外の優れた技術やビジネス手法を取り入れた新しいビジネスモデルを創出する。
- ・地域への外国企業誘致の軸となるキーコンセプト作りや誘致戦略の高度化を支援する「地域ブランディング強化支援事業」を新たに開始する。
- ・「地域への対日直接投資カンファレンス(Regional Business

- Conference) 事業」において、オンラインの活用による地方公共団体・地元企業・大学と外国企業との事前マッチングを強化する。
- ・大学を中核とする国際的なスタートアップ・エコシステム拠点都市を形成し、海外人材（教員・研究者、起業家等）や海外スタートアップ、投資家の集積を一体的・統合的に促進する。
 - ・外国企業トップや我が国の関係閣僚等が参加する Japan Business Conference を開催し、我が国の開かれたビジネス環境や「2050年カーボンニュートラル」への取組等を積極的に世界に発信する。
 - ・機械翻訳の活用を含め法令の翻訳体制の整備を通じて、翻訳法令の公開の迅速化及びその内容の充実に向けた取組を進める。
 - ・法人設立関連システム等について、費用対効果を考慮した上で、次回システム刷新時に合わせて英語でも対応を行うことを原則とすべきである。
 - ・法人設立関連手続に関しては、
 - －2021年度中に、英語申請ガイドの作成、書式見本の作成等を行う。
 - －オンライン申請手続については、2021年度中に設立登記申請時の手続で利用される登記情報システムなどに自動翻訳システムを付すことを検討し結論を得る。なお、手続代行を担う士業等と連携し、登記申請後の労働基準監督署、ハローワーク及び年金事務所への設立届出の円滑な提出を可能とする。

(8) 個別分野の制度改革

i) 自動配送ロボットの制度整備

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

ii) 電動キックボードの制度整備

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

- ・成長戦略実行計画に基づく取組を進めるほか、交通ルールに係る制度の見直しを踏まえ、通行環境や車体の安全性の確保等を検討する。

iii) ドローン等の制度整備

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

(ドローンの社会実装)

- ・ 少子高齢化、過疎化、担い手不足など我が国が抱える諸課題の克服に向け、2022年度中にドローンの有人地帯での目視外飛行（レベル4）を可能とする制度を実現する。その際、円滑な制度運用に必要な体制やシステムの整備等を行う。また、ドローンのより効率的な飛行に向けた運航管理の在り方を検討する。これらの取組と併せて、物流、災害対応、インフラ・プラントの維持点検等の分野での実用化・普及により、日々の暮らしがより安全・安心で、快適・便利なものになったと実感できるようにする。さらに、ドローンが我が国の未来を支える重要な分野であるとの認識の下、戦略的自律性・不可欠性の観点も含め、要素技術の開発、機体の性能評価手法の開発・国際標準化など、技術的な面からも産業育成を図っていく。

(レベル4の実現)

- ・ 2022年度中にレベル4を可能とする制度を実現するため、機体の安全性を認証する制度及び操縦者の技能を証明する制度等の施行に必要な要件を整理し、これらの制度の実効性確保のため、検査、試験及び講習を担う民間機関に求める要件を策定する。
- ・ 2022年夏頃の登録制度の施行に向けて、2021年夏までに遠隔で登録記号を識別するためのリモートIDの技術規格を策定・公表するとともに、2021年度中に発信情報の入力システムを整備する。
- ・ 飛行に係る手続の負担軽減、迅速化を図るため、2022年度中に航空法関係の各種申請システム間の機能連携を実現する。また、航空法や電波法に基づく手続の民間サービスを活用したオンライン化・ワンストップ化を推進する。さらに、その他の各種法令手続も、必要性を整理の上オンライン化・ワンストップ化のための連携の在り方を検討する。

(日々の暮らしへの貢献)

- ・ 離島や山間部等におけるラストワンマイル配送網の維持等の物流課題のドローン活用による解決に向けた各種ドローンサービスの実用化のため、2021年夏頃に「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン」を改定など必要な措置を講じて、事業採算性確保に向けた手法や安全対策等を整理するとともに、医薬品の適正な取り扱いを明確化する。
- ・ 災害時の迅速かつ効果的な被災状況の把握、避難誘導、捜索等のため、ドローンの活用事例を収集し、2021年に設置する「防災×テクノロジー

一官民連携プラットフォーム」等を通じ、導入・横展開を促進する。

(技術開発の推進)

- ・安全・安心なドローンの技術開発を2021年の市場投入を目標に進め、国内外での活用等を促進する。2021年度に災害時の緊急物資輸送に向けて大積載量のドローンを開発する。2025年までにカーボンニュートラルやサプライチェーン確保に資する更なる大積載量や長距離飛行等を実現するドローン技術を開発する。ドローンの農業での高度利用に向けて、高いセキュリティ機能を備えた農業向け高性能ドローンとデータを有効活用するデータ駆動型栽培管理技術等ドローン利用技術を一体的に開発し、2023年度までに実用化する。
- ・2022年度から2024年度を目処に、レベル4の機体や更なる省人化につながる多数機運航に係る性能評価手法を開発する。
- ・ドローン、「空飛ぶクルマ」等の社会実装に向けて、次世代モビリティの開発・実証や制度整備・運用の拠点とすべく福島ロボットテストフィールドでの試験飛行等の環境整備を図るとともに、2021年度までに関係機関と緊密な連携の下、ドローンの新技術基準や災害時の運用ガイドラインを整備するほか、福島浜通りでの実用化開発を支援する。

(「空飛ぶクルマ」の実現)

- ・2023年度からの「空飛ぶクルマ」の事業開始を目指し、「空の移動革命に向けたロードマップ」に基づき、機体や運航の安全基準、操縦者の技能証明基準などの制度整備を引き続き検討し、2021年度中に同ロードマップを改訂する。また、自動・自律飛行技術や運航管理・安全技術等の開発を本格化させ、2025年の大阪・関西万博での「空飛ぶクルマ」の世界発信に向けて、2023年以降、大阪周辺の水上部等での飛行実証を行う。

iv) キャッシュレスの環境整備

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講じる。

- ・2019年3月に公正取引委員会が公表した「クレジットカードに関する取引実態調査報告書」のインターチェンジフィーに係る対応状況のフォローアップとともに、経済産業省における議論の深化や公正取引委員会によるオンアス取引やインターチェンジフィー等に関する実態調査等を通じ、手数料に係るコストの更なる透明化を図り、業界内の競争を促していく。

(9) フィンテック／金融

- ・金融機関が、能動的に顧客の事業・財務状況を確認し、顧客に寄り添った資金繰り支援を継続するとともに、政府系金融機関や地域の支援機関等とも連携し、コロナ後も見据えた経営改善・事業再生支援等の取組を進めるよう、引き続き促す。
- ・コロナ禍における企業の財務や資金調達の状況等について、業種や地域などの切り口で、粒度の細かいデータ分析を行い、その結果を活かした金融機関との対話等を通じて企業への金融面での支援を促す。そうした金融行政におけるデータ分析の高度化のため、データの収集、管理、活用に係る枠組み・ルール整備、データ分析に係る人材育成に取り組む。
- ・2021年度中に、キャッシュレス決済導入による店舗等のメリットの定量的な見える化を実現する調査実証等を行う。
- ・決済サービスの競争促進・相互運用性確保による利用者利便の向上のため、2022年度中を目途とするノンバンク決済サービス事業者への全銀システムの参加資格拡大に向けた検討について着実な進展を図るとともに、多頻度小口決済を想定した低コストの新しい資金決済システムの構築に関して、中長期的な観点からの議論を継続しつつ、2022年度早期の稼働を目指している小口決済インフラ構想の取組をフォローする。全銀システムの参加資格拡大に関しては、決済の安全性確保の観点から、決済システムに接続する事業者に対するモニタリング等の必要な対応を行う。
- ・中央銀行デジタル通貨（CBDC）については、日本銀行において現在実施している基本機能に関する概念実証に続いて2022年度中までに周辺機能に関する概念実証を行うなど、引き続き各国と連携しつつ検討を行う。
- ・金融機関、スタートアップを含むテクノロジー企業等の動向の情報収集や、ブロックチェーン技術に関する国際ネットワーク（Blockchain Governance Initiative Network：BGIN）の活動への積極的貢献を通じ、金融におけるデジタル・イノベーションを推進する。
- ・我が国における金融業界全体のマネー・ロンダリング及びテロ資金供与に関する対応を高度化していくため、検査要員の確保等の検査・監督体制の強化、政府広報の活用等による利用者への周知等を進めるとともに、共同システムの実用化及び関連する規制・監督上の所要の措置を検討・実施する。
- ・金融機関が保有する顧客情報等の機微情報について、外部委託先を含むリスク管理態勢等の実態を把握しより深度ある検証を実施するた

め、モニタリング体制を強化する。

- ・サイバー脅威動向に関する情報収集・分析能力の向上と金融機関への情報発信、セミナー等の開催により、情報共有体制を強化する。また、金融業界横断的なサイバー演習について、中小金融機関や資金移動業者等の参加拡大を図るとともに、海外の演習事例も参考に高度化を図り、業界全体のオペレーショナルレジリエンスを強化する。

(10) インフラ、防災・交通・物流・都市の課題解決

感染症等による社会経済情勢の変化にも対応し、経済成長を支えるため、高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線などの高速交通ネットワーク、国際拠点空港、国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図る。また、激甚化・頻発化する水災害、切迫化する大規模地震⁶災害、いつ起こるか分からない火山災害から国民の命と暮らしを守ることは国の重大な責務であり、「防災・減災、国土強靱化新時代」を切り拓くため、デジタル化・スマート化を図りつつ、国・地方自治体をはじめ関係者が一致団結し総力を挙げ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。加えて、第4次産業革命の新技术を活用して「賢く投資・賢く使う」戦略的インフラマネジメントやコンパクト・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性・利便性向上、民間投資の喚起などのインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。

i) インフラの整備・維持管理

- ・建設現場の生産性を向上させるため、2021年度中にICT建設機械認定制度の創設やICT施工の導入促進に必要な基準類の整備を行うことにより、中小建設企業によるICT施工の利活用環境を充実させるとともに、プレキャスト製品等の工法・材料の導入拡大や海外展開の推進などによって、i-Constructionの推進に取り組む。
- ・インフラ分野のDXを推進するため、パワーアシストスーツの導入促進、3次元データ等の受発注者間における共有、ローカル5Gを活用した無人化施工の促進等についてのアクションプランを2021年度中に策定する。
- ・「建築分野におけるBIMの標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン(第1版)」(令和2年3月31日建築BIM推進会議決定)に基づき、官民等が発注する建築設計・工事等にBIMを試行的に導入

⁶ 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等（これらに起因する津波を含む。）。

し、コスト削減・生産性向上等の効果検証や、運用上の課題抽出を行い、その結果を踏まえ、2021年度中にガイドラインの改定に向けた検討を行う。

- ・ 処遇改善、働き方改革等を踏まえた担い手確保を図るとともに、公共工事の円滑な施工確保を図るため、2021年度は全ての市町村で「平準化統一フォーマット」の普及を図るなど、施工時期の平準化や工期の適正化等を推進する。また、建設技能者に適切に賃金が支払われる市場構造の構築のため、建設キャリアアップシステムを活用し、2021年度中に建設企業の施工能力の見える化や職種別の賃金目安の設定、標準見積書の改定などを行う。
- ・ 建設業許可等手続の 2022 年度までの電子申請化・他機関システムとのバックオフィス連携や ICT 技術の活用状況を踏まえた技術者制度の合理化等による生産性向上に取り組む。
- ・ データ利活用による民間投資や研究投資、技術開発を誘発させるため、「国土交通データプラットフォーム」について、要素技術の一般化や実装を進め、国土交通省以外のデータとの連携拡大に取り組む。
- ・ インフラメンテナンスの効率化を図るため、新技術やデータの利活用、包括的民間委託等を円滑に導入できる仕組みを 2024 年度までに検討するとともに、官民の技術マッチング等を図るためインフラメンテナンス国民会議の機能を強化する。また、道路施設について、早期・緊急の措置が必要と判定された橋梁等の位置図、施設数を 2021 年度までに公表する。
- ・ 道路橋やトンネルに活用可能な新技術の導入を促進するため、必要な基準類の整備を迅速化する。また、道路施設点検に活用可能な新技術のカタログを拡充するとともに、2024 年度からの道路施設の 3 巡目点検に向けて定期点検要領を改正する。
- ・ デジタルツインの実現に不可欠な 3 次元地図について、作成基準類を 2023 年度までに整備するとともに、その基盤となる建物等を含む 3 次元点群データについて、2025 年度までに都市部を中心に 3.8 万km²を先行整備する。
- ・ 砂防施設のメンテナンスの効率化を図るため、水中部を含めた施設状態が把握できるグリーンレーザー搭載型 UAV 等を活用し、得られたデータから施設変状を自動解析する AI 解析技術を取り入れた新たな維持管理手法を 2021 年度中に開発する。

ii) 防災・災害対応

- ・ 上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働

- して治水対策を行う「流域治水」を推進するため、全国の河川において「流域治水プロジェクト」を策定し、戦後最大規模洪水等に対して概ね 20～30 年間で浸水被害を軽減する。また、流域治水関連法に基づき、水防災に対応したまちづくり、住まい方の工夫、国有地の活用も含めた雨水貯留対策の強化、リスク情報空白域の解消等を推進し、「流域治水」の実効性を高める。
- ・既存ダムの洪水調節機能強化を進めるため、ダムの流域に着目した雨量予測技術の開発等の気象予測精度向上、AI を活用したダムの操作・判断支援のための技術開発、利水ダム等の事前の放流量増加のための施設改良等に取り組む。また、2021 年より、全国の二級水系においても事前放流の運用を拡大するとともに、利水ダム等の洪水調節機能の向上を図るための法定協議会を設置する。
 - ・河川管理の高度化・効率化のため、ドローン・画像解析技術等を活用した河川巡視のガイドラインを 2021 年度中に作成するとともに、航空レーザ測量等で得られた 3 次元点群データを堤防の変状把握等に活用する。
 - ・豪雨災害対策のため、2021 年度から線状降水帯に関する「顕著な大雨に関する気象情報」を発信するほか、1 日半先までの河川の予測水位を災害対応へ試行的に活用するとともに、次期気象衛星や次世代スーパーコンピュータなどの最新技術の導入、気象防災アドバイザーの拡充、更なる洪水予測の高度化及び地域防災支援の強化を進める。加えて、高潮・高波予測の精度向上のため、AI 動画解析による越波検知技術を導入し、予測と観測結果の比較検証を行う。
 - ・気象サービスの効率性、効果性を高めるため、クラウド技術を活用したデータ共有環境を構築するとともに、IoT や観測機器の最新技術を気象サービスにおいて活用可能とする等の制度の見直しについて 2021 年度中に検討し、所要の制度的措置を図る。
 - ・災害対応での先進技術の導入促進に向け、地方自治体等と技術を有する民間企業等のマッチングを図るウェブサイトや 2021 年度中に整備するとともに、先進事例の創出を促進するため、2022 年度に実証を行う。
 - ・発災直後の迅速な救命・救助活動等災害対応に必要な情報項目や、その取得方法等を 2021 年度中に検討するとともに、当該整理を踏まえた情報集約・活用のための新たなシステムの構築に向けた検討や、早期の被害推計・把握に必要な技術の実証を 2022 年度に行う。
 - ・災害時の円滑な人流・物流確保のため、無電柱化推進計画に基づき、電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化

を推進する。また、重要な道路上にある踏切道について、踏切道改良促進法に基づき、災害時の管理の方法を定めるべき踏切道を 2025 年度までに 500 か所程度指定し、道路利用者への遮断情報提供や、優先開放する等の措置を実施する。さらに、道の駅の防災機能強化を図るため、防災拠点自動車駐車場の指定や BCP 策定等を進める。

iii) 交通・物流

- ・「ヒトを支援する AI ターミナル」の実現に向け、港湾において対面や紙面で求めている確認・手続きについて、非接触で効率的に行えるよう、顔認証技術の導入やコンテナダメージチェックの効率化を進めるとともに、2021 年 4 月に横浜港での本格運用を開始した CONPAS の他港への展開等を進める。また、民間事業者間の港湾物流手続を電子化するプラットフォームである「サイバーポート」と NACCS との直接連携等を行うとともに、港湾行政手続情報や港湾施設情報の電子化を 2022 年度中に行う。
- ・災害からの速やかな復旧・復興や、トラックドライバーが不足する中での迅速かつ円滑な物流の実現、高速道路における自動運転の政府目標も見据え、高規格道路のミッシングリンクの解消や暫定 2 車線区間の 4 車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を推進するとともに、三大都市圏環状道路等の整備推進や空港、港湾等へのアクセスの強化など規格の高い道路ネットワークの強化を図る。
- ・ダブル連結トラックの利用促進や駐車マス不足対策として、SA・PA の駐車マスの拡充や駐車予約システムを導入するとともに、高速道路外の休憩施設等の活用を推進する。
- ・道路の安全・安心な通行の確保と高度なサービス提供を目指し、以下のような取組を進め、道路システムの DX を推進する。
 - －ETC 専用化等を都市部は 5 年、地方部は 10 年程度で概成を目指すほか、高速バスロケーションシステムの活用や民間企業への ETC2.0 データの提供、「通れるマップ」の活用等平常時・災害時とも ETC2.0 データの官民連携での利活用を進める。
 - －特殊車両の新たな通行制度を 2022 年から運用を開始し、登録を受けた特殊車両が即時に通行可能となるシステムを整備するほか、自動重量計測装置や車載型荷重計測装置等の ICT を活用した効果的な過積載対策を進める。
 - －道路占用物件の位置情報を 3 次元化し占用申請者が容易に位置を確認できるよう、2022 年度までに道路占用システムの改修の検討に

- 着手するほか、特定車両停留施設における停留許可申請手続きのオンライン化の検討に着手する。
- －国管理道路の3次元データを2025年度までに取得するほか、道路に関する各種データをAPIにより共有するとともに民間へデータを部分公開する。
 - －画像解析技術を活用した交通障害自動検知システムの全国展開を図るほか、道路パトロール車両に搭載したカメラ画像をリアルタイムで共有するとともに、2025年度までに緊急輸送道路（1次）のリアルタイム監視が必要な区間のうち約5割についてCCTVカメラの設置を完了する。
 - －交通需要マネジメント（TDM）による渋滞解消を目指す箇所を2021年度中に選定し、テレワークの普及等による渋滞状況の変化をビッグデータを活用して分析する。
 - －除雪車の操作技術者不足に対応するため、ICT除雪技術導入の実証実験を実施し、2026年度より全国展開を図る。
- ・現下の低金利状況も活用し、高規格道路、リニア中央新幹線などの高速交通ネットワークに加え、空港、主要な都市鉄道ネットワーク等の早期整備を図る。
 - ・物流分野のDXとして、サプライチェーン全体の輸送効率化等のため、関係事業者の連携による自動化・省人化のためのAI・IoTを活用した機器・システム導入を促進し、2021年度中に物流・商流データ基盤を活用する取組の社会実装に着手する。また、2021年度中に産官学による物流に係るパレットや伝票等の標準化の検討の場を立ち上げ、具体的検証を開始し、官民連携による高度物流人材の育成・確保のためのシンポジウムを開催する。
 - ・トラック輸送での働き方改革の実現や輸送効率化を図るため、「ホワイト物流」推進運動等取引環境の適正化に取り組み、2021年度からIT点呼の活用について高度なIT機器等の使用を条件に活用可能な営業所を拡大するための制度整備を検討するとともに、2021年度中にリモートで効率的なトラック配車管理を行う先進的な取組について調査し、最適配車の実現に向けたベストプラクティスを周知する。
 - ・災害時も念頭に輸送の迅速化・効率化のため、2021年度中に、複数ドライバーが長距離輸送を分担する中継輸送の在り方等についての指針を策定するとともに、国・地方公共団体・指定公共機関間で最適ルートや輸送状況等の情報共有ができる緊急支援物資輸送プラットフォームを構築する。

iv) 都市の競争力向上

- ・地域経済の活性化や多様な働き方・暮らし方の実現に向けたコンパクトでゆとりとにぎわいあるウォークアブルなまちづくりを推進するため、都市インフラや民間施設の利活用とデジタル技術の活用等について検討し、2022 年中に所要の制度的措置を講ずる。また、都市の国際競争力強化や脱炭素型まちづくり等に向け、環境に配慮した優良な民間都市開発事業への支援や駅まち空間の再構築等を推進する。
- ・まちづくりの DX を目指し、3D 都市モデル (PLATEAU) 等のデジタル技術やデータを官民の多様な主体が駆使し、モビリティや防災等の多様な都市サービスを提供する環境を整備するため、ユースケース開発や取組の全国展開を推進する。特に、全国各都市の 3D 都市モデルのオープンデータ化を 2021 年度中に実施する。
- ・我が国の不動産投資市場における更なる ESG 投資促進のため、気候変動リスク対応に関する情報開示の促進等を行うとともに、我が国の実情を踏まえた社会課題 (S) 分野に係る情報開示の在り方について検討する。2021 年度に開示の参考となる項目の在り方をまとめ、2022 年度中に、不動産分野の社会課題対応に関する情報開示についての基礎的な参考資料 (ガイダンス) を作成する。
- ・建築基準法令について、木材利用の推進、既存建築物の有効活用、新たな日常に対応した施設の立地円滑化等に向け、2021 年中に基準の合理化等を検討し、2022 年から所要の制度的措置を講じる。
- ・道路のユニバーサルデザイン化を推進するため、道路の移動等円滑化に関するガイドラインを 2021 年度末までに取りまとめるほか、新モビリティや技術進展を踏まえ、今後の課題や技術活用策を整理し、基準の見直し等について検討する。
- ・道路空間に 5G 通信環境を構築し、車載カメラ等高解像度画像による道路管理の高度化の実現性と有効性を検証するため、2021 年度中に官民連携による実証実験に着手する。
- ・地域の賑わいを創出するため、歩行者利便増進道路 (ほこみち) 制度の普及を図るほか、道路に求められる多様なニーズに応えるため、2021 年度中に各道路での機能分担を整理するとともに、各道路の柔軟な使い分け等の方策について取りまとめ、新たな基準や制度の必要性を検討する。

(11) モビリティ

i) 自動運転の社会実装

(自動運転の普及・促進)

- ・2022年度目途に限定地域で、遠隔監視者1人での3台以上の車両の同時走行を可能とするため、引き続き技術開発・実証を行うとともに、遠隔監視者の関与の在り方等について結論を得て、2022年度のできるだけ早期に必要な制度整備を行う。
- ・公道での地域限定型の無人自動運転移動サービスについて、2021年度中に実証に資するガイドラインを策定し、2025年を目途に40か所以上の地域で、2030年までに全国100か所以上で実現する。
- ・高速道路上での自動運転車や車線維持支援などの先進技術を搭載する自動車の走行環境構築に向け、2021年から官民連携による路車協調に係る実証等を行い、その結果を踏まえ、レベル4自動運転に必要な自動運転車等への情報提供システムの仕様を策定する。
- ・市街地での混在交通などの複雑な走行環境でのレベル4自動運転の実現に向け、2021年度から研究開発から実証実験、標準化、事業化まで一貫して進める産学官研究機関による国際連携拠点を構築する。また、路車間・車車間通信を用いたシステムによる自動運転について、事業モデルやデータ連携スキームの構築等の環境整備を検討し、2025年度目途に実施する。
- ・2021年度末までに中山間地域の道の駅等における拠点間の自動運転サービスを5か所以上の地域で開始する。
- ・空港地上支援業務の更なる省力化・自動化に向け、2025年までに空港の制限区域内でレベル4自動運転を導入するため、2021年度から成田空港でレベル4自動運転の導入実証実験を開始し、技術的な検証を行うとともに、必要となるインフラや運用ルールを検討し、2024年までに指針・ガイダンスの改正等を行う。
- ・2025年までに自動運航船を実用化するため、2021年度中に安全運航に関する考え方を整理したガイドラインの策定や国際基準化をリードするための国際提案を行い、関係法令の見直しに着手する。また、船舶運航等のデジタル化のため、2025年以降の自動運航船の積極的な活用に向けた遠隔監視技術の技術基準の策定、技術力の確保等を行う。

(国際基準策定)

- ・既に実用化されたレベル3の成果を踏まえ、レベル4自動運転技術とその安全性評価手法について、国際標準化の取組と連携し、国連自動車基準調和世界フォーラム(WP29)での国際基準の策定を主導する。
- ・コネクテッドカーについて、2022年度中に高度な自動運転や災害時の運転者への情報提供等が可能な車載通信装置の性能要件に関して国際的な議論を主導するための取組を検討し、制度的対応を含め、結論を得る。

ii) 日本版 MaaS の推進

(地域におけるモビリティサービス)

- ・スマートモビリティチャレンジ推進協議会での MaaS 導入・普及の取組を推進し、医療と連携した MaaS の実証結果を踏まえ、2021 年度から、自動車を活用してオンライン診療を行う場合の課題や事例を整理し、普及を図る。
- ・MaaS の社会実装のため、AI を活用して効率的に配車する AI オンデマンド交通の導入、公共交通へのキャッシュレス決済の導入等新モビリティサービスを推進するための基盤整備を行う。

(新しいまちづくりとモビリティ)

- ・超小型モビリティやパーソナルモビリティ、シェアサイクル等新たなモビリティサービスの利便性向上等に資する道路の多様な利用に向けて、2021 年度中に新たなモビリティの走行空間の確保、歩道や路肩の駐車スペースの設置等道路の機能分担や柔軟な利活用に関するガイドラインを策定する。
- ・シェアサイクルの普及促進のため、サイクルポート設置場所確保や IT 活用による事業運営の効率化、公共交通と連携した検索・予約・決済サービスの拡大による利便性向上等に資するガイドラインを 2021 年度目途に取りまとめる。また、自転車の交通量増に対応するため、都市部を中心に整備計画を策定し、自転車通行空間を整備する。

iii) モビリティの DX、次世代技術の社会実装

- ・安全運転サポート車（サポカー）について、2021 年 11 月から段階的に衝突被害軽減ブレーキの国際基準への準拠が義務化されることも踏まえ、高性能センサー等を用いたより高度な安全運転支援技術の導入・普及を検討し、実現可能なものから順次実施する。また、高齢運転者の交通事故防止のため、サポカーの利用実態の把握分析等をし、官民連携による普及啓発を強化する。
- ・国土交通省は、現行のタクシメーターと代替可能なソフトメーターの導入に向けた制度設計を進める。具体的には、「ソフトメーターの導入に向けた検討会」（2021 年 3 月設置）において正確性の担保を始めとする残課題を精査し、2021 年中に結論を得る。なお、ソフトメーターが具備すべき機能やその活用に関しては、配車アプリ事業者等の参画も得つつ検討し、輸送等のデータを活用したタクシーサービスの高度化に取り組む。
- ・国土交通省は、2021 年から変動運賃制度の在り方について検討を進め、

結論を得次第速やかに措置する。その際、海外の実態調査や実車による実証、利用者の意向把握等を丁寧に行う。また、地域・曜日・時間帯・天候等、様々なケースにおける需給やマッチングデータ等を取得し、配車アプリ事業者等の参画も得てエビデンスに基づく議論を行う。加えて、公共交通機関として利用者の理解が得られる、妥当な変動幅となるよう留意する。

- ・国土交通省は、隣接敷地・近距離の営業所と車庫間でのみ認められている現行の IT 点呼を、2021 年中に IT 技術の進展を踏まえて遠距離を含む営業所間でも実施できるよう拡大する等、運行管理の高度化を進める。具体的には、「運行管理高度化検討会」（2021 年 3 月設置）における実証実験を通じて、IT 点呼の対象拡大に向けた機器の性能要件の設定や、自動点呼の導入に向けた点呼支援機器の認定制度の構築を行う。

(12) ロボット技術の社会実装

- ・施設管理、小売、飲食、食品等のサービス分野での業務の遠隔化・省人化・無人化の実現に向け、ユーザー視点でのロボット開発やデータ連携、通信、施設設計等に係る規格化・標準化を進める。2021 年度は、施設管理の分野で、エレベーターとロボット間の通信連携規格を策定する。
- ・将来の我が国のロボット、IoT の技術基盤づくりに向けて、高校生、高専生、大学生等のロボットに関する学習・教育に資するロボットコンテスト実施を地域の取組を含めて支援する。
- ・未来ロボティクスエンジニア育成協議会は、2021 年度中に、教員・学生を対象とするロボット実習、高等専門学校やポリテクカレッジ、ポリテクセンターの教育カリキュラム策定等への支援を行う。
- ・世界のロボット技術が結集し、社会実装と研究開発を促進するアワード型の競技等を行う「World Robot Summit」を愛知県国際展示場及び福島ロボットテストフィールドにおいて 2021 年度に開催する。

13. 地方創生

(1) 観光立国の実現

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講じる。

観光関連産業には全国で約900万人の方が従事し、地方経済を支える重要な役割を果たしている。新型コロナウイルス感染症の拡大以降、国内外の観光需要は大幅に減少し、観光産業は深刻な影響を受けており、雇用の維持と事業の継続が極めて重要となっているため、まずは、金融支援や雇用調整助成金等の支援策を実施していく。この際、地方運輸局等により、事業者へプッシュ型で支援策を届けていく。

GoTo トラベル事業は、今後の感染状況等を踏まえて、取扱いを判断することとし、まずは宿泊施設・観光地等での感染拡大防止策を徹底した上で、地域観光事業支援を実施する。また、ワーケーション等の普及により旅行需要の平準化を図り、混雑や密を低減させる。

観光需要の回復に備えて、観光産業の体質強化が急務であり、短期集中で、宿泊施設・観光地を再生し、地域全体で魅力と収益力の向上に取り組む。

コロナ禍でも、我が国の「自然」「気候」「文化」「食」といった魅力は何ら失われていない。これらの観光資源をフル活用し、国内観光客による地域の魅力の再発見や単価向上・長期滞在を実現する。さらに、観光地等の受入環境整備を着実に実施し、国内外の感染状況等を見極めた上でのインバウンドの段階的復活に向けた取組を推進する。観光は成長戦略の柱、地方創生の切り札であり、官民一丸となって観光立国を実現する。

i) 感染拡大防止の徹底、国内需要の回復、観光産業の再生

- ・ 宿泊施設、旅行業者、貸切バス等の観光・交通事業者に業種別ガイドラインの徹底を要請しつつ、感染拡大防止策の導入を支援するとともに、旅行者への「新しい旅のエチケット」の周知徹底などにより、安全で安心な旅のスタイルの定着を図る。
- ・ GoTo トラベル事業は、今後の感染状況等を踏まえて、取扱いを判断することとし、まずは地域観光事業支援を実施する。
- ・ 宿泊施設・観光地の再生のため、宿泊施設、飲食店、土産物店等の地域の観光施設全体が上質な滞在環境等を実現できるよう施設の高付加価値化や、街中に残る廃屋の撤去に係る国による補助を中心に、日本公庫等の融資も活用し、全国100程度の地域で支援する。

- ・宿泊施設・旅行業の飲食・交通等との連携等の新たなビジネス展開による収益多角化、DXの推進、泊食分離、事業統合、所有と経営の分離等による生産性向上や、インバウンド対応等を、専門家の派遣等を通じて支援する。この際、中核・実務人材の育成に取り組むとともに、副業・兼業人材の活用を進め、都心部のIT人材等の異業種人材と観光産業のマッチングを行う。
- ・旅行需要の平準化のため、経済団体とも連携し、積極的な休暇取得を促進する。ワーケーション、ブレジャー、サテライトオフィスの活用を促進すべく、企業と地域の双方の環境整備を行うモデル事業を実施する。特に子供連れに対応した環境を整備するため、自治体と観光事業者の連携を支援する。さらに、時と場所が分散される「分散型旅行」を促進するキャンペーンを官民連携で実施し、旅行需要を平準化する。
- ・近隣観光（いわゆるマイクロツーリズム）を促進するため、地域の観光資源を磨き上げ、地域の魅力の再発見につながるような取組を支援する。また、官民一体となって安心・安全な修学旅行等のための環境づくりを支援するとともに、学びの意義があるコンテンツ創出を支援すること等により、修学旅行等の着実な実施を実現する。

ii) 魅力ある観光地域とコンテンツ造成

- ・地域内の縦割りを打破し、地域に根ざした様々な観光関連事業者等が連携し、地域に眠る観光資源を発掘し、磨き上げる取組を支援する。
- ・アドベンチャーツーリズム推進のため、ガイド等の人材育成・確保と併せて発掘・磨き上げを行った観光コンテンツを、海外に売り込む。
- ・我が国ならではのスノーリゾートを形成するため、スキー場のインフラ整備等とベースタウンの磨き上げ、アフターコンテンツの充実など地域全体を磨き上げる。
- ・国立公園満喫プロジェクトの取組を全国の国立公園へ展開し、改正自然公園法等による自然体験活動の促進、廃屋撤去等の景観改善、民間活力の導入等を進め、滞在環境を上質化する。
- ・全国400か所程度の文化観光拠点・地域の整備に向け、文化観光推進法に基づく取組や日本遺産全体の底上げ等の支援を実施するとともに、文化施設・文化資源の高付加価値化を促進する。三の丸尚蔵館に収蔵されている皇室ゆかりの美術品等の積極的な貸出しや地方の博物館等での展覧会開催等による地方展開を実施し収蔵品の公開拡充を進めるほか、「日本博」の全国展開及び国内外への発信、博物館等の観光活用を促進する。
- ・古民家・社寺・城等の歴史的資源の宿泊施設等へのコンバージョン等

- を促進するため、保有する自治体等へ専門家を派遣し、宿泊施設への改修等を支援しつつ、地域の担い手の発掘・支援、地域へのノウハウの提供を行い、周辺の古民家・社寺等の面的な活用も進める。また、農泊を起点にした農山漁村体験等を満喫できるコンテンツや、アウトドア、武道、アーバン等のスポーツを活かしたコンテンツも造成する。
- ・自治体等が保有する観光施設等について、民間活力導入等による収益力や魅力向上等を図る場合の施設改修や、これらを活用した観光コンテンツの造成を支援する。
 - ・地域ならではの食材活用や料理のより魅力的な提供、ベジタリアン・ヴィーガン対応、土産物の磨き上げ等を進めるとともに、食・食文化、日本産酒類を活用したインバウンド向けのコンテンツ造成や情報発信に取り組む。
 - ・先端技術による観光資源の磨き上げや観光コンテンツの造成、観光客の行動に関するデータ等を活用した観光地経営の高度化など、観光サービスのDXに資する取組を推進する。
 - ・観光地や国立公園、文化財、文化施設、公共交通機関・空港等における多言語対応、無料Wi-Fiの整備、キャッシュレス化、バリアフリー化、CIQの体制整備、空港地上支援業務・保安の体制強化等、快適に旅行できる受入環境を整備する。
 - ・観光地域づくり法人（DMO）等による観光客のデータ収集・分析を支援し、地域のマーケティング能力、リピーター獲得能力を向上させる。また、観光コンテンツを旅行商品として流通させるため、オンラインでの旅行商品の流通環境整備の取組を支援する。
 - ・上質なサービスを求める観光客を取り込むべく、人材育成、コンテンツ造成、ビジネスジェットの利用改善、訪日プロモーション等に取り組むとともに、上質な宿泊施設の開発促進のため、デベロッパーやホテル運営会社等と自治体のマッチング等を行う。
 - ・航空・空港の支援施策パッケージ等により、2030年の訪日外国人旅行者数6,000万人の目標達成に不可欠な航空会社・空港会社等の設備投資等を支援するとともに、航空イノベーションの推進や空港等の機能強化を図る。
 - ・感染拡大防止策を徹底しつつ、クルーズ船の安全運航支援や寄港地観光の充実等、クルーズを安心して楽しめる環境整備を推進する。

iii) インバウンド等の段階的復活

- ・日本政府観光局（JNTO）等を通じて我が国の安心・安全への取組に関する情報を発信するとともに、国内外の感染状況等を見極めながら、

- 小規模分散型パッケージツアーを試行的に実施することで、訪日観光客と受入地域の双方にとって安心・安全な旅行環境の整備を目指す。
- ・JNTO のデジタルマーケティングの活用等により、当面はリピーター等の訪日意欲の高い層の確実な取り込みや、我が国の多様な魅力の発信や地域との連携等を通じた地方への誘客を強化する。
 - ・アウトバウンドの段階的復活に向けては、学校が安全に海外修学旅行を実施できるようガイドラインを作成するなど、官民が連携して安心・安全なアウトバウンドのための環境整備に必要な取組を検討する。

(2) 農林水産業の成長産業化による活力ある農山漁村の実現

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講じる。

我が国農林水産業が人口減少に伴う国内市場の縮小や農林漁業者の減少・高齢化の進行に直面する中、TPP11 や RCEP 等の経済連携協定等により構築された巨大な海外市場を最大限活用できる体制を整えていかなければならない。

また、地球規模の気候変動対応や生物多様性の確保等の世界的規模での課題やコロナ禍で高まる国民の食への関心や健康志向等への対応が大きな課題となる中、我が国農林水産業及び食品産業にとって、これらの課題に適切に対応することが、その持続的発展を確保する上でより重要となっている。

このための改革を強力に進めることにより、農林水産業を地域をリードする成長産業とし、地域の所得を向上させ、活力ある農山漁村の実現を図る。

i) 輸出促進等「新たなマーケット」の創出

①農林水産物・食品の輸出の促進

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、重点品目ごとの輸出額の目標達成のため、27の重点品目と1,200以上の輸出産地・事業者の重点的な支援として、以下の取組を行う。

(官民一体となった海外での販売力の強化)

- ・海外での販売力強化を図るため、生産から輸出までの業界関係者を代表して輸出のための規格の策定やナショナルブランドの構築、共同のマーケティング等を行う品目団体等の組織化・活動強化・財源の在り方、品目団体と在外公館、JETRO、JFOOD0 との連携強化のためのプラ

ットフォームの形成や現地アドバイザーの設置等について、諸外国の例も踏まえつつ、2021年度中に、農林水産物・食品輸出促進法の改正も含めた対応策を検討する。

- ・2021年度中に、家庭内食の需要に応じた日本産食材を活用した調理動画のSNSによる発信、日本食・食文化を疑似体験できるバーチャルトリップの実施のほか、2025年までに、輸出重点品目の輸出先国（5か国程度）を主なターゲットに民間の越境ECサイトでの地域製品の販売強化策を検討する。

（マーケット・インの発想で輸出にチャレンジする農林水産業者の後押し）

- ・輸出先国・地域のニーズに対応した製品の生産を行う輸出産地における輸出事業計画の策定を通じて、支援の充実を図るとともに、稼げる輸出ビジネスを目指し、重点市場と輸出産地を繋ぐ戦略的サプライチェーンを構築する。地域の加工食品の輸出の後押しのため、輸出先国の規制に対応する設備投資、地域の食品事業者が連携して行う市場調査、販路開拓、商品開発等を推進するとともに、輸出物流の構築のため、港湾、空港の利活用、集荷等の拠点となる物流施設の整備、海外におけるコールドチェーン拠点整備・確保等を推進することとし、金融支援や税制措置等の活用も含め、農林水産物・食品輸出促進法の改正などの対応策を検討する。
- ・輸出産地を掘り起こし育成するため、農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）により、2020年度の農林水産業者への輸出診断等による輸出拡大の優良事例の横展開を図るなど、輸出に取り組む事業者の熟度に応じてきめ細かいサポートを行う。
- ・豚熱、鳥インフルエンザの発生や輸出先国による輸入規制の強化等農林水産物・食品の輸出特有のリスクの軽減のために必要な、融資、保証等の支援について、2021年度中に農林水産物・食品輸出促進法の改正も含めた対応策を検討する。
- ・日本産酒類の一層の輸出拡大を図るため、オンライン商談会の実施、地理的表示（GI）の普及・活用、品質劣化防止等の技術的課題の解決やブランド価値向上のための支援等に取り組む。また、日本酒、焼酎・泡盛などの文化資源について、ユネスコ無形文化遺産への登録を目指す。

（省庁の垣根を越え政府一体として輸出の障害を克服）

- ・農林水産物・食品輸出促進法に基づき、海外の食品安全等の規制に対し、規制の緩和・撤廃に向けた輸出先国・地域との協議や、輸出先国・地域の基準に適合した施設の認定加速化（2025年までに米国、EU、香

港等向け牛肉処理施設を 25 施設に、米国向け水産加工施設を 760 施設に、EU 向け水産加工施設を 135 施設とするなど) 等を、政府が一体となって推進する。また、農林水産物・食品輸出促進法に基づき適合施設の認定を行う登録認定機関を 2021 年度中に 6 機関以上とするなどにより認定体制を強化し、認定施設の積極的な拡大を図る。

- ・輸出手続の一層の円滑化に向け、2020 年から多くの輸出証明書で運用開始した申請・交付のワンストップ・システムについて、2021 年度中に全ての輸出証明書でできるようにするとともに、手数料納付のオンライン化を検討する。
- ・改正種苗法による登録品種の海外持出制限について、2021 年 9 月末までに、公的機関が開発した既登録品種の 9 割以上の制限を完了するとともに、海外での品種登録の促進、侵害を監視し対抗する体制整備を進め、シャインマスカット等の日本の優良品種を保護する。
- ・更なる輸出拡大の後押しや海外における多様な稼ぎ方の創出のため、日本産品の正しい評価の普及といったマーケットメイクに取り組むとともに、2022 年度までに、食産業の海外展開の段階ごとの課題に応じた対応策を検討する。
- ・政府内に輸出専門人材を育成し、国内外の官民の関係者とネットワークを構築する。

②加工・業務用野菜の国産シェアの拡大

- ・国内で供給される加工・業務用野菜は、輸入割合が高いことから、国産への切替えを進め、2025 年度までに国産の加工・業務用野菜の出荷量を 127 万トンまで増加させることを目指す。2021 年度に、実需者の国産ニーズがあり農業機械の全面利用によりコスト削減効果の高い生産体系が確立されている品目を重点推進品目として定め、国産野菜の生産拡大のため、水田を活用した新たな産地の育成、産地における一次加工施設の整備等を行う。

③新事業分野の開拓

- ・食分野の新しい技術及びその技術を活用したビジネスであるフードテックの事業化を推進するため、フードテック官民協議会において、2022 年度までにフードテック推進ビジョンとロードマップを策定するとともに、改正農業法人投資円滑化法に基づく投資スキームを活用し、その事業活動に対し資金供給の促進を図る。
- ・大豆ミート食品が正當に評価されるよう、2022 年までに、消費者に含有率の多寡がわかりやすい名称（定義）等の標準となる JAS を制定す

る。

- ・市場規模が拡大している介護食品、漢方薬原料の薬用作物、健康寿命の延伸に資する新たな機能性食品について、健康志向の消費者の視点を重視した、農林水産業・食品産業と医療・福祉が融合した研究を推進する。また、研究開発された薬用作物（シャクヤク等）の生産技術の産地導入を進め、需給情報の共有や契約栽培に向けた生産者と実需者のマッチングを推進する。
- ・自動車用内外装材の強化樹脂等プラスチックの代替利用として、木材を原料とする新素材である改質リグニンやセルロースナノファイバー等の製品化に向けた研究開発・実証・社会実装を進め、2026年度以降の市場創出を目指す。

ii) 農業の生産基盤の強化

①生産基盤の確保・強化

(人口減少に対応した生産性の向上、人材の育成等)

農業の成長産業化や所得の増大を進めていく上で、生産基盤である農地について、健全性を図りながら、持続性をもって最大限利用されるよう、以下の取組を一体的に進める。

- ・農地の集積等のために重要な人・農地プランについて、ルールとして継続的に取り組むべきものとして法定化を含めて位置付けることとし、農地の集約化に重点を置いて、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿（「目標地図」）を明確化する。
- ・人・農地プランの「目標地図」の実現に向けて、農地中間管理機構（農地バンク）を軸として、関係機関の側からの働きかけ等を行い、体系的に貸借を、農作業受委託も含めて強力的に促進する措置を講ずる。
- ・将来の地域農業を担う若い新規就農者の確保・育成を図るため、農業の魅力の発信、農地の取得等のきめ細かな支援を実施するとともに、広域での人材マッチングを進める。
- ・経営感覚を持った意欲ある農業者を育成するため、農業者の経営管理能力の向上のための取組を充実させるとともに、ターゲットを明確にした上での関係機関による農業経営の法人化の積極的な働きかけ等推進体制の見直しを行う。
- ・地域に根差した農地所有適格法人が、地元の信頼を得ながら実績をあげ、さらに農業の成長産業化に取り組もうとする場合、農業関係者による農地等に係る決定権の確保や農村現場の懸念払拭措置を講じた上で、出資による資金調達を柔軟に行えるようにする。
- ・放牧や鳥獣緩衝帯、有機農業を含む持続可能な農地（土地）利用の仕

組みや新たな農村ビジネスの展開を大胆に進めるための仕組みを検討する。

(米政策改革)

- ・担い手の米の生産コストを 2023 年産で約 9,600 円/60 kg まで引き下げるとい目標を実現し、国内外の新規需要の開拓につなげる。具体的には、農地の集積・集約化による分散錯圃の解消・連坦化や、生産資材価格の引下げ等による生産資材費の低減を推進しつつ、特に、2021 年度からは、技術実証や先進事例の横展開を通じた直播等の低コスト生産技術の全国展開やスマート農業機械の導入・シェアリングを促進する。
- ・農業経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できるよう、きめ細かい情報提供や水田フル活用に向けた支援を行うなどにより、2025 年度までに 500 の高収益作物産地の創出等、米政策改革の定着を図る。
- ・米・麦・大豆の作付けの団地化等を行うモデル産地を、2023 年度までに、主産地の道県のほぼ全てに創出する。
- ・米の検査・流通におけるデジタル化に向け、現行の農産物検査規格とは別に、機械鑑定を前提とした規格を策定し、2022 年産米の検査から適用する。また、スマートフードチェーンを活用した民間主導での JAS を 2023 年産米からの活用を目指して制定する。

(生産基盤の強化)

- ・2025 年度までに農業委員に占める女性割合を 30%、農業協同組合の役員に占める女性割合を 15%にすること等を目指し、2021 年度に女性農業者が能力を発揮して活躍しやすい環境整備を行うとともに、女性が職業として農業を選択しやすい環境整備の施策を行う。
- ・農協改革について、農協において組合員との対話を通じて自己改革を実践するためのサイクルを構築し、農協の自己改革を不断に進め、農業者の所得向上に向けた取組を継続・強化する。
- ・農業競争力強化支援法に基づき、農業資材の卸売・小売事業を含む農業生産関連事業者に対して、化学農薬・化学肥料の使用量の低減等の政策の方向性を周知しながら、資材・流通業界の再編などを進める。
- ・国産畜産物の安定供給と輸出拡大を図るため、和牛の増頭に加え、労働力不足に対応する省力化機械の導入や新規就農者の施設整備などの投資への支援等により、畜産の生産基盤を強化する。また、規模拡大等に伴う畜舎建設のコスト削減に資する畜舎に関する建築基準法の特例制度について、特例活用のメリットも含め、農業者への周知を図る。
- ・土地改良について、コスト低減を図りつつ、高収益作物等需要の見込

まれる作物への転換やスマート農業の実装等のための農地の大区画化、水田の汎用化等を推進するとともに、ため池工事特措法に基づき、2025年度までに緊急性の高い防災重点農業用ため池の防災対策に着手するほか、農業水利施設等の強靱化対策や田んぼダムの取組拡大の加速化、ICT水管理等のインフラ管理の省力化・高度化を実現するとともにスマート農業の実装等にも資する情報通信環境の整備等を推進する。

- ・意欲ある都市農業者による都市農地の保全と有効活用のため、都市農地貸借法の活用による貸借面積を2024年度までに255haとする目標達成に向けて、同法を活用した都市農業者による経営規模拡大や多角化の取組事例を2021年度中に取りまとめ、周知を行う。

(新たな仕組みの構築)

- ・「みどりの食料システム戦略」による持続可能な食料システムの構築に向け、調達、生産から消費に至るまでの各工程における各主体の行動変容や民間投資の拡大を促すための政策的な仕組みについて、2021年度中に検討し、所要の措置を講じる。

②食品産業の生産性向上、家庭と農業との結びつきの強化

- ・人手不足が課題である食品産業の生産性向上に向け、省人化・自動化技術の導入やデジタル化、食品流通の合理化・高度化、1/3ルールやリードタイム（発注から納品までの期間）等の商慣行の見直しを推進する。
- ・地域の社会課題解決と経済性が両立する持続可能なビジネスモデルの創出に向け、2021年度から新たに、地域の中核的な食品企業を中心に観光、金融等の多様な事業者が参画し、コロナ禍による観光需要の大幅な減少に対応した長期保存技術を活用する郷土料理の新商品の開発・販売等の取組を促進する。
- ・新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、外食事業者団体が策定した「外食業の事業継続のためのガイドライン」への対応を含む「新たな日常」への対応や、設備投資なく新たに宅配業務に参入できるデリバリー専門シェア型厨房である「ゴーストキッチン」やフードデリバリーの取組等に加え、外食業における既存店舗の改装・再編、新規出店を通じた業態転換についても支援する。
- ・新型コロナウイルス感染症による影響を受け、厳しい経営環境に置かれている中堅外食事業者等に対して、資金調達が円滑に行われるよう、債務保証により信用力を強化するとともに、「新たな日常」に対応した事業展開を促す。

- ・コロナ禍で増えた家庭内での調理に関し、SNS を通じたレシピ提供やそれと関連する食材提供ビジネスと国内農業生産者との提携強化を検討する。
- ・GoTo イート事業は、これまで地域経済の底上げに貢献しており、感染拡大防止策を徹底した上で、今後の感染状況等を踏まえて、都道府県が実施の取扱いを判断する。

iii) 林業の成長産業化

2050 年カーボンニュートラルも見据え、CO2 吸収・排出削減にもつながらる林業・木材産業の成長産業化を促進する。

- ・森林経営管理制度を担う市町村の体制強化に向け、市町村の人材確保に必要な技術者情報の提供や、市町村を支援する都道府県等の技術者の養成のための各種研修を実施する。市町村を支援する協議会等の設立事例も含め全国の制度運用の先進的な取組事例を収集・分析し、横展開を図る。これにより、2023 年度末までに、私有人工林が所在する市町村のほぼ全てで、森林所有者に対する意向調査を踏まえた市町村への経営管理権の設定など森林経営管理制度に関する取組が実施されるようにする。
- ・民有林での森林経営管理制度の要となる林業経営者の育成のため、安定的な事業量を確保する観点から、国有林野管理経営法に基づき、2022 年度までに樹木採取区を全国で 10 か所程度パイロット的に指定するとともに、大規模なものも含め、2022 年度からの樹木採取区の指定等に向け、マーケットサウンディングを踏まえ検討する。
- ・長期に持続的経営が可能な林業経営体の確保・育成に向け、2022 年度から、ドローン等のスマート技術や事業量の確保、再造林の実施体制の整備等を通じた経営力の強化と労働安全の確保に一体的に取り組むモデル的な経営体を育成し、横展開を進める。
- ・製材工場等の大規模化への対応や木材製品の輸出促進のため、改正森林組合法に基づき、森林組合間の販売事業の新たな連携手法の活用を促進し、森林組合による販売ロットの拡大を図る。
- ・伐採と造林の一貫作業、成長の早いエリートツリー等の低密度植栽、下刈り省略等の取組を進めるとともに、2022 年度から改正間伐等特措法に基づく特定植栽促進区域への再造林を促進することにより、伐採後の確実な再造林の実施と造林未済地の解消を図る。また、エリートツリー等の苗木について、2030 年までに林業用苗木の供給量の 3 割にすることを目指す。さらに、植樹等の国民参加の森林づくりを進める。
- ・非住宅建築物等における木材利用を促進するため、木材利用に取り組

む民間企業のネットワークの構築や消費者への普及啓発への支援を行うとともに、中大規模建築物における木材需要の創出や利用拡大に向けた環境整備のため、木質耐火部材、CLT、JAS 構造材等の技術開発や普及を推進する。

- ・ 2025 年までに林産物の輸出額を 718 億円とする目標実現のため、製材、合板等付加価値の高い木材製品の輸出拡大に向け、川上・川下が連携する輸出産地を育成する。

iv) 水産業の成長産業化

(新たな資源管理の推進)

- ・ 2021 年度から資源評価対象魚種を 200 種程度に拡大し、資源評価に必要なデータの収集を行うとともに、MSY (最大持続生産量) ベースの資源評価を実施し、2021 年度中に評価結果を順次公表する。
- ・ TAC (漁獲可能量) 対象魚種について、MSY の実現を目標とした管理を基本とし、2023 年度を目途に漁獲量ベースで 8 割まで拡大する。
- ・ 大中型まき網漁業等について改正漁業法に基づく IQ (個別割当) による資源管理を 2021 年 7 月から開始するとともに、その他の大臣許可漁業について 2022 年度漁期からの IQ による資源管理の導入に向けて協議を進める。
- ・ 昨今のイカ、サンマ、サケ等の不漁問題を踏まえ、資源状況の中長期的な低迷や地球環境問題への対応等の課題に対応するため、特定の魚種だけでなく複数の魚種を漁獲できるようなマルチな漁業の導入も見据え、漁獲対象種・漁法の複数化や操業形態の協業化等、リスクの分散・順応により環境変化に弾力的に対応できる操業体制・経営構造について検討し、2021 年度末を目途に、結論を得る。
- ・ 改正瀬戸内海環境保全特別措置法の施行に向け、不足する窒素・リン等栄養塩類と生産性が低下しているイカナゴ、ノリ等水産資源との関係解明等を進め、2023 年度までに湾灘協議会等に対し栄養塩類供給の管理方策を提案する。

(養殖業の成長産業化)

世界では、養殖の生産量が生産量全体の約 5 割を占める一方、日本では 2 割程度にとどまっている。養殖は、気候変動や諸外国船の操業等の影響を受けやすい天然水産資源と異なり、定質・定量・定価格で定時の生産をしやすく、遠隔自動給餌等様々なスマート技術と親和性が高いことから、こうした技術も十分活用しながら、以下の取組を一体的に進め、プロダクト・アウト型からマーケット・イン型への転換を図り、輸出の大幅な拡大も視野に、養殖の成長産業化を推進する。

- ・戦略的養殖品目である、ブリとマダイについて、2030年の輸出額目標（ブリ 1,600 億円、マダイ 600 億円）及び生産目標（ブリ 24 万トン、マダイ 11 万トン）の実現に向けて、段階的に生産量の増加を図る。
- ・そのため、遠隔自動給餌システムを活用した大規模な沖合養殖の導入や、浮消波堤等による養殖に適した静穏海域の確保、漁港機能の再編・集約による陸上養殖に向けた漁港用地の効率的な活用、地域の地熱や風力などの利用によるコスト削減などに取り組む。また、餌代が生産コストの6割以上を占めることを踏まえ、科学的データに基づき、成長効率がよく魚粉に替わり大豆等を用いた低コストの配合飼料の開発を推進する。さらに、天然資源に依存しない人工種苗を用いた完全養殖の、ブリやクロマグロでの実現に向け、研究開発を推進する。
- ・改正漁業法に基づき、漁場の適切かつ有効利用を図る観点から、養殖業への新規参入を進めるため、改正農業法人投資円滑化法による投資スキームを活用するほか、不動産担保に頼らない事業性評価による資金調達の推進のため、養殖業事業性評価ガイドラインを地域金融機関等へ周知する。
- ・2022年度までに、養殖経営体のタイプ別（産地事業者協業タイプ、一社統合企業タイプなど）に、モデルとなる経営体の創出を図る。
- ・養殖業の魚病対策の迅速化を図るため、2021年度中に、養殖魚のオンライン診療の推進や、魚病に詳しい獣医師リストの活用の促進、養殖業者のニーズ等を踏まえた水産用医薬品の使用基準の見直しを行う。

v) 農山漁村における農林水産業以外の多様な分野との連携を通じた新たなビジネスの創出等

- ・農山漁村での所得と雇用機会の確保のため、活用可能な地域資源を発掘し磨き上げた上で、観光・健康医療等他分野と組み合わせ、新たな価値を創出する取組である「農山漁村発イノベーション」について、モデル事例を2025年度までに300事例創出するとともに、コロナ禍に伴う田園回帰や多様な働き方への関心の高まりを踏まえ、人の流れの受け皿となる農村地域づくり事業体の創出、動画やSNSを活用した農山漁村の魅力発信により、世代やジェンダーを超えた多様な人材の農山漁村への集結を促進する。
- ・魅力ある農泊等に向けて、古民家等を活用した魅力的な宿泊施設の整備や、食・景観等農山漁村の多様な地域資源を活用した魅力的な観光コンテンツの磨き上げを図ることにより農山漁村の関係人口の拡大を図る。
- ・鳥獣被害対策を引き続き強化し、農業被害を一層低減するため、都道

府県による広域的な捕獲や農業者等の多様な者の参画を促すとともに、ICTによる捕獲技術の高度化等を進める。また、ジビエ利用量を2025年度に2019年度比で倍増の4,000トンまで拡大させるため、動画等を活用したプロモーションや、衛生管理の高度化、処理加工施設と流通販売関係者が連携したジビエ利用拡大の取組を推進する。

- ・日本型直接支払制度について、各集落の将来像を定める集落戦略の策定を、2022年度まで集中的に推進するとともに、棚田の保全や中山間地の特色を活かした農産物の付加価値化や複合経営の導入等の多様な取組を推進する。
- ・農福連携について、2024年度までに取組主体を3,000創出するとの目標達成に向け、農林水産業・福祉双方のニーズのマッチング、専門人材の育成、障害者等の農林水産業に関する技術習得支援等を推進するとともに、2021年度に優良事例の表彰を行い、全国的に推進する。また、林福連携により、きのこ栽培や木材加工を中心に障害者の特性に応じた雇用促進等を図るとともに、福祉関係者と地域関係者が連携して行う付加価値の高い地域材製品の開発等の取組を支援し、その取組の横展開を図る。
- ・森林空間を健康、観光、教育、スポーツ等の多様な分野で活用する「森林サービス産業」に取り組もうとする山村地域を、モデル地域として設定し、課題解決への助言等の支援を行うとともに、産学官からなるプラットフォーム等を通じて優良事例等の横展開を行い、2022年度までに、30地域以上での森林サービス産業を創出する。
- ・漁村での経済活動を強化し、地域の雇用や所得の向上を図るため、水産物の販売・加工、漁業体験、釣り、渚泊など海の関連産業である「海業」に取り組む地区を、2021年度中に新たに10地区程度創出するとともに、漁港用地等の再編・整備、漁協や民間事業者による漁港利用の促進策の検討を行い、取組地区の更なる拡大を図る。

(3) 地域金融機関の基盤強化

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

(4) 地域企業のための経営人材マッチング促進

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

(5) 地方創生に資するテレワークの推進など都会から地方への人の流れ

の拡大

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

- ・地域における新たな人材の確保に向け、取組事例の横展開等を通じて2021年度に創設した「地域プロジェクトマネージャー」の導入を後押しするとともに、同じく2021年度に創設した「地域おこし協力隊インターン」や、「おためし地域おこし協力隊」の周知を通じた応募者の裾野の拡大等により、「地域おこし協力隊」を一層推進する。
- ・地域産業の担い手となる学生等の奨学金返還支援に関する地方公共団体の取組の更なる拡大や支援制度の活用を推進のため、独立行政法人日本学生支援機構等と連携し、広報活動を強化する等積極的に情報発信を行い、若者の地方への流れを推進する。

(6) 地域公共交通の活性化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

- ・ポストコロナ時代も見据え、行政と民間が一体となった地域公共交通サービスの維持・活性化のため、公共交通事業者の新技术の活用を通じた収益性向上の取組等を支援する。また、2024年度までに1,200件以上の地域公共交通計画が作成されるよう地方公共団体を支援し、同計画に基づく路線・ダイヤ・運賃の見直し等利用者目線での公共交通サービスの改善を促進する。あわせて、カーボンニュートラルの実現に向け、新たな技術を活用したCO2排出の少ない輸送システムの導入を推進する。

(7) スーパーシティ構想等の推進

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

大胆な規制改革と複数分野のデータ連携による先端的なサービスの提供により、未来の生活を先行実現するスーパーシティ構想を強力に推進する。

- ・デジタル社会の実現や「新たな生活様式」に寄与する観点からも、大胆な規制改革と複数分野のデータ連携による先端的なサービスの提供により、未来の生活を先行実現するスーパーシティ構想の早期実現に向け着実に取り組む。具体的には、スーパーシティの区域指定に関する専門調査会及び国家戦略特別区域諮問会議での審議を経て、2021年夏頃に区域を指定した上で、指定後速やかに、区域ごとに、区域会議において規制改革を含む基本構想の作成を行う。

(8) 土地政策

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講じる。

- ・「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」(令和3年●月●日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)等に基づき管理不全土地・低未利用土地の利活用・管理を図るための仕組み等、所有者不明土地特措法の見直しに向けた必要な検討を進め、次期通常国会への必要な法案の提出とともに支援策の充実等を図る。また、関係機関の定員の確保も含め、民事基本法制の見直しに係る新制度の導入準備及び隣地所有者不明土地の表示登記を円滑化する仕組みの導入を図るとともに、新たな日常にも対応する調査手法を活用した地籍調査等を推進する。

(9) スポーツ産業の未来開拓

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化していることにより、スポーツ活動が大きく影響を受けている。スポーツを未来につなげるため、足元では感染症対策に万全を講じるとともに、引き続きスポーツ団体の経営力強化等の基盤的取組を着実に推進する。さらには、ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、コロナ禍においても収益を生むことを目指すスポーツ団体の新たな取組への挑戦を積極的に支援する。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けて、国際競技力の強化を図りつつ、様々な関連施策の効果的・効率的な実施に取り組む、大会終了後に「スポーツ・レガシー」として結果が残るよう、国民のスポーツ実施の振興や、スポーツを活用したまちづくりのための施策等を推進する。

i) ウィズコロナ、ポストコロナにおけるスポーツの成長産業化

- ・「スポーツ団体ガバナンスコード」に基づき実施される統括団体(公益

財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会)による中央競技団体に対する適合性審査の結果を踏まえ、統括団体、中央競技団体に対する助言等を行うとともに、スポーツ団体に対する一層のガバナンス強化策を検討する。

- 中央競技団体の経営基盤の強化を図るため、各団体の団体規模等に応じた普及戦略モデルの構築や各団体に共通する事務業務の共同化に向けた調査を行うとともに、各団体が有する経営力強化に係る知見やノウハウを共有するための全国会議を2021年度中に2回程度開催する。また、「新たな日常」に積極的に対応した事業計画のような、先進的な事業計画を策定する中央競技団体に対しては、最長4年後までの計画の具体化を支援する。
- スポーツ分野と他産業との融合による新事業創出と社会課題の解決を目的とする「スポーツオープンイノベーションプラットフォーム(SOIP)」の構築をより一層促進するため、スポーツ団体と他産業の融合による事業化を支援する「アクセラレーションプログラム」、スポーツ・他産業の価値高度化や社会課題の解決等に取り組んだ先進的な取組を表彰する「スポーツオープンイノベーションコンテスト(SOIC)」、国内外の最新のトレンドに関する情報発信を行うカンファレンスを開催する。さらに、2021年度からはスポーツビジネスの好事例を収集し、SOIPにより創出された我が国発の先端事例等の紹介と併せて海外展示会の出展等を行う。
- 最新のデジタル技術を活用してスポーツコンテンツを作成・配信するなど、コロナ禍においても収益につながる新たな取組に対する支援を行う。
- スポーツ市場規模について分野別推移や国際比較、コロナ禍における影響分析等を行うとともに、DXの進行等の環境変化も踏まえ、スポーツ産業の資金循環システムの強化について検討を行い、2021年度中にウィズコロナ・ポストコロナにおけるスポーツ産業の自立的な成長に向けた戦略を策定する。
- プロスポーツ等の大規模スポーツイベントがコロナ禍においても安心・安全に実施されるよう、試合運営時に様々な技術を活用して会場内の密となりやすい場所の把握や、人流の解析、効果的な分散退場の実施などを行い、得られた知見を更なる感染症対策に活用する取組等を支援する。

ii) スポーツを核とした地域活性化

- ・「新たな日常」における国民のスポーツ実施を官民で連携して促進していくため、「Sport in Life プロジェクト」において設置するコンソーシアムの加盟団体数の拡大や団体間の連携促進を図り、2020年度に収集した好事例を横展開する等、多様な形でのスポーツ機会の提供を推進するほか、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の機運を活かし、大会後の「Sport in Life」のムーブメントづくりに向けて国民参加型のキャンペーン等を展開する。
- ・多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナの重要性を踏まえ、2025年までに20拠点を整備するとともに、本拠点や拠点候補も含めたスタジアム・アリーナ間の連携体制を新たに構築し、スタジアム・アリーナの一層の機能強化を図る。
- ・地域のプロスポーツチームと企業、大学等が連携して取り組むまちづくりや高付加価値サービスの創出を促す「地域版SOIP」の構築を促進するため、2021年度中に3地域程度においてアクセラレーションプログラム等を支援して先進事例の形成を行う。さらに、「地域版SOIP」の横展開を目的とした地域版SOIP構築に係る手引きを2021年度に作成し公表する。
- ・地域のスポーツ環境の確保・充実に向けて、地方自治体、民間事業者等の連携による地域の学校体育施設の有効活用に関するモデル事例の形成を支援し、2021年度中にその成果を取りまとめて公表するとともに、スポーツをする人がスポーツ施設を利用しやすいように、「ここスポ」等地域のスポーツ施設に関わるスポーツサイトの充実とサイト間の連携を図る。
- ・大学スポーツを振興するため、一般社団法人大学スポーツ協会が2021年度中に新たに進める安全安心ガイドライン認証制度の事業とも連携・協力し、大学スポーツにおける安全安心の確保のための取組を推進するとともに、地元の大学スポーツを活用した地域振興を推進し、2021年度中にその成果を取りまとめて公表する。
- ・ホストタウン等の取組を担う団体を「地域スポーツコミッション」へ発展させる取組を引き続き支援するとともに、2021年度から「地域スポーツコミッション」の経営の多角化に向けた取組を支援し、その成果を取りまとめて公表する。また、障害者を含む住民が運動・スポーツを習慣化するためのスポーツ行政と医療の連携体制の構築や、新型コロナウイルス感染症の影響により運動・スポーツ不足となった高齢者等が安心・安全に運動・スポーツを再開できる環境の整備を進める。
- ・コロナ禍でも実施可能なアウトドアスポーツや、ポストコロナを見据え、日本発祥の武道を活かした体験プログラムやコンテンツ整備等に

取り組み、2021年度中に「地域スポーツコミッション」等が行うスポーツツーリズム等の取組を複数支援し、その成果を取りまとめて公表する。

(10) 文化芸術資源を活用した経済活性化

i) 「文化芸術推進基本計画」及び「文化経済戦略」の推進

- ・文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術による経済好循環を加速する。
- ・文化芸術活動を通じた希望の灯が光り輝き続けるよう、アーティスト等の育成や発表の機会の確保、継続的な活動基盤の強化及びICTを活用した鑑賞者獲得のための取組等を支援することで、コロナ禍の影響を受けた文化芸術関係団体等を支え、継続的な文化芸術の創造・発展・継承に必要な基盤を整備するとともに、2021年度から新たにフリーランスの芸術家を含む文化芸術関係者の活動実態の把握や、事業環境の改善に向けた取組を進める。
- ・感染拡大防止と社会活動の両立しつつ、需要喚起を図ることを目的とするGoToイベント事業については、感染拡大防止策を徹底した上で、今後の感染状況等を踏まえて、実施の取扱いを判断する。あわせて、ポストコロナを見据え、国内での公演開催について、先進技術を活用した公演の収益の多様化・強靱化など、収益基盤の強化を図る取組を推進する。
- ・日本の美を体現する大型プロジェクト「日本博」や、国際文化芸術発信拠点の形成など「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画」（平成31年3月29日閣議決定）に基づく取組を進め、国家ブランディングの確立を図る。
- ・文化芸術界、経済界及び行政の3者が対話する場である「文産官連携会議」等を活用し、文化芸術資源・関連技術を利用した企業文化の変革やイノベーション創出を進め、文化芸術への投資と経済成長の好循環を構築する。特に、我が国アート市場の国際拠点化・活性化の実現に向けて、2021年度からは、新たに国際的なアートフェア・オークションの国内誘致や、海外市場の顧客を取り込むための環境整備を図る。
- ・東京国立博物館など各国立博物館の成果の横展開等、全国の博物館において、「新たな日常」に対応した先端技術を駆使した日本文化の魅力発信や収蔵品の活用促進、学芸員の資質向上を図る。2020年開館の国立アイヌ民族博物館においても、ウィズコロナ時代に対応した動画コンテンツの充実を図るなど、アイヌ文化等の理解促進の取組を着実に進める。日本芸術文化振興会について、文化観光の推進に資するた

- め関係機関等と連携して国立劇場の再整備等に向けた検討を進めるなど、ナショナルセンターとしての機能の強化等の検討を進める。
- ・マンガ、アニメ及びゲーム等、我が国の優れたメディア芸術の創造及び発信を促進するため、メディア芸術祭の開催及び若手クリエイターの創作活動の支援、世界的フェスティバルとの連携による海外発信を行うとともに、作品のアーカイブ化等のための情報拠点の整備を図る。また日本映画の振興のため、映画製作等の創造活動の促進や国内外への発信、若手の人材育成等を行う。

ii) 文化芸術資源を核とした地域活性化

- ・「日本博」や「beyond2020プログラム」、及びこれらの成果等を踏まえた文化プログラムを全国展開するとともに、多様な日本食・食文化を含む幅広い日本文化のブランド力の向上や、芸術家間や文化施設間の国際文化交流の促進等を通じて、国内外へ日本の文化芸術の発信を強化する。
- ・地域活性化の核となる地域の文化施設の機能強化を推進するため、2021年より、制度面での対応も含め、博物館等関連施策の見直しに向けた検討を行う。
- ・文化資源を中核とする観光拠点・地域を400か所程度整備するため、文化観光推進法に基づく文化観光拠点・地域の整備の促進や、日本遺産等の文化資源の魅力向上や発信強化を行うとともに、文化財保存活用地域計画の認定・作成支援等を推進する。また、美術館や博物館等の文化施設について、ポストコロナを見据えたインバウンド対応等の受入環境整備をはじめとする観光活用に向けた取組を促進する。
- ・地域の文化施設や文化資源等について、文化観光資源としての高付加価値化や地域の食文化の振興を図るとともに、民間資金の活用を含めた取組等により、地域の中核となる文化財の戦略的な保存・活用サイクルの形成を促進する。また、改正文化財保護法を契機とし、無形の文化財等の調査・登録を加速させつつ、伝統行事等の地域の文化遺産や生活文化の継承等の取組を進めるとともに、文化財を確実に次世代へ継承するため、適切な周期での修理やそれに必要な技術者、材料・用具等の確保、防災・防犯対策等の取組を計画的に行う。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響等を受けた文化芸術団体による鑑賞教室など子供たちの文化芸術体験活動の更なる充実や、学校等での芸術教育の推進を図るとともに、障害者の文化芸術活動への支援や継続的に文化芸術に親しむ環境の整備を進める。

1 4. 新たな国際競争環境下における活力ある日本経済の実現

(1) 自由で公正なルールに基づく国際経済体制の主導

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講じる。

i) 多角的貿易体制の維持・強化

- ・新型コロナウイルス感染症を受けた力強い経済回復及びグローバル・サプライチェーンの強靱化等リスクに強い国際経済体制の構築のため、第12回WTO閣僚会議(MC12)に向けて、医療関連物資等の貿易制限措置の抑制、電子商取引や貿易と気候変動を始めとする新しい分野や、公平な競争条件確保のためのルール作り、紛争解決手続改革、通報強化・透明性向上を含めたWTO改革を有志国と連携しながら進める。
- ・デジタル分野のルール作りを主導すべく、各国と連携しつつ、交渉体制の強化を含め取組を加速する。特に、電子商取引に関するWTO有志国間交渉について、高い水準の成果を可能な限り多くのWTO加盟国とともに得ることを目指すとともに、第12回WTO閣僚会議(MC12)までに実質的進捗を達成する。

ii) 経済連携交渉、投資関連協定

- ・地域的な包括的経済連携(RCEP)協定の早期発効及びその確実な履行の確保に取り組むとともに、TPP11協定については、本年のTPP委員会議長国として、着実な実施及び拡大に向けた議論を主導していく。また、その他の経済連携交渉についても、戦略的観点を踏まえながら、スピード感を持って推進する。国内ではEPAの利活用促進に取り組み、その一環として、相手国の制度等を考慮しつつ、原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備を推進する。
- ・投資関連協定については、2016年に発表した「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」において100の国・地域という目標値が設定されたことを踏まえつつ、今後の投資先としての潜在力の開拓や他国の投資家と比較して劣後しないビジネス環境の整備等に向け、引き続き戦略的観点及び質の確保の観点を考慮した取組を進める。現在交渉中の協定については、様々な外交機会も活用しつつ、引き続き早期妥結に取り組む。また、交渉に当たっては、可能な限り高いレベルの質の確保に努める。新規の投資関連協定については、我が国経済界の具体的ニーズや相手国の投資協定に関する方針を踏まえながら、交渉開始に向けた努力を行う。その際、今後の投資

先として潜在性を有する国との交渉開始の可能性につき、中南米及びアフリカを中心に検討する。また、締結済み協定の更なる利活用促進に向け、投資関連協定に関する積極的な情報発信に努める。

iii) DFFT のための国際ルール作り

- ・2019年6月のG20大阪サミットで合意された「データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト (DFFT)」の考えを実現するため、グローバルなデータガバナンスの基盤となる国際的なルール作りを推進する。そのため、我が国の国際データ戦略の方向性に基づき、貿易、データ利活用の環境、プライバシー、セキュリティ、信頼性、インフラ等の各分野における取組を推進することで、データがもたらす新たな価値の創出につなげていく。
- ・人々がデータに自由にアクセスする権利を守るため、「自由で開かれたひとつのインターネット空間」の維持を求める有志国を中心とした国際連携の強化やインターネット・ガバナンスの強化に向けた国内外のマルチステークホルダーの包摂を図り、2023年に我が国が主催するインターネット・ガバナンス・フォーラム (IGF) に向けて、国際的議論をリードする。
- ・信頼性のある個人データの流通に関する国際的な枠組みの構築に向け、日米欧三極による対話を推進しつつ、個人データの流通に対する新たなリスクであるデータローカライゼーションや無制限なガバメントアクセスを OECD プライバシーガイドラインで規律するため、データローカライゼーションの論点に係る議論を進めるとともに、ガバメントアクセスに係る高次の原則策定に向けた議論を主導する。

(2) 基本的価値を共有する同志国との協力拡大

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講じる。

(3) 日本企業の国際展開支援

i) インフラシステム海外展開

これまでインフラシステム輸出による経済成長の実現のため、2013年に策定した「インフラシステム輸出戦略」(旧戦略)に基づき各種施策を推進してきた。昨今のインフラ海外展開をとりまく環境の変化を踏まえ、インフラ海外展開の目的を a) カーボンニュートラル、デジタル変革への対応を通じた経済成長の実現、b) 展開国の社会課題解決・SDGs 達成への貢献、 c) 「自由で開かれたインド太平洋」の実現

等外交課題への対応を3本柱とする「インフラシステム海外展開戦略2025」(新戦略)を2020年12月に策定したところであり、新戦略に基づき各種施策を推進していく。

(具体的な対応)

- 新型コロナウイルス感染症による環境変化に迅速に対応する。公的金融機関・国際開発金融機関等の各機能も活用しながら、引き続き中断案件等への対応を継続する他、展開国のニーズに応じた医療・保健・公衆衛生分野での国際協力やサプライチェーンの強靱化に向けた支援に取り組む。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援も推進しながら、日本の優れた技術の活用に向けた共同開発・実証や海外インフラプロジェクトの組成支援を通じて海外市場の獲得に取り組む。また、JBICポストコロナ成長ファシリティやODAも活用しつつ、脱炭素技術を有する日本企業の国際競争力強化や販路開拓について支援する。あわせて、防災・気象分野等のインフラシステムの海外展開を推進する。
- デジタル技術によるインフラの整備・維持管理・運営の高度化、インフラからの取得データを活用するサービスを含むデジタルソリューションの展開等を図る案件形成やこれを支えるFS・実証の積極的な活用、「デジタル海外展開プラットフォーム」を活用する日本企業への支援の拡充、我が国技術・制度の国際標準化の取組等パートナー国と連携した5Gをはじめ安全・安心で信頼性の高いICTインフラの戦略的な海外展開に取り組み、スマートシティやMaaSなどの交通ソフトインフラ、医療健康・防災・農業等の分野におけるICT利活用モデルのインフラシステムの海外展開を推進する。
- 地域内の連結性の向上等に資する港湾、空港、鉄道等の整備・運営、これら港湾等にアクセスする道路の整備、官公庁船の海外展開等を推進する。
- 開放性、透明性、経済性、債務持続可能性等を含む「質の高いインフラ投資に関するG20原則」等の普及・実践のため、公的金融機関・国際開発金融機関等も活用し、質の高い案件の組成に取り組むほか、人材育成の取組を強化する。また、在外公館でインフラプロジェクト専門官による現地プロジェクトの情報収集・集約・分析を行い、専門性強化のため、アドバイザー、弁護士等を活用する。さらに、各国の法制度の構築や運用・改善及び人材育成を支える法務人材派遣を含む各国の法制度整備支援を進める。
- PPPを含む日本企業の海外展開、脱炭素を含む環境対応、外国政府等

とのパートナーシップ構築、SDGs 達成等のため、公的金融機関・国際開発金融機関、官民ファンド等を活用する。NEXI は LEAD イニシアティブを通じて積極的な案件組成を促す。

ii) SDGs の推進や友好国・地域の経済社会開発促進を通じた日本企業のビジネス展開

(「自由で開かれたインド太平洋」の実現に資する連結性強化)

- ・インド太平洋地域で質の高いインフラ整備により連結性を強化し、自由で開かれた同地域の開発を促進するとともに、同地域での日本企業の事業展開を後押しする。具体的には、ASEAN 地域については、「日 ASEAN 連結性イニシアティブ」、「対 ASEAN 海外投融资イニシアティブ」、「メコン SDGs 出融資パートナーシップ」、「日 ASEAN 経済強靱化アクションプラン」等により、地域内外の結節点となる主要な道路、鉄道、港湾、空港等のインフラ整備を推進し、経済発展を支える人材の育成やネットワークの強化を図るとともに、危機に強い経済構築のための産業協力を実施する。太平洋島しょ国についても、第9回太平洋・島サミットで議論される予定の気候変動やインフラ整備等の取組を推進する。インドについては、「日印産業競争力パートナーシップ」を通じて、日本企業の展開を後押しし、産業競争力強化を図る。これらの取組の基盤となる在外公館を含む外交実施体制の整備を推進する。

(第8回アフリカ開発会議 (TICAD8) に向けたアフリカ開発支援)

- ・2022年にチュニジアで開催予定の TICAD8 に向け、ポストコロナを見据えたアフリカの開発を官民双方で力強く後押ししながら、SDGs ビジネスを含む日本企業のアフリカ展開を推進し、日本企業のビジネスチャンスを拡大する。そのため、「アフリカビジネス協議会」での議論も踏まえ、「日アフリカ官民経済フォーラム」、「官民合同ミッション」等の場を活用しながら、独立行政法人国際協力機構 (JICA)、JETRO、民間企業の密接な連携を図る。あわせて、ODA も活用しつつ、アフリカの産業人材育成、ビジネス環境整備に引き続き取り組む。

(中小企業・SDGs ビジネス支援事業の推進)

- ・JICA が行う「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」により、途上国の開発ニーズと日本企業の優れた製品、技術等をマッチングさせるため、ODA を活用して、企業による現地事情や市場調査等の支援を行うことで、中小企業の海外展開と途上国の開発の双方に貢献する。

(STI for SDGs の取組加速化)

- ・「SDGs のための科学技術イノベーション (STI for SDGs)」を推進するため、世界銀行への拠出を通じてケニアの STI for SDGs ロードマ

ップの作成をインドと連携しつつ支援する。また、国連開発計画（UNDP）への拠出を通じてインド等における社会課題解決のために日本の科学技術やイノベーションのノウハウの活用について検討を行う。さらに、途上国等での事業創造促進を目的とした STI for SDGs プラットフォームにおいて、SDGs に係る具体的な問題をテーマに日本の企業等が取り組む方法について実証調査を行う。

（４）クールジャパン等

- ・新型コロナウイルス感染症により甚大な被害を受けた飲食、観光、文化・芸術、イベント・エンターテインメント等のクールジャパン（CJ）関連分野を支え、その存続の確保や更なる発展に向け、必要な対策を着実に実施する。
- ・「CJ 戦略」（令和元年 9 月 3 日知的財産戦略本部決定）を再構築し、CJ 戦略会議等を通じて関係省庁の連携を図り、観光、食、文化、アート、国立公園、老舗、地域等の個別分野の魅力の深堀り、分野間連携の強化、インバウンドと輸出の好循環の構築を行い、CJ の取組を推進する。
- ・日本に対する世界の人々の興味関心を維持し、新たな日本ファンを開拓するため、発信内容の精査やストーリー化の工夫、デジタル時代に相応しい手段や日本博等のプロジェクトの活用により、国全体の発信力を強化する。また、新たなビジネスモデルの確立に向けて、社会のデジタル化・オンライン化の加速も踏まえ、リアルとオンラインの最適な組合せによる取組などを支援する。
- ・コンテンツ産業や文化芸術関連産業の持続的発展のために、海外市場への展開も念頭に、人材育成や制作に係る取引の適正化、就業環境等の向上に向けて必要な対応を検討する。また、2021 年度よりコンテンツの製作・流通工程の効率化に資するシステムの開発・実証を一層進め、様々な業界と連携しながら、システムの普及を図る。
- ・放送コンテンツの海外展開に関し、動画配信の伸長等、急速な環境変化に関する分析・対応策の検討を行うとともに、これによる地域を含めた日本の魅力の発信を推進する。また、海外放送局への番組の無償提供の取組等を進める。
- ・外国映像作品のロケ誘致に関し、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う撮影状況や公開状況を踏まえつつ、人材育成を通じた映像産業振興、地域活性化やインバウンド増加など、その効果について検証し、財政支援を含めた持続的なロケ誘致策について結論を得る。
- ・日本産酒類の一層の輸出拡大を図るため、オンライン等を活用した認知度向上や販路拡大、ブランド化・酒蔵ツーリズムに関する酒類事業

者の取組を積極的に支援するとともに、地理的表示（GI）の普及・活用、高付加価値化に向けた技術支援等に取り組む。また、日本酒、焼酎・泡盛などの文化資源について、ユネスコ無形文化遺産への登録を目指す。

- eスポーツの地域活性化や共生社会実現への貢献、教育・社会福祉における利活用等の社会的意義も踏まえ、eスポーツの健全かつ多面的な発展のため、必要な環境整備を図る。
- 日本の魅力を輸出やインバウンドの促進につなげるため、在外公館、ジャパン・ハウス、国際交流基金、JETRO、JNTO等の機関の海外拠点を活用する。また、株式会社海外需要開拓支援機構の資金供給等を活用する。
- 「CJ 官民連携プラットフォーム」について、幅広い関係者の連携を確保するため、構成員による活動を活性化するとともに、ネットワーク化機能やリサーチ機能を強化し、より組織的な活動へ発展させる。
- SDGs 実現やグリーン社会の構築に向け、グリーンインフラを実装した日本モデル等を発信する機会とするため、2027年横浜において開催を目指す国際園芸博覧会の実現に向けた準備を推進する。